

表紙

群馬県無電柱化推進計画 2025 の概要

P. 1

群馬県無電柱化推進計画 2025

無電柱化の最上位計画である「ぐんま・県土整備プラン 2025」の改定や、群馬県無電柱化推進計画 2019 の策定から 5 年が経過し、最新の関連計画との整合を図るための見直し

無電柱化の定義：電線を地下に埋設する方法やその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制することで、道路上の電柱又は電線を撤去すること。

計画対象路線

群馬県全域における国道、県道および市町村道（計画・事業中の新設道路も含む）

計画期間

2025 年度（令和 7 年度）～2034 年度（10 年間）、概ね 5 年毎に見直しを実施

基本方針

P. 28

防 災

災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助活動の円滑化

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

整備方針

P. 31

- （方針 1）道路管理者間および官民連携による無電柱化整備の推進
- （方針 2）電柱移設も含めた、様々な整備手法の組み合わせによる柔軟な無電柱化整備
- （方針 3）無電柱化の必要性に合わせた防災面を優先とする重点的な整備の推進
- （方針 4）同時整備等によるコスト縮減や工期短縮を図る事業の効率化

本計画の特徴

P. 1

- ・ 2019 年に策定された群馬県初の無電柱化推進計画の見直し版
- ・ 国道・県道・市町村道全ての県内道路を対象とし、無電柱化全国初の無電柱化推進計画
- ・ 電線管理者と強力に連携し、電柱移設も含めた柔軟な無電柱化整備方針
- ・ 今後 10 年間における優先的に整備する区間や整備目標を分野毎に定めた計画（「防災」「安全・円滑な交通確保」「景観形成・観光振興」の 3 分野）

群馬県における無電柱化の現状

P. 19

無電柱化率は県全体で約 0.7%（もともと電柱・電線類のない区間を含む）に留まっており、無電柱化の整備延長で見ると全体の約 0.3%（整備延長約 107.3km）程度と、無電柱化は大きく立ち遅れている状況

P. 21

無電柱化に関する群馬県の課題

- （1）無電柱化整備における課題
 - ・ 無電柱化事業への沿道住民の理解 ・ 高い整備費用 ・ 地上機器設置場所に関する合意形成
- （2）防災における課題
 - ・ 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築する路線の無電柱化を推進
 - ・ 交差点部を含めた無電柱化の連続性確保 ・ 新設道路における電柱の建柱対策
 - ・ 緊急輸送道路等の防災上の優先度が高い区間における既設電柱の占用禁止
 - ・ 活断層の地震による電柱倒壊
 - ・ 地震による液状化の影響
- （3）安全・円滑な交通確保における課題
 - ・ 狭隘道路等における地上機器設置への対応
- （4）景観形成・観光振興における課題
 - ・ 主要な観光地周辺（富岡製糸場等）における無電柱化の推進

防 災

災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助・復旧活動の円滑化

災害時における救命救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するために必要な道路である、災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線の無電柱化を推進

目指すべき将来像

災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線のうち防災面で高い整備効果が期待できる路線や区間の無電柱化を優先的に無電柱化

今後 10 年における実施目標

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの第一次緊急輸送道路の無電柱化
 - 交通拠点（高速道路 I C）から第 1 次防災拠点に繋がる道路
 - 第 1 次防災拠点間を繋ぐ道路

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区の歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を推進するものとし、バリアフリー重点整備地区内の特定道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

バリアフリー重点整備地区および中枢拠点や都市拠点等において安全な交通確保が必要な路線の無電柱化

今後 10 年における実施目標

- 重点整備地区内のバリアフリー特定道路の無電柱化
 - バリアフリー特定道路における整備必要区間における整備完了

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

観光資源や歴史・文化遺産と一体となった良好な景観の形成、眺望の改善を目指し、主要な観光地の周辺路線の無電柱化を推進するものとし、特に重要な位置づけを持つ「世界文化遺産」「重要伝統的建造物群保存地区」「歴史的風致維持向上計画における重点区域」の周辺道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

群馬県における主要な観光地の周辺道路の無電柱化

今後 10 年における実施目標

- 重要な位置づけを持つ観光地の周辺道路
 - 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路において県・市町村で対象とする路線の整備完了

無電柱化の推進に向けた施策等

無電柱化事業の促進

- 多様で柔軟な無電柱化手法による整備促進
- 事業手法の工夫や新たな手法の取り入れによる事業の効率化
- 電線共同溝整備における事業調整によるコスト縮減と工期短縮

電柱、電線の設置抑制、撤去

- 占用制限制度の適切な運用
- 交差点部における道路管理者、交通管理者、電線管理者との整備調整

占用企業者との埋設基準に関する取り決め

- 電線共同溝整備予定部分への上下水道等の占用調整による移設工事の削減

無電柱化の推進に向けた体制づくり

- 広報・啓発活動の実施
- 関係者間の連携の強化
- 技術力の向上
- 無電柱化の推進に向けたルール作り
- 必要に応じた補助制度等の検討

目 次

群馬県無電柱化推進計画 2025 とは	p.1
---------------------	-----

第1章 計画の見直しと位置づけ

1. 計画見直しの背景と目的	p.2
2. 位置づけ	p.3
(1) 本計画の位置づけ	p.3
(2) 計画対象路線と計画期間	p.4

第2章 無電柱化の近年の動向と整備方法

1. 無電柱化の意義と動向	p.5
(1) 無電柱化の意義	p.5
(2) 無電柱化に関する国の動向	p.6
2. 無電柱化の整備方法	p.9
(1) 無電柱化の整備方式	p.9
(2) 電線共同溝方式における整備手法	p.14
(3) 現在、検討が進められている整備方式	p.18

第3章 群馬県における無電柱化の現状

1. 群馬県の無電柱化状況	p.19
2. 群馬県における無電柱化に関する課題	p.21
(1) 無電柱化整備における課題	p.21
(2) 防災における課題	p.24
(3) 安全・円滑な交通確保における課題	p.27
(4) 景観形成・観光振興における課題	p.27

群馬県無電柱化推進計画 2025とは

この計画は、「ぐんま・県土整備プラン2025」における将来像を実現するための政策・施策において「災害レジリエンスNo.1の実現」を最重点政策に掲げていることを受け、2019年に策定されて5年が経過した「群馬県無電柱化推進計画2019」の内容を見直したものです。

「群馬県無電柱化推進計画 2019」の策定以降に改定された、国土交通省の「無電柱化推進計画」、群馬県の「ぐんま・県土整備プラン 2025」の最新版との整合や、昨今の災害の激甚化・頻発化への対応として、本計画では、防災面における無電柱化を積極的に推進し、電線共同溝以外の多様な整備手法を組み合わせ、低コストで整備するなど、更なる道路の効果的な無電柱化に向けて、具体的な施策を定めています。

1. 目的

昨今の災害の激甚化・頻発化を受け、群馬県内の災害レジリエンス No.1 の実現に向け災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線のうち無電柱化を優先すべき区間を設定するとともに、国道・市町村道の道路管理者への無電柱化計画路線の見直しに関する調査を反映した、現計画の「無電柱推進計画 2019」の見直しを実施し、道路管理者と電線管理者の官民連携を図りながら災害レジリエンス No.1 を目指します。

2. 対象路線

群馬県全域における国道、県道および市町村道を計画対象路線とします。（計画・事業中の新設道路も含む）

3. 計画期間

2025年度（令和7年度）～2034年度の10年間とし、概ね5年毎に見直しを行います。

4. 計画の特徴

- 2019年に策定された「群馬県無電柱化推進計画 2019」の見直し
- 国道・県道・市町村道の無電柱化計画路線の見直し調査を実施
- 電線管理者と強かに連携し、電柱移設も含めた柔軟かつ低コストの無電柱化整備方針
- 災害レジリエンス No.1 の実現に向け、災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線のうちから無電柱化を優先すべき区間を設定し、今後10年間における分野毎の優先箇所、目標を定めた計画

第1章 計画の見直しと位置づけ

1. 計画の見直しと目的

無電柱化は都市の防災機能の向上、安全・円滑な通行空間の確保、景観形成・観光振興を目的とした施策であり、群馬県では2019年に「群馬県無電柱化推進計画2019」を策定しました。

策定から5年が経過し、昨今深刻化する災害の激甚化・頻発化への対応に向けた無電柱化を優先すべき区間の設定や、「群馬県無電柱化推進計画2019」の上位計画である国土交通省の「無電柱化推進計画」、及び群馬県の「ぐんま・県土整備プラン2025」の最新版との整合を図りつつ、道路管理者と電線管理者の官民連携を図りながら、無電柱化による災害レジリエンスNo.1の実現を目指します。

【 本県での自然災害による電柱倒壊の被害例 】



大型台風による電柱倒壊
(2019年(令和元年)台風15号 県道東御孺恋線)

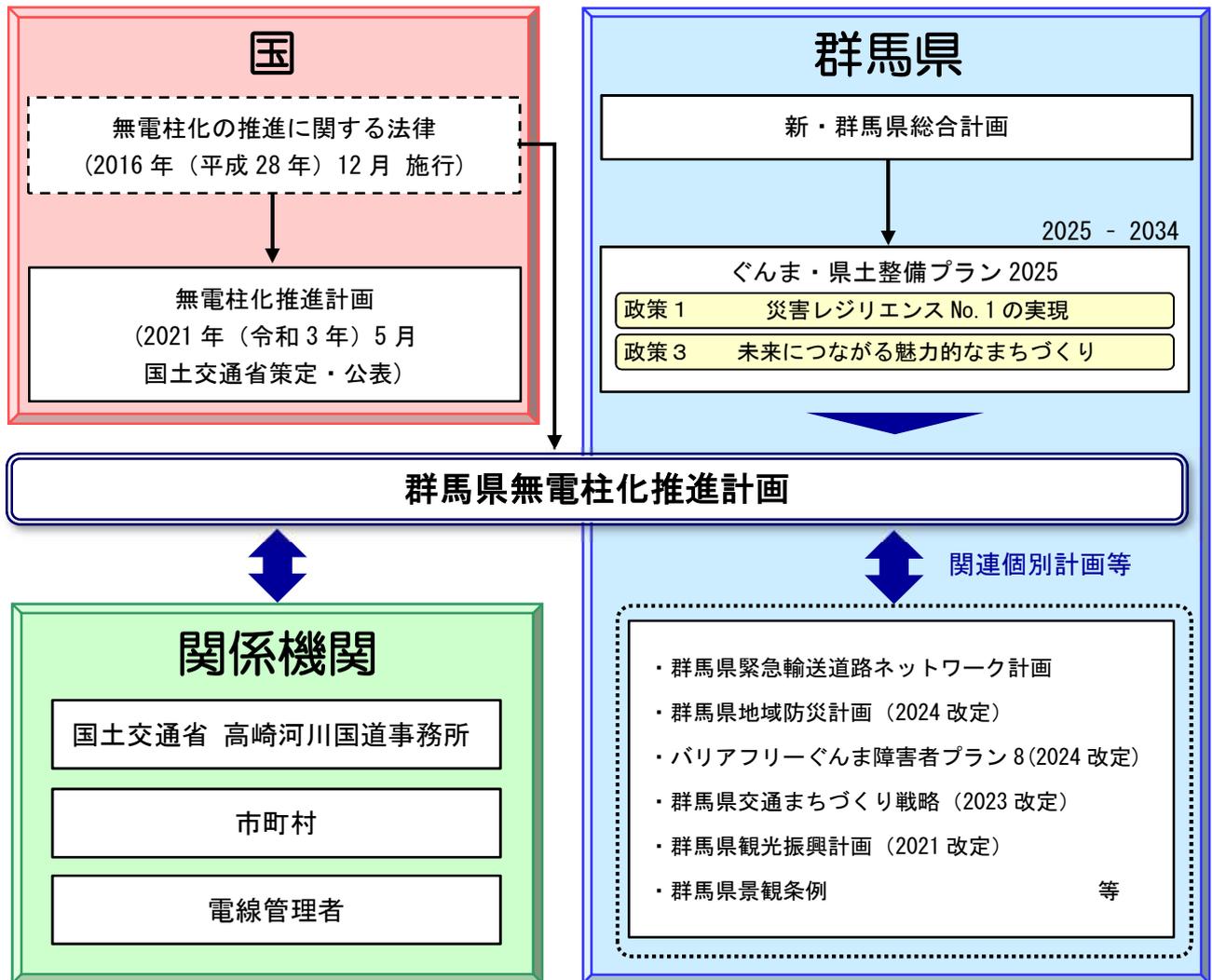
【無電柱化の定義】

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制しおよび道路上の電柱又は電線を撤去すること。（「無電柱化の推進に関する法律」より）

2. 位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」の第8条に規定される「無電柱化推進計画」として、県政運営の羅針盤となる「新・群馬県総合計画」、群馬県社会資本整備に関する基本的な考え方をまとめた「ぐんま・県土整備プラン 2025」の重点施策である無電柱化事業を、群馬県全体で一層推進することを目的として、今後における各道路管理者の具体的な方針を示すものです。



【群馬県無電柱化推進計画の位置づけ】

(2) 計画対象路線と計画期間

①計画対象路線

本計画では、群馬県全域における国道、県道および市町村道を計画対象路線とします。
(計画・事業中の新設道路も含む)

②計画期間

本計画は、2025年度(令和7年度)～2034年度の10年間を対象とし、無電柱化の推進に関する基本方針、整備方針、実施計画を定め、概ね5年毎に見直しを行うものとします。

第2章 無電柱化の近年の動向と整備方法

1. 無電柱化の意義と動向

無電柱化は、電線を地下に埋設することやその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置の抑制および道路上の電柱又は電線を撤去することであり、『①防災』、『②安全・円滑な交通確保』、『③景観形成・観光振興』の観点から実施されています。

（1）無電柱化の意義

①防災

大規模災害（地震、竜巻、台風等）が発生した際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止します。

昨今、台風の大型化や大地震の発生リスクの増加が懸念される中、電線類を地中化することで災害時の避難経路や物資輸送経路が確保でき、災害時におけるライフラインの信頼性・安全性が向上します。



<災害時の電柱倒壊状況>
(国道 354 号)

②安全・円滑な交通確保

歩道にある電柱が無くなることで歩道スペースが広くなり、歩行者や車椅子・ベビーカーを利用する方の安全な通行が可能になります。

また交差点での見通しも良くなり、交通標識等も見やすくなることから、交通安全に寄与します。



<通行を妨げる電柱状況>
(グリーンドーム前橋周辺)

③景観形成・観光振興

電柱や電線のないすっきりした景観になり、まちが美しく生まれ変わります。

無電柱化による景観の向上は、まちや観光地の魅力を高め、地域の活性化や観光振興に寄与します。



<景観を妨げる電柱状況>
(富岡製糸場周辺)

(2) 無電柱化に関する国の動向

①無電柱化推進計画

国は「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、2018（平成31年）年4月に「無電柱化推進計画」を策定し、2021（令和3年）年5月に同計画を改定しました。2021年5月の改定では、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化を推進するものとして、2021年度から2025年度までの5年間において、以下に示す無電柱化の推進に関する整備目標を掲げ、無電柱化に取り組んでいます。

【 国が無電柱化を重点的に整備する路線と整備目標 】

	2021年度	2025年度
①防災		
○電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路	： 無電柱化着手率 38%→52%	
②安全・円滑な交通確保		
○バリアフリー化の必要な特定道路	： 無電柱化着手率 31%→38%	
③景観形成・観光振興		
○世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区	： 37地区→46地区	
○重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区	： 56地区→67地区	
○歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区	： 46地区→58地区	
		
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 上記の目標を達成するため、約4,000kmの無電柱化を推進 </div>		

②無電柱化のコスト縮減

我が国における無電柱化の主流な手法である電線共同溝方式は、一般的に施設延長1km当たりの整備に要する道路管理者の負担はおよそ4億円、電線管理者の負担はおよそ1.8億円（国土交通省調べ）と非常に高額であり、無電柱化が進まない要因の一つとされています。

国では、電線共同溝方式による無電柱化の低コスト手法の推進に向け、2017年（平成29年）年3月に「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）-Ver.1-」を策定しました。その後、新たな手法の追加や、電線共同溝方式以外の多様な無電柱化手法の活用に向け、2024年（令和6年）3月に最新版となる「無電柱化のコスト縮減の手引き」を策定しています。

【 国が策定した無電柱化のコスト縮減に関する施策と内容 】

○「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）-Ver.1-」（2017年（平成29年）3月）

【目的】

主に自治体を対象とした電線共同溝方式の低コスト手法の適用による無電柱化の推進

【コスト縮減内容】

- ・浅層埋設方式
- ・小型ボックス構造

○「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）-Ver.2-」（2019年（平成31年）3月）

【目的】

-Ver.1-に新たな低コスト手法を追加した更なる無電柱化の促進

【コスト縮減内容】

- ・浅層埋設方式
- ・小型ボックス構造
- ・ケーブル直接埋設方式
- ・民地への電力管及び通信管の一管供用引込

○「無電柱化のコスト縮減の手引き」（2024年（令和6年）3月）

【目的】

電線共同溝方式だけでなく、無電柱化全般に関するコスト縮減の推進

【コスト縮減内容】

- ・管路直接埋設構造における低コスト管路材の活用、特殊部の共有化等
- ・小型ボックス構造
- ・ケーブル直接埋設方式
- ・多様な整備手法の活用
- ・常設作業帯の活用といった施工方法の工夫
- ・地中探査技術の活用

○「電線共同溝参考資料（案）」（2019年（令和元年）12月）

【目的】

電線共同溝のコスト縮減に寄与できる構造を選択し、計画・設計すること。

【コスト縮減内容】

- 既存ストック活用方式

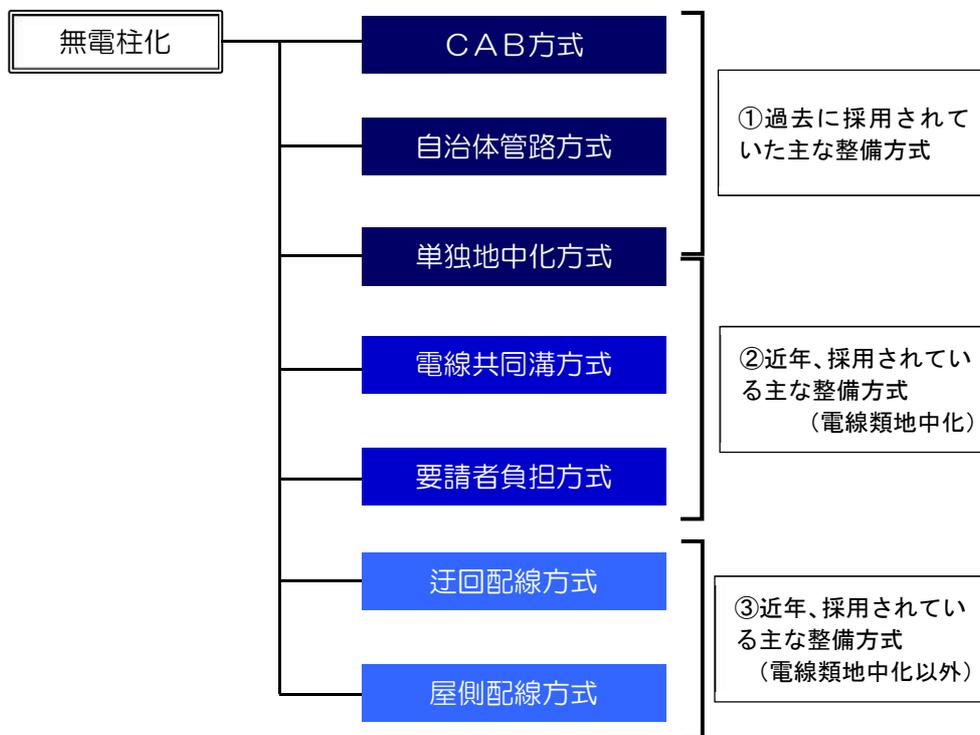
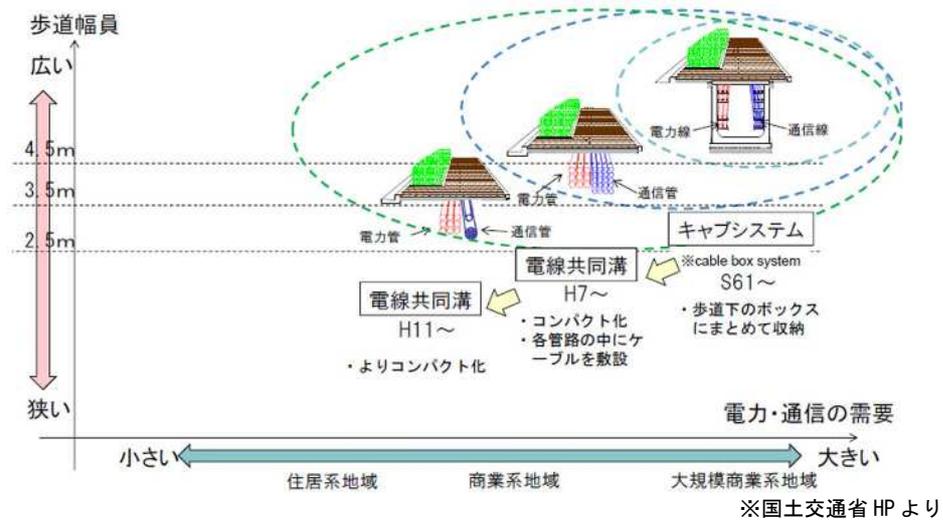
2. 無電柱化の整備方法

(1) 無電柱化の整備方式

これまでの無電柱化事業においては、時代の移り変わりと技術の進歩に伴い、その時勢と条件に合わせて、様々な整備方法が採用されてきました。また現在も、無電柱化の促進を目指して、新たな整備方法の検討が進められています。

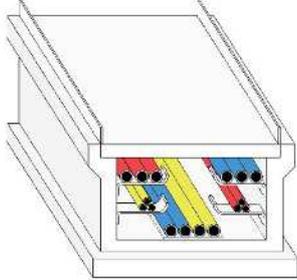
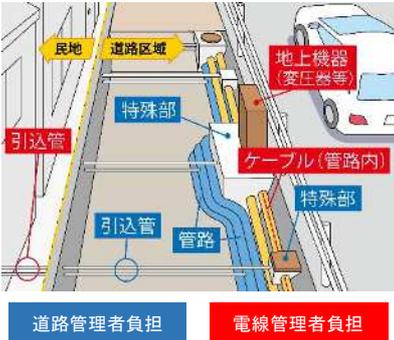
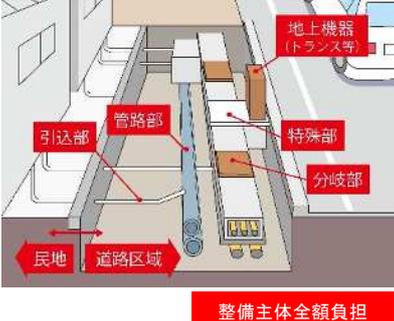
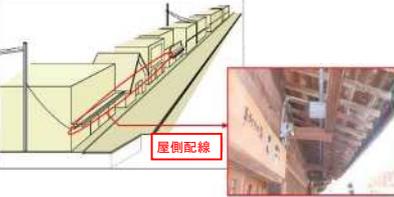
以下では、無電柱化手法の変遷と代表的な無電柱化の整備方式について紹介します。

【地中化手法の変遷】



【 無電柱化の整備方式 】

【 無電柱化の整備方式における費用負担と構造形式 】

対象の整備方式	費用負担	構造イメージ
C A B方式	ケーブルを収容するU型構造物を道路管理者が負担し、収容するケーブルや電気・通信設備等を電線管理者が負担して整備する方式	
自治体管路方式	ケーブルを収容する管路や特殊部を道路管理者が負担し、収容するケーブルや電気・通信設備等を電線管理者が負担して整備する方式	
電線共同溝方式	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者および電線管理者で負担して整備する方式	
単独地中化方式	主体となる電線管理者が全額負担して整備する方式	
要請者負担方式	無電柱化の要請者が全額負担して整備する方式	
迂回配線方式	地中化以外の整備方式で、道路管理者および電線管理者で負担して整備する方式	
屋側配線方式	地中化以外の整備方式で、道路管理者および電線管理者で負担して整備する方式	

① 過去に採用されていた主な整備方式

近年では、整備費用や施工条件等から、ほとんど採用されなくなった整備方式ですが、条件等が合えば今後も採用される可能性がある方式です。

■ CAB方式

<概要>

電気、電話、ケーブルテレビなどの電線・回線類をU字型の構造物にまとめて収納して地中化する整備方式で、管理は道路管理者が行います。

CAB方式を更にコンパクト化し、コストも安価となる電線共同溝方式が確立されたため、近年ではほとんど採用されていませんが、条件が合えば今後も採用される可能性がある方式です。



群馬県での整備事例
<国道17号> (前橋市)

■ 自治体管路方式

<概要>

管路設備の材料費と管路敷設工事費を地方自治体が負担し、残りのケーブル・設備の材料費や敷設工事費を電線管理者が負担して地中化する整備方式で、管理は道路管理者が行います。

位置づけが道路占用物となり、電線共同溝方式が確立されてからは、ほとんど採用されていませんが、条件が合えば今後も採用される可能性がある方式です。



群馬県での整備事例
<県道前橋高崎線> (高崎市)

■ 単独地中化方式

<概要>

電気、電話など電線類について、電線管理者が自らの費用により単独で地中化する整備方式で、その後の管理も電線管理者が行います。

昭和後期～平成初期においては、地域要望に合わせて実施されていた主要な方式でしたが、近年では、高架下や鉄道敷等、物理的に架空線での敷設が困難な箇所や新設道路の交差点等、地中線での供給が適当である場合に、電線管理者自らの費用で整備する方式です。



群馬県での整備事例
<前橋駅前広場>

② 近年、採用されている主な整備方式（電線類地中化）

整備方法として確立され、近年、無電柱化事業を進める際に主に検討される、地中化による整備方式です。

■ 電線共同溝方式

＜概要＞

近年、最も採用されている整備方式で、無電柱化整備における基本方式とされており、管理は道路管理者が行います。

2社以上の電線管理者が参画することを条件として、道路管理者と電線管理者がそれぞれ費用を負担して地中化する整備方式です。



群馬県での整備事例
＜県道前橋大間々桐生線＞（前橋市）

■ 要請者負担方式

＜概要＞

無電柱化の優先度が低いと判断された箇所で、無電柱化への要請がある場合に、要請者の負担により地中化する整備方式です。なお、管理は箇所毎に様々です。

開発事業(再開発、土地区画整理等)や開発行為で整備される道路において、採用される可能性がある方式です。



群馬県での整備事例
＜板倉ニュータウン＞

③ 近年、採用されている主な整備方式（電線類地中化以外）

沿道条件が合致する場合や地中化が難しい場合において検討される、地中化以外の整備方式です。

■ 迂回配線方式

<概要>

主要な表通りを無電柱化するため、支道（枝道）や後背道路、後背敷地を活用し、電柱、電線等に移設して無電柱化を整備する方式で、地中化以外の整備方式となります。なお、管理は電線管理者が行います。

並行する道路があり、裏通りからの供給が可能かつ地権者の合意が得られた場合において採用される可能性がある方式です。



群馬県での整備事例
<甘楽町 御殿前通り>

■ 屋側配線方式

<概要>

無電柱化対象路線の脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒や壁面等を活用して配線する方式で、地中化以外の整備方式となります。なお、管理は箇所毎に様々です。

連続して配線可能な軒下や壁面が存在し、配線する家屋等における地権者等の合意が得られた場合において採用される可能性がある方式です。



屋側配線方式の整備事例
<三重県亀山市関町>
※国土交通省 HP より

(2) 電線共同溝方式における整備手法

近年、最も実施例が多く、無電柱化の整備方法として主流となっている電線共同溝方式においては、道路条件や沿道条件に合わせて様々な整備手法が採用されています。

以下では、電線共同溝方式における代表的な整備手法を紹介します。

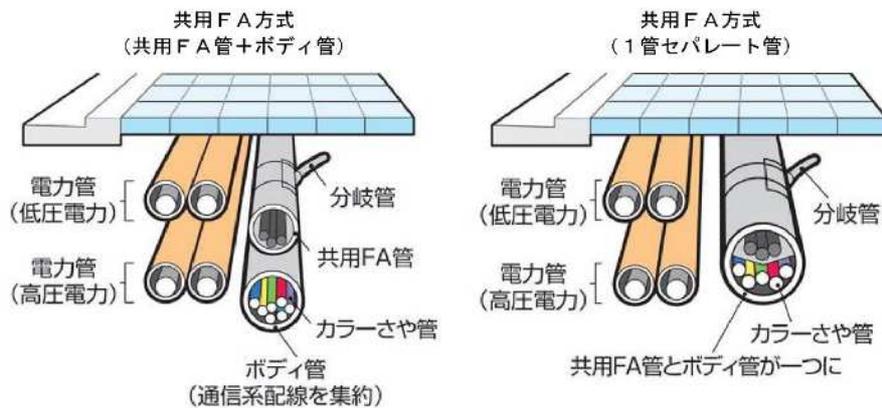
① 従来手法

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（1995年（平成7年）施行）」に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する手法で、幅員が確保できる歩道（一般的に2.5m以上）上に地上機器を設置し、道路区域内で整備する方法です。

電力・通信ケーブルの収容方法により管路構造が異なり、単管構造、トラフ構造、共用FA構造など、参画する電線管理者数や道路条件等に合わせて構造が決定されます。

※ 具体的な内容は「群馬県電線共同溝マニュアル」を参照

電線共同溝における代表的な管路構造（※群馬県電線共同溝マニュアルより）

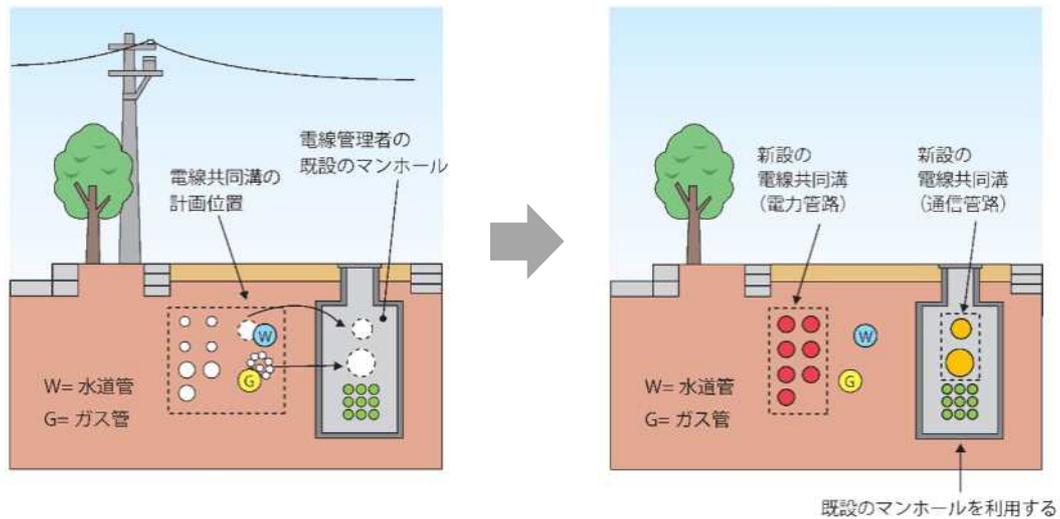


【 電線共同溝の施工状況 】

② 既存ストック活用手法

電力・通信の既存施設（管路、マンホール、ハンドホール等）を有効に活用して無電柱化を行う手法です。

電線管理者が持つ既存施設を電線共同溝として活用することで、既設埋設物との支障回避やコスト縮減が図られる整備方法です。

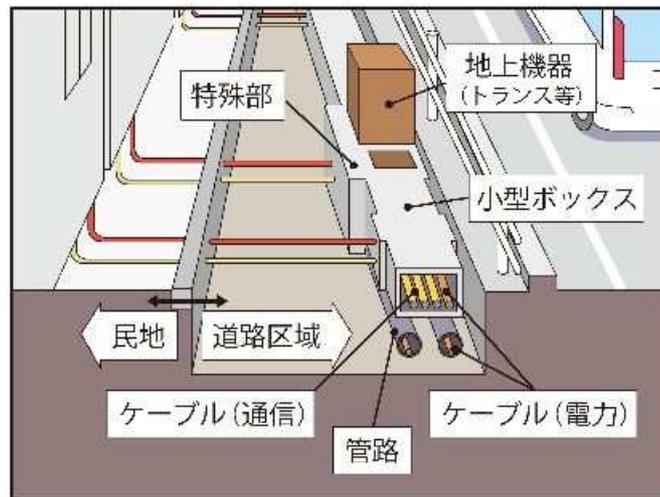


【 既存ストック活用手法のイメージ図 】

③小型ボックス構造

管路の代わりに小型ボックス構造を活用し、同一ボックス内に低圧電力線と通信線を同時収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式である電力・通信の既存施設（管路、マンホール、ハンドホール等）を有効に活用して無電柱化を行う手法です。

新潟県見附市において試験導入が実施されて以降、愛知県岡崎市における国道1号岡崎康生電線共同溝をはじめ、整備事例が増加しています。



【 小型ボックス構造のイメージ図 】



【 小型ボックス構造の整備事例 】
 <見附市：ウエルネスタウンみつけ>

③ 地上機器の設置場所確保に関する対応手法

1) ソフト地中化手法

道路区域内の整備を前提条件とした中で、歩道が狭く、地上機器の設置場所の確保が困難な場合や、有効幅員の確保が必要な場合において、地上機器の代わりに道路管理者の管理する設置柱に柱上変圧器を共架して地上機器の設置を削減する手法です。

そのため、既存電柱・電線が無くなる代わりに道路管理者柱（照明併存など）が必要となります。



【 ソフト地中化の整備事例（国道17号） 】

2) 道路区域外用地の活用

歩道が狭い、もしくは歩道が無い場合、道路区域内で地上機器の設置が困難な場合において、道路区域外の用地を買収もしくは借用することで地上機器の設置場所を確保して、電線共同溝の整備を行う手法です。

そのため、設置場所を確保するためには、地権者の協力が不可欠となる整備手法です。



【 道路区域外用地活用手法の整備事例（川越市） 】

(3) 現在、検討が進められている整備方式

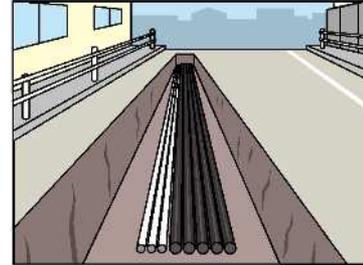
現在、無電柱化事業の促進を目的に、低コスト化を目指して検討が進められており、今後実用化が期待されている整備方式です。

■ ケーブル直接埋設方式

<概要>

ケーブルを管路に収容せずに、直接埋設して地中化する整備方式です。

まだ実験段階の方式ですが、実用化された場合には大きなコスト削減が期待される方式です。



直接埋設方式の検証事例
<国土交通省 HP より>

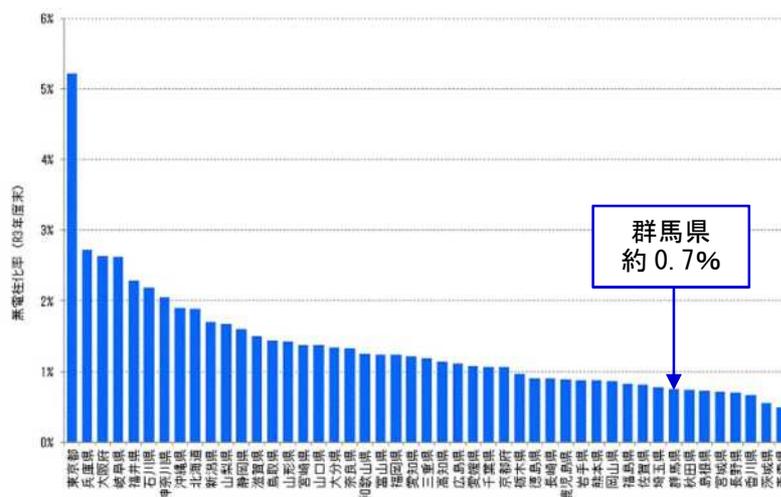
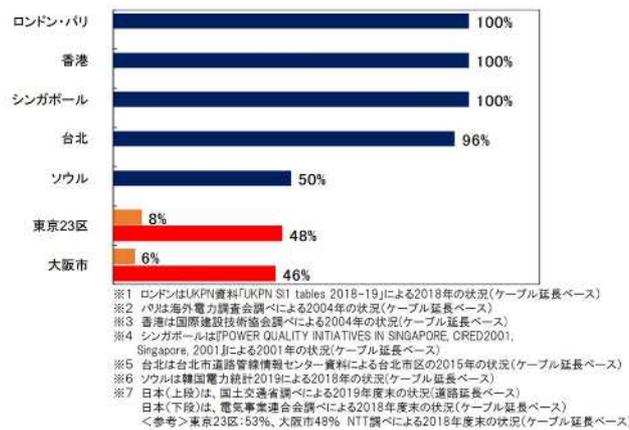
第3章 群馬県における無電柱化の現状

1. 群馬県の無電柱化状況

我が国の無電柱化は、1986年度（昭和61年度）から進められ、主に大都市中心部における幹線道路等の無電柱化が進められてきました。しかしながら、無電柱化がほぼ完了している欧米やアジア主要都市に対し、日本では最も進んでいる東京23区でも無電柱化率は約8%に留まっています。

本県では、2019年に無電柱化推進計画を策定しており、群馬県内の国道、県道、市町村道を対象に約189.8kmを無電柱化整備計画延長として決めました。しかし、令和3年度における群馬県の無電柱化率は、県全体で約0.7%（もともと電柱・電線類の無い区間を含む）程度と、本県の無電柱化は大きく立ち遅れているのが現状です。

【欧米主要都市と日本の都市の無電柱化の現状】



※全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(R3年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの

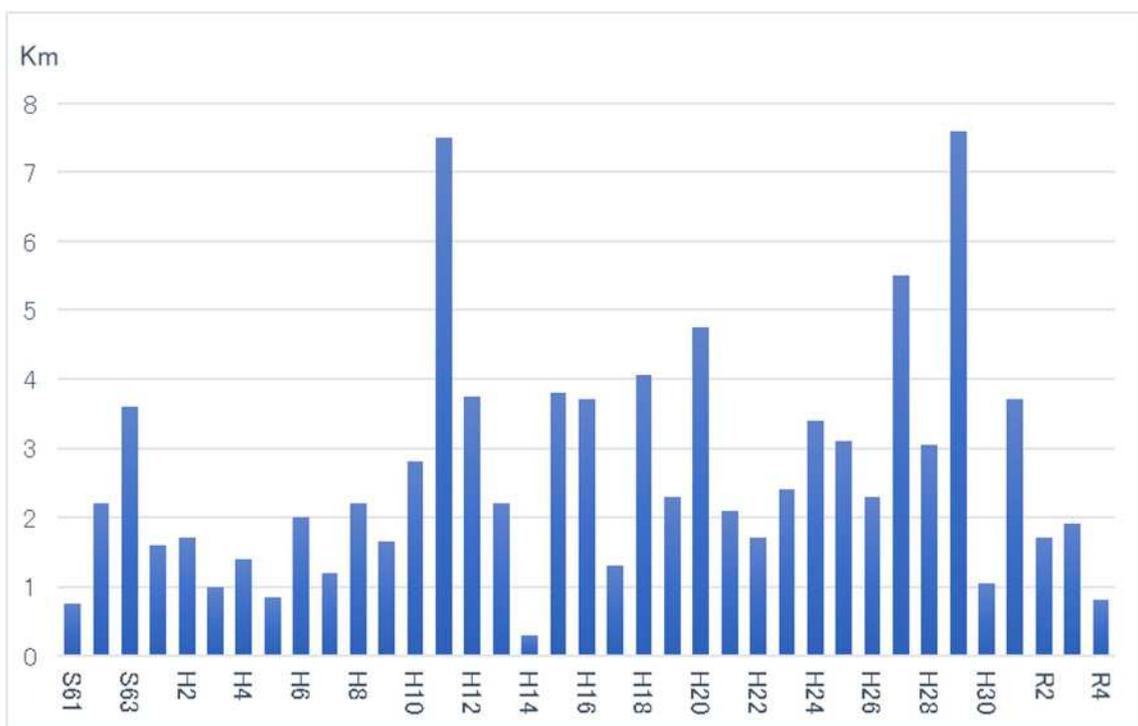
出典：国土交通省 HP より

【群馬県における無電柱化の整備状況（2022.4時点）】

区分	管理道路延長	無電柱化整備道路延長※	無電柱化率
群馬県全体	34,892.7 km	107.3 km	0.3%
うち国管理	201.6 km	26.3 km	13.0%
うち県管理	3,331.4 km	45.4 km	1.4%
うち市町村管理	31,359.7 km	36.1 km	0.1%

※無電柱化整備道路延長：地中化もしくは裏配線により無電柱化整備の事業を行った道路延長

【群馬県において無電柱化された道路の延長推移】



【群馬県における無電柱化の整備事例】

<整備前>



<整備後>



< 前橋市三俣町 主要地方道前橋大間々桐生線 >

2. 群馬県における無電柱化に関する課題

(1) 無電柱化整備における課題

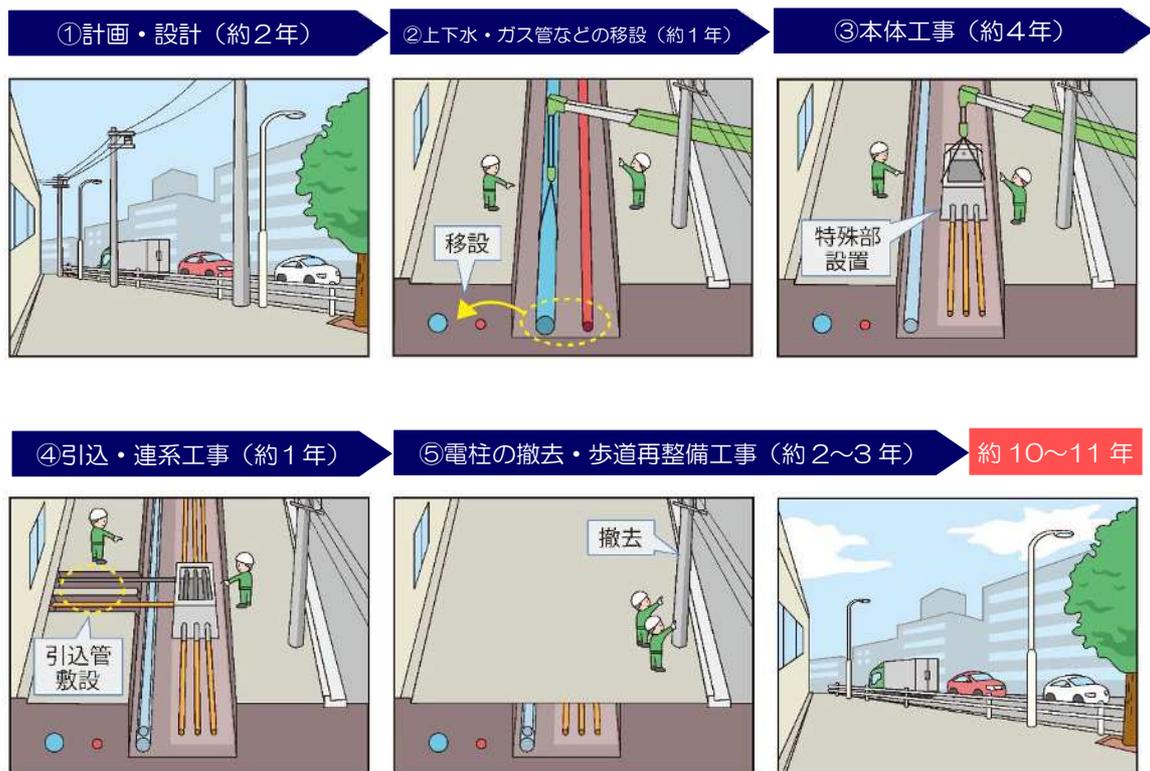
① 無電柱化事業への沿道住民の理解

群馬県におけるこれまでの整備実績から、無電柱化事業の主な整備方式である電線共同溝方式による整備では、1工区（約0.7 km）当りおよそ10～11年程度かかる傾向にあり、そのうち工事にかかる期間はおよそ8～9年程度と、完了までには非常に長い期間がかかります。

そのため、長期的な工事に関する沿道住民の理解と協力が不可欠であり、特に店舗等がある場合には、工事の時間帯の調整などが必要となり、さらに工事期間を要します。

※用地買収を伴う場合、民地との調整状況によっては、更に数年の期間を要しています。

【電線共同溝方式による無電柱化事業の流れ】

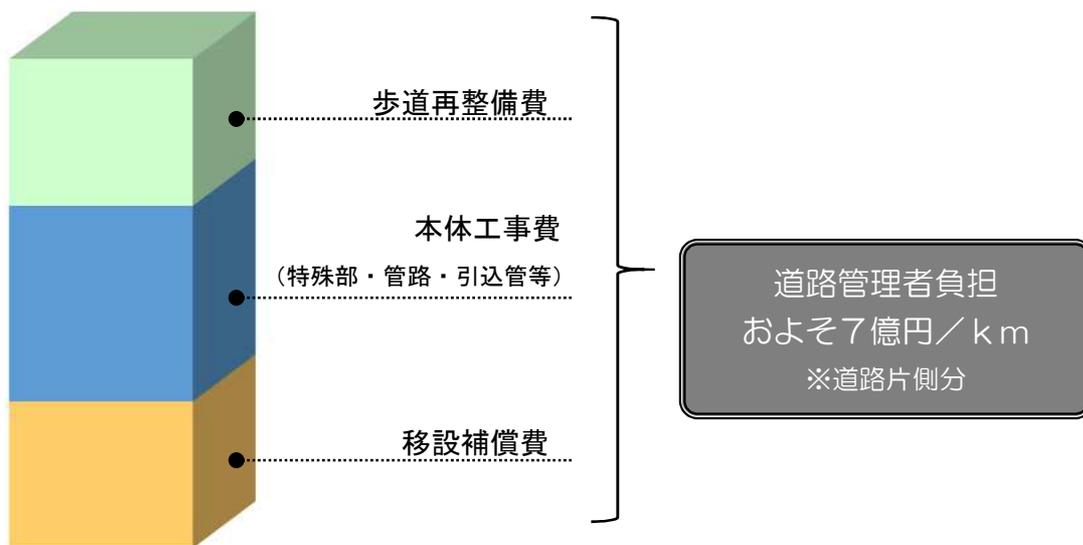
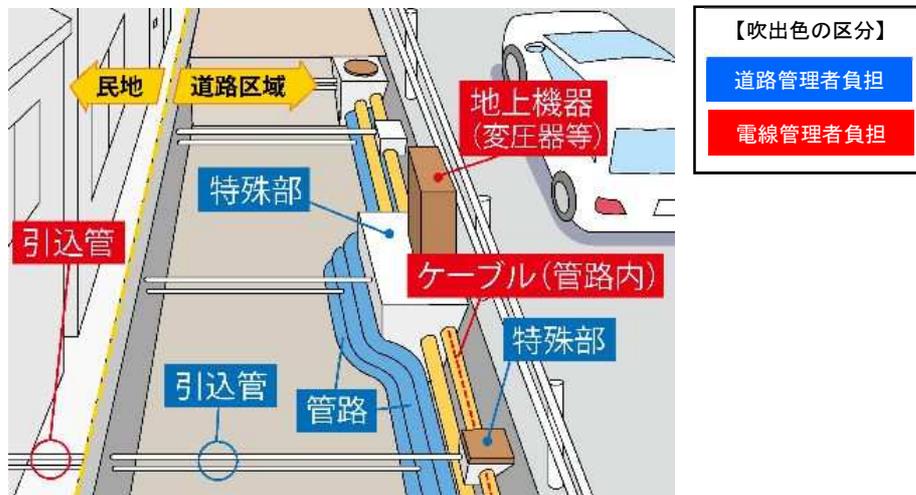


② 高い整備費用

無電柱化事業の主な整備方式となっている電線共同溝の整備には、群馬県におけるこれまでの整備実績から、無電柱化と合わせたバリアフリー整備等の歩道再整備事業を含めておよそ片側7億円/km（道路管理者負担のみ）と多額の費用がかかっています。

また、一般的に電線共同溝の施設延長1km当たりの電線管理者負担は1.8億円（国土交通省調べ）を要すとされており、無電柱化が進まない要因の一つとして、整備費用が高いことが挙げられます。

【電線共同溝整備における事業費負担】



③ 地上機器設置場所に関する合意形成

電線共同溝方式による整備においては、電気事業者の道路占用物として地上機器を設置する必要があり、歩道幅員が広い道路においては歩道上に地上機器の設置を行います。

一方で、歩道が無い道路や歩道幅員が狭い生活道路などでは、道路区域内で地上機器を設置することが困難なため、道路区域外の公共用地（学校や公園等）や民地における空きスペースを活用する必要があり、地上機器の設置場所に関する合意を得る必要があります。



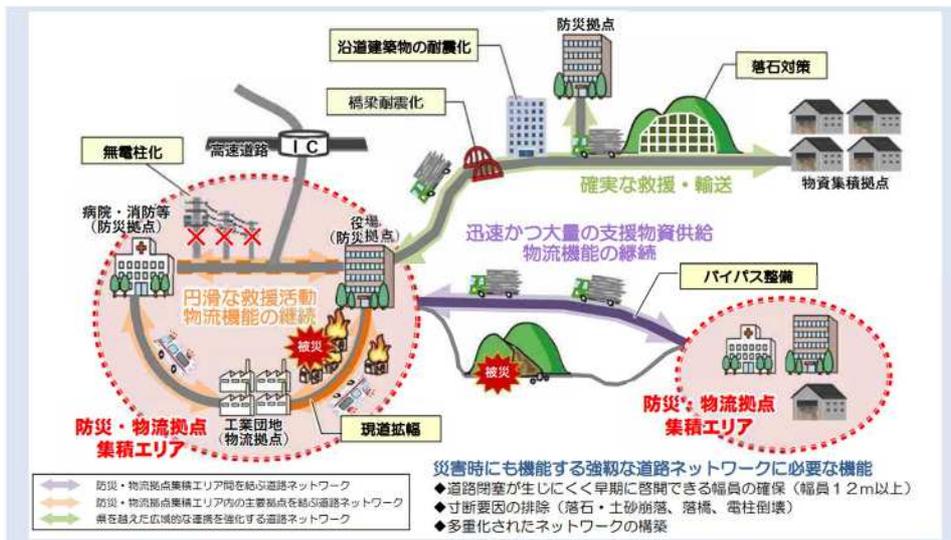
用地買収のため調整を進めた道路
(重要伝統的建造物群保存地区：桐生市桐生新町)

(2) 防災における課題

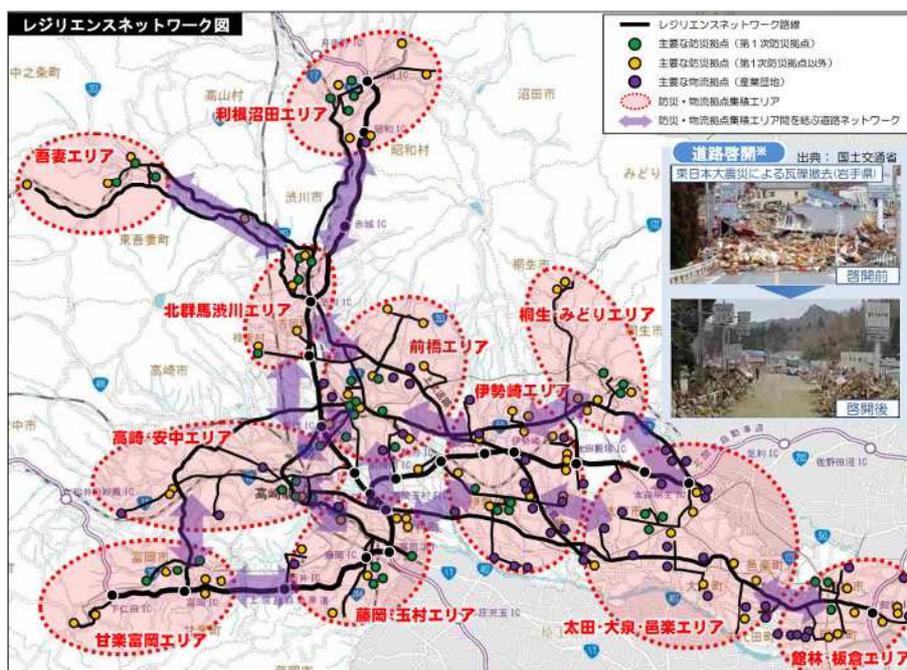
①災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築する路線の無電柱化を推進

群馬県の「ぐんま・県土整備プラン」において、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を目指すものとし、災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線が設定されました。

災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線における無電柱化を優先する必要があります。



【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークのイメージ】



【災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク図】

②交差点部を含めた無電柱化の連続性確保

無電柱化を行った路線の交差点部において、信号配線や道路を横断する電線が残り、無電柱化の連続性が確保されていない箇所が存在します。

交差点部を含めた防災機能の連続性確保の観点から、無電柱化を進めていく必要があります。



無電柱化された路線の交差点部
において横断線が残っている状況



交差点部の上空横断線を無くした事例
国道122号

③新設道路における電柱の建柱対策

これから整備する新設道路においては、防災機能確保の観点から、電柱を建てないで整備できる方法を講じる必要があります。



新設BPにおける電柱占有状況
県道25号 高崎渋川線



新設BPで電柱占有が無い状態
国道122号

④緊急輸送道路等の防災上の優先度が高い区間における既設電柱の占用禁止

緊急輸送道路等の防災上の優先度が高い区間においては、防災機能確保の観点から、既設電柱の占用を禁止する必要があります。



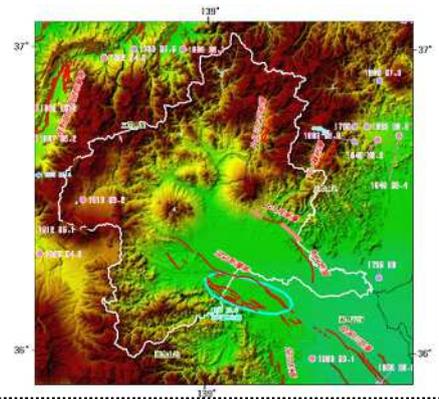
緊急輸送道路における電柱占用状況
県道 25 号 高崎渋川線



緊急輸送道路で電柱占有が無い状態
国道 122 号

⑤活断層の地震による電柱倒壊

群馬県内には 4 種類の活断層が存在しており、これらの活断層による地震が発生した場合のマグニチュードは 7~8 程度と想定され、電柱の倒壊による道路閉塞が生じる可能性があります。



群馬県内の活断層
政府 地震調査研究推進本部 HP より

⑥地震による液状化の影響

2024 年（令和 6 年）1 月の能登半島地震では、液状化により特殊部の浮き上がりや地上機器の傾きが確認されています。

群馬県では、利根川、烏川、渡良瀬川沿いは液状化危険度が高い区域となっており、電柱の倒壊による道路閉塞が生じるほか、既設の電線共同溝が損傷を受ける可能性があります。



地上機器の傾き（輪島市）
国土交通省 「無電柱化の推進に関する取組状況について」より

(3) 安全・円滑な交通確保における課題

商店街の活性化や歩行者視点の居心地の良い環境づくりのためにも無電柱化は重要な施策の一つとなっています。

しかしながら、商店街や生活道路のような歩道が狭いもしくは歩道が無い路線の無電柱化においては、地上機器の設置への対応策が必要となります。

(整備前)



(整備後)



歩道が無い路線で整備された事例（高崎市レンガ通り）

(4) 景観形成・観光振興における課題

電柱や電線が、群馬県特有の緑豊かな山々や自然に恵まれた山地の景観を妨げています。

また主要な観光地周辺における無電柱化も進んでおらず、歴史的風致維持向上計画における重点区域ですら無電柱化されていないのが現状です。



電柱や電線による妙義山の風景の妨げ
県道47号 下仁田安中倉淵線



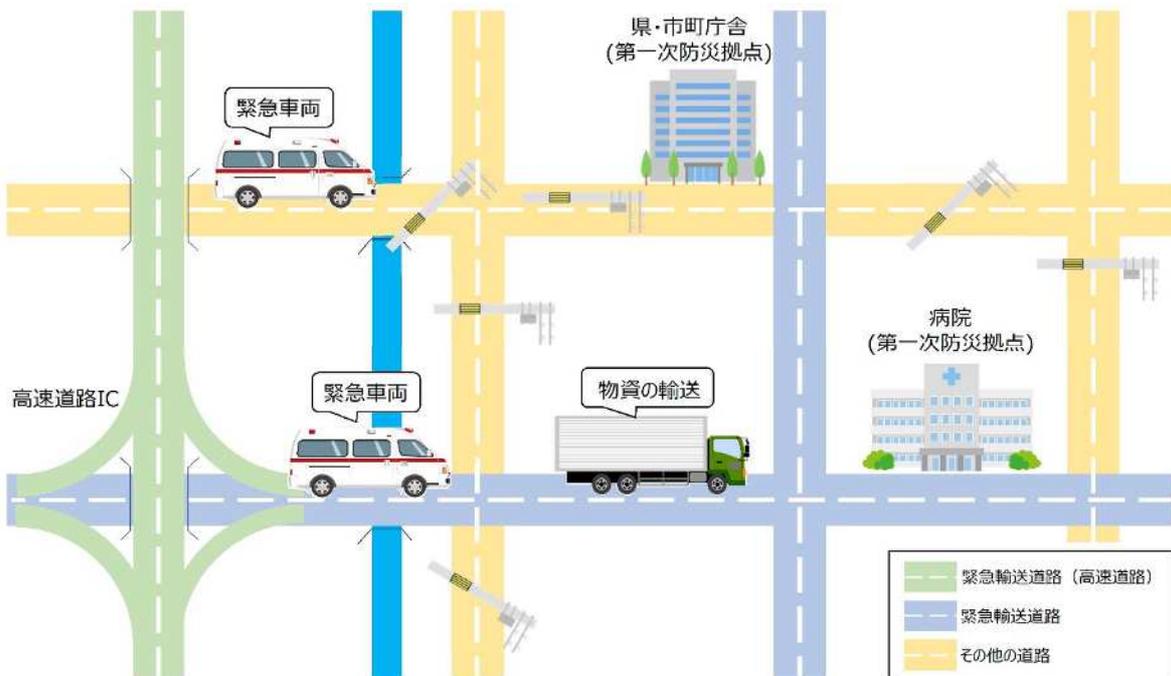
歴史的風致維持向上計画における重点区域
である小幡地区の電柱や電線の状況

第4章 無電柱化の推進に関する基本的な考え方

1. 無電柱化の基本方針

無電柱化によりもたらされる『防災』、『安全・円滑な交通確保』、『景観形成・観光振興』の整備効果を踏まえ、群馬県における無電柱化の推進に向けた基本方針は以下のとおりとします。

基本方針 1 【防災】	■災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助・復旧活動の円滑化
	<p>災害時における救命救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するために必要な道路である、災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線の無電柱化を推進します。</p> <p>なお、都市計画道路等の道路整備については、関連事業と調整を図りながら効率的に無電柱化を推進します。</p>



【電柱倒壊による防災ネットワークの寸断イメージ】

基本方針2
【安全・円滑な交通確保】

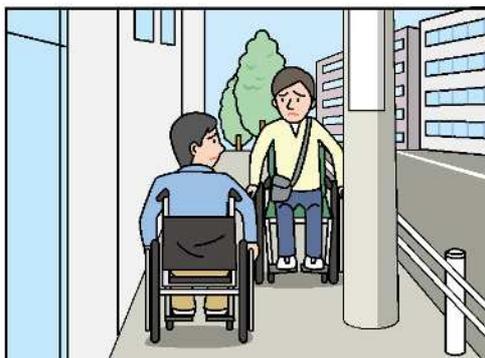
■ 歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区の歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を推進します。

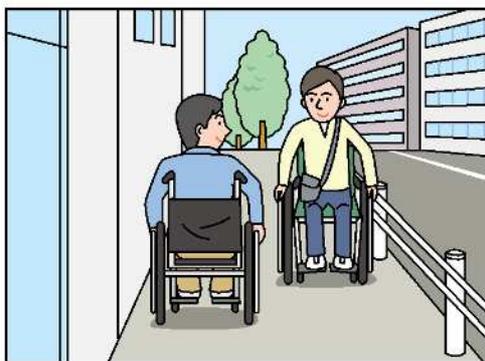
特に、バリアフリー重点整備地区内の特定道路について優先的に無電柱化を進め、歩行者・車椅子の安全・円滑な交通確保を図ります。

その他、主要駅周辺や通学路、自転車ネットワーク路線など、安全な通行確保が求められる箇所についても、地域の要望や合意形成の状況等を勘案して無電柱化を検討し、合わせて道路構造や交通状況に応じて歩行者と自転車の通行空間の分離を行います。

なお、バリアフリー整備事業や道路の拡幅事業が予定されている路線については、同時整備による効率的な無電柱化を実施します。



整備前



整備後

【無電柱化による安全で快適な歩行空間の形成イメージ】

基本方針3
【景観形成
・観光振興】

■ 観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

観光資源や歴史・文化遺産と一体となった良好な景観の形成、眺望の改善を目指し、主要な観光地の周辺路線の無電柱化を推進します。その中でも重要な位置づけを持つ「世界文化遺産」「重要伝統的建造物群保存地区」「歴史的風致維持向上計画における重点区域」の周辺道路については、優先的に無電柱化を進めます。

その他、観光振興のために必要な道路や魅力ある景観・風景の形成に必要な路線についても整備を検討します。

なお、市街地開発事業等と合わせて景観形成が望まれる地域等では、開発事業と調整を図りながら無電柱化を推進します。



整備前



整備後

【無電柱化による魅力ある景観づくりイメージ】

< 甘楽町小幡城下町地区の周辺道路(県道197号 下高尾小幡線)整備イメージ >

2. 無電柱化の整備方針

今後10年における無電柱化の整備は、以下の方針で推進します。なお、低コスト手法、新技術の状況等を踏まえて、整備方針は適宜見直していくものとしします。

整備方針1 道路管理者間および官民連携による無電柱化整備の推進

無電柱化の連続性確保や面的な整備を推進するため、道路管理者間での事業調整や情報共有を行います。

無電柱化の整備手法の検討にあたっては、電線管理者と協議を行い、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、適切な役割分担および適切な費用負担により、効果的に無電柱化を進めます。

また、歩道が狭い又は歩道が無い道路においては、地域の協力を得て、公共用地や民地等の道路外の敷地を活用した電線共同溝整備を検討するなど、官民連携による整備の推進を図っていきます。

整備方針2 電柱移設も含めた、様々な整備手法の組み合わせによる柔軟な無電柱化整備

これまで電線共同溝方式を中心とした地中化による無電柱化を進めてきましたが、各現場状況に合わせて、様々な選択肢の中から現場に適した手法を選択します。

電柱移設が効果的な場合には、電柱移設による対応を検討します。

(p.33 無電柱化の施策目的に応じた整備手法選定の考え方参照)

整備方針3 無電柱化の必要性に合わせた防災面を優先とする重点的な整備の推進

昨今の災害の頻発化・激甚化を踏まえた上で、基本方針に基づく効果的な無電柱化を推進するため、防災面で高い整備効果が期待できる路線・区間の無電柱化を優先的に進めます。

➤ 今後10年において無電柱化を推進する重点整備路線（第5章参照）

【防災】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築する路線

【安全】 重点整備地区内のバリアフリー特定道路

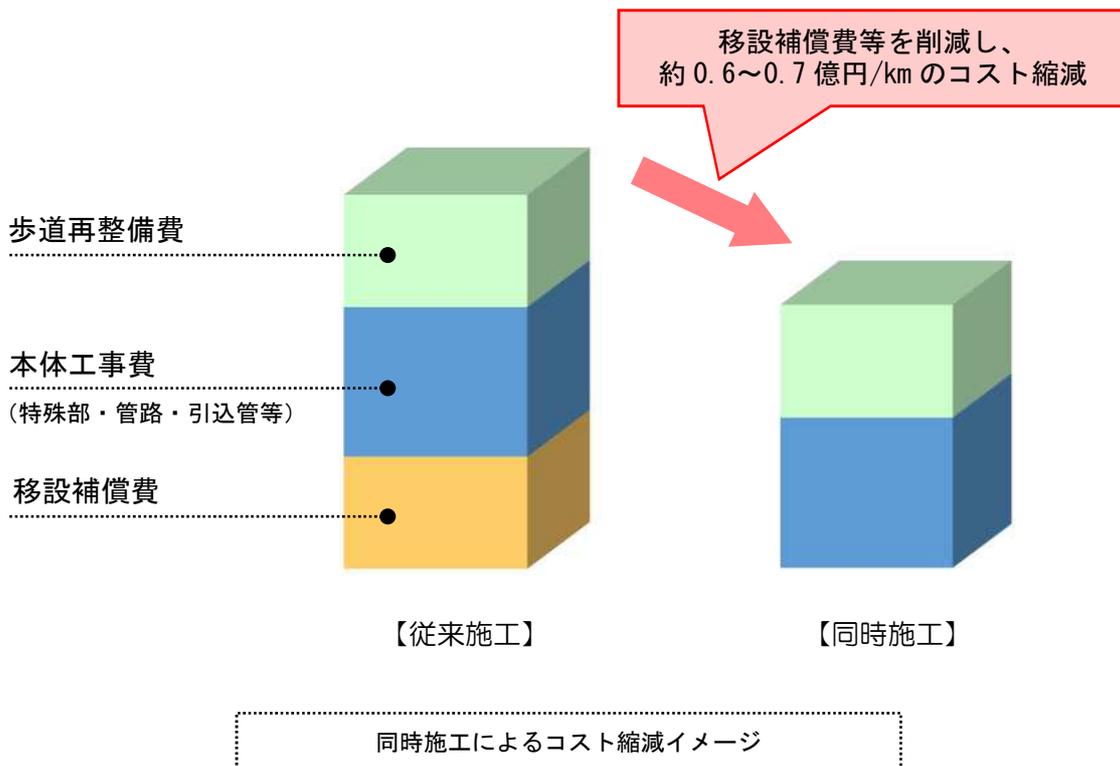
【景観】 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路

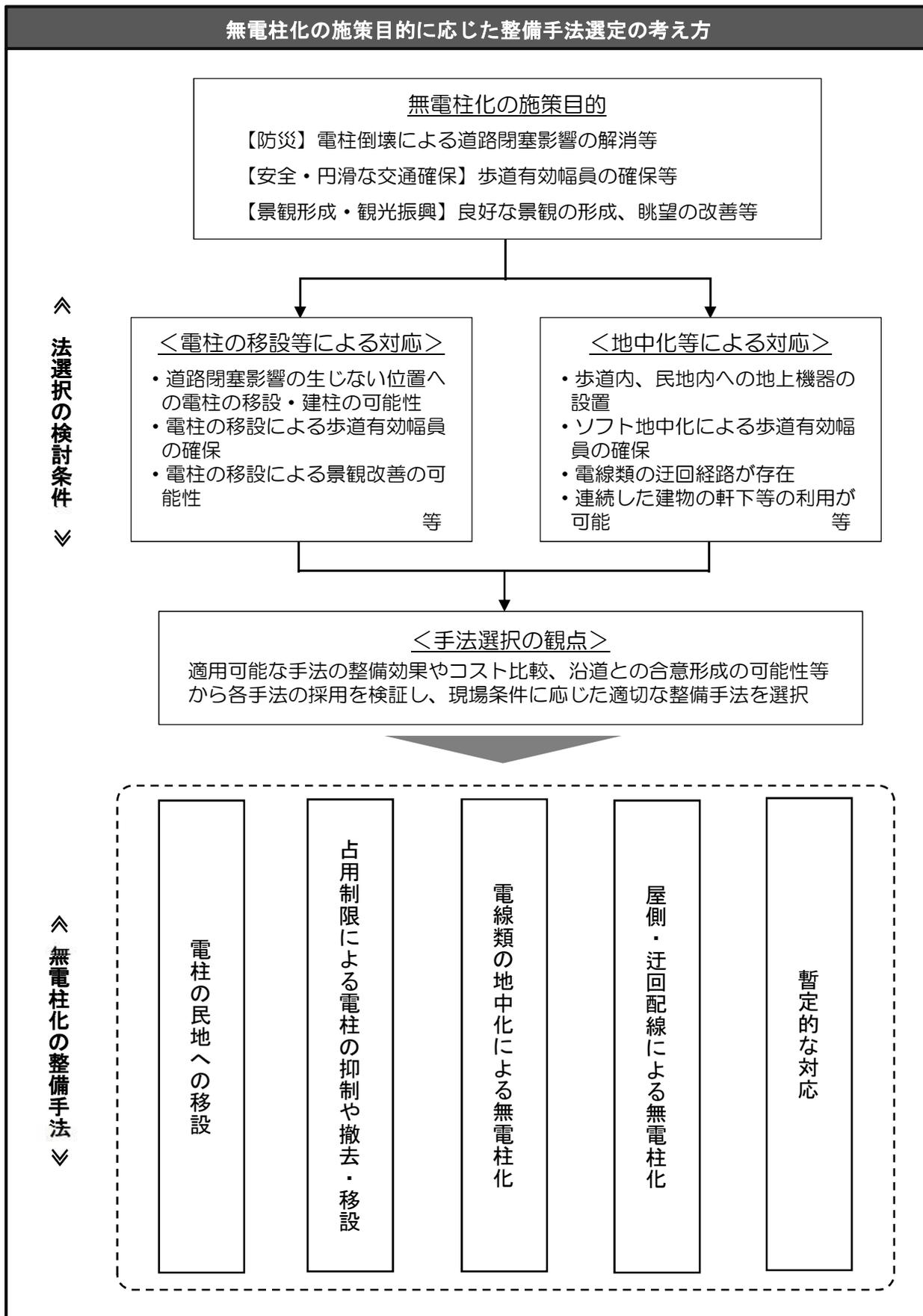
整備方針4 同時整備等によるコスト削減や工期短縮を図る事業の効率化

道路新設整備や開発事業等が実施される際には、事業と合わせた同時施工によるコスト削減・工期短縮を図ります。群馬県におけるこれまでの整備実績から、電線共同溝方式による無電柱化においては、同時施工によりおよそ約0.6～0.7億円/kmのコスト削減が期待されます。

また、新技術や低コスト手法等の導入可能性を積極的に検討するとともに、管路・マンホール等の既存施設等が活用可能（既存ストック方式）な場合には積極的に活用して、コスト削減・工期短縮に努めます。

さらに、手続きの簡素化や様々な発注方式の取入れによる事業の効率化についても検討していきます。





法選択の検討条件

無電柱化の整備手法

第5章 目指すべき将来像と今後10年における実施計画

本計画の基本方針に基づき、『防災』、『安全・円滑な交通確保』、『景観形成・観光振興』の各整備目的における目指すべき将来像を見据えつつ、2025年度（令和7年度）～2034年度の10年間においては、災害レジリエンスNo.1の実現に向け、防災面における無電柱化の必要性が高い路線を優先的に無電柱化を推進していきます。

1. 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助・復旧活動の円滑化に向けた取り組み

(1) 目指すべき将来像

災害時における救命救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するために必要な道路である災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線のうち、防災面で高い整備効果が期待できる路線・区間の無電柱化を優先的に進めます。

無電柱化にあたっては、電柱が倒壊しても片側1車線以上が連続して確保できるものとして、電柱倒壊による道路閉塞影響を勘案し、建柱位置や歩道・車道幅員、沿道状況等を考慮して整備の必要性や整備手法を決定します。

無電柱化整備は電線共同溝方式のほか、道路閉塞により影響を及ぼさない位置や裏通りへの電柱移設も含め、電線管理者との協議により整備推進を図ります。

(2) 今後10年における実施計画

① 整備対象道路

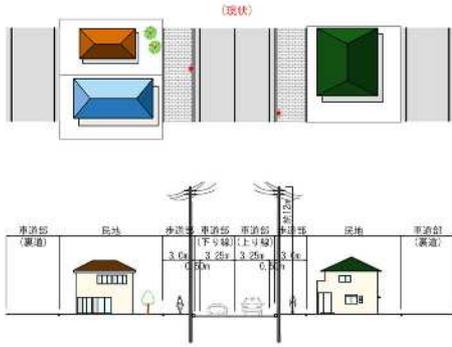
災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線を構築する重要な道路（P.24を参照）

② 実施方針

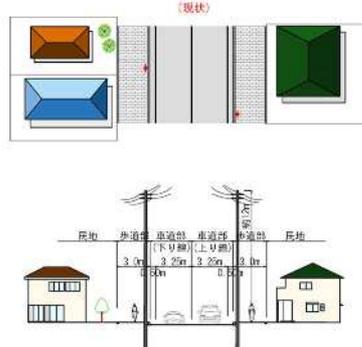
- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワーク路線のうち、無電柱化の整備効果が高い区間を優先区間として選定。
- 電柱倒壊による道路閉塞影響の解消を目的として、建柱位置や沿道状況等を総合的に評価して、電柱移設も含めた無電柱化整備を実施。また、電柱倒壊を誘発する可能性のある樹木等については、伐採等による防止対策を実施。
- 新設道路では、同時整備の観点より原則無電柱化を実施。また、新設道路における交差点部の車道上空横断線は原則禁止として地中化を実施。
- 国道、市町村道の道路管理者に意見徴収を行い、無電柱化の実施区間の見直しを実施

【都市部における電柱移設時の基本的な考え方】

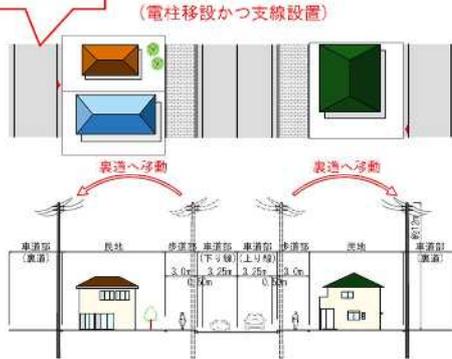
裏道がある場合には迂回配線を基本に移設



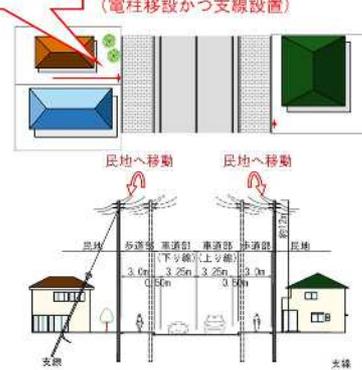
迂回配線が困難な場合で、沿道建築物が倒壊の恐れがある区間については、民地移設と合わせて支線等による対策を実施



裏道がある場合は裏道側へ移設



支線等対策が可能な位置へ民地移設

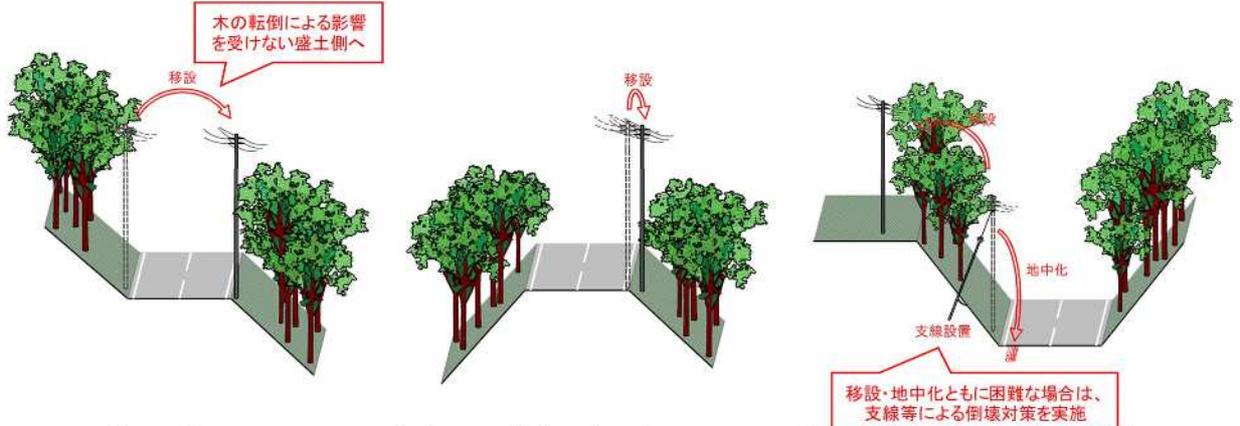


【中山間部における電柱移設時の基本的な考え方】

山側から谷側へ電柱を移設し、車道部への倒壊リスクが低減

道路敷外(斜面部)への移設

山側上部への移設、地中化もしくは倒壊対策の実施



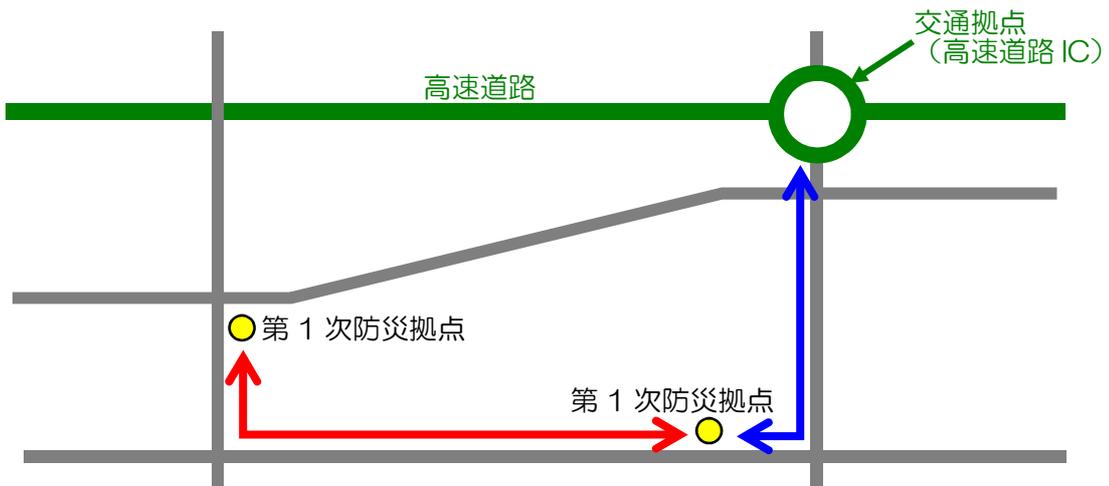
※沿道の電柱については、可能な限り道路閉塞しない位置への移設を基本とするが、沿道施設への配線や移設後のメンテナンス等を総合的に勘案したうえで移設箇所を決定するものとする。

③ 整備目標

無電柱化の優先区間を以下のように設定し、2034年度までに5.60kmの無電柱化事業に着手します。

また、事業中区間の内、5.28kmの整備完了を目指します。

- 交通拠点（高速道路IC）から第1次防災拠点に繋がる道路。
- 第1次防災拠点間を繋ぐ道路。



【優先区間の考え方】

【今後10年における整備目標（防災）】

対象路線	対象延長	整備済延長	整備計画延長	無電柱化率
高速道路ICから 第1次防災拠点に繋がる道路	95.75 km	22.22 km	73.25 km	23.2%
第1次防災拠点間を繋ぐ道路	15.65 km	2.87 km	12.78 km	18.3%
計	111.40 km	25.09 km	86.03 km	22.5% ⇒2034年度（令和16年度）までに5.28 kmの整備が完了 （27.3%まで）

※対象路線の双方に該当する区間は、「高速道路ICから第1次防災拠点に繋がる道路」として計上

2. 歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保に向けた取り組み

(1) 目指すべき将来像

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区の歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を目指します。

特に、バリアフリー重点整備地区内の特定道路について優先的に無電柱化を進め、歩行者・車椅子の安全・円滑な交通確保を図っていくとともに、無電柱化は歩道有効幅員の確保を目的とするため、現状の建柱位置や歩道幅員を考慮して整備の必要性や整備手法を決定します。電線共同溝方式による地中化整備を行う際には、自転車の通行空間やネットワークの確保および視認性等にも配慮し、地上機器の設置位置に関する調整等を行います。

その他、主要駅周辺や通学路等、安全な通行確保が求められる箇所についても、地域の要望や合意形成の状況等を勘案して整備を検討していきます。

(2) 今後10年における実施計画

① 整備対象道路

重点整備地区内のバリアフリー特定道路※

※ バリアフリー特定道路

市町村が定める移動等円滑化基本構想に位置付けられ、多数の高齢者や障害者等が利用する施設（駅、官公庁、福祉施設等）を結ぶ道路で、国土交通大臣が、優先的にバリアフリー化すべき路線として指定した道路

② 実施方針

- 歩道有効幅員の確保を目的として、建柱位置や沿道状況等を総合的に評価して、電柱移設も含めた無電柱化整備を実施。
- 現状、民地・植樹帯等の通行空間に影響しない箇所に建柱している路線は整備対象外。
- 国道、市町村道の道路管理者から意見を徴収し、無電柱化の実施区間の見直しを実施

③ 整備目標

- バリアフリー特定道路における整備必要区間における整備完了。

【今後10年における整備目標（安全・円滑な交通確保）】

対象路線	対象延長	整備済延長	整備計画延長	無電柱化率
重点整備地区内のバリアフリー特定道路	13.2 km	8.9 km	4.4 km	67.4% ⇒2034年（令和16年度）までに0.39 kmの整備が完了（70.4%まで）

3. 観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくりに向けた取り組み

(1) 目指すべき将来像

群馬県における主要な観光地の周辺路線について、良好な景観の形成、眺望の改善を目的として、官民連携による無電柱化を目指します。

その他、観光振興のために必要な道路や魅力ある景観・風景の形成に必要な路線についても整備を検討します。

(2) 今後10年における実施計画

① 整備対象道路

重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路※

※ 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路

- ・ 富岡製糸場と絹産業遺産群（世界文化遺産）周辺の道路
- ・ 桐生市桐生新町（重要伝統的建造物群保存地区）周辺の道路
- ・ 中之条町六合赤岩（重要伝統的建造物群保存地区）周辺の道路
- ・ 甘楽町小幡城下町地区（歴史的風致維持向上計画における重点区域）内の道路

② 実施方針

- 良好な景観の形成、眺望の改善を目的として、建柱位置や沿道状況等を総合的に評価して、電柱移設も含めた無電柱化整備を実施。
- 国道、市町村道の道路管理者から意見を徴収し、無電柱化の実施区間の見直しを実施。

③ 整備目標

- 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路において、県・市町村で対象とする路線の整備完了。

【今後10年における整備目標（景観形成・観光振興）】

対象路線	対象延長	整備済延長	整備計画延長	無電柱化率
重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路	6.7 km	1.5 km	5.1 km	22.4% ⇒2034年（令和16年度）までに0.63 kmの整備が完了（31.8%まで）

4. 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線での取り組み

前述で挙げた『防災』、『安全・円滑な交通確保』、『景観形成・観光振興』における今後の実施計画以外においても、市街地などで地域の景観や歩行空間の確保を目的に実施している土地区画整理事業や街路事業と合わせて実施している無電柱化事業等、その他必要とする計画路線の整備計画延長と整備目標は以下の通りとします。

また、国道、市町村道の道路管理者から意見を徴収し、無電柱化の実施区間の見直しを実施しています。

【市街地などで無電柱化を必要とする計画路線での今後における整備目標】

区分	対象延長	整備計画延長	無電柱化率
市街地などで必要とする計画路線	61.4 km	51.2 km	—*
うち県管理	45.1 km	39.3 km	—*
うち市町村管理	15.8 km	11.4 km	—*

※市街地などで無電柱化を必要とする計画路線は、無電柱化を目的とした他の3分野と異なり、街路事業等と一体的に無電柱化を整備する路線を含むため、進捗状況については、主体となる街路事業等の進捗から影響を受ける路線となります。

第6章 無電柱化の推進に向けた施策等

無電柱化の推進に向けて、以下の施策について検討します。

(1) 無電柱化事業の促進

1) 多様で柔軟な無電柱化手法による整備促進

電線管理者との協働により、以下のような無電柱化手法により整備を促進します。

- ① 歩道が狭く、歩道上に地上機器を設置することが困難な路線については、道路区域外の公共用地（学校・公園等）や民地等を活用した整備手法について検討します。

【公共用地を活用した無電柱化の事例】



江戸川区（公園用地への設置事例）

【民地を活用した無電柱化の事例】



川越市（民地内への設置事例）

② 沿道地権者の合意が得られる道路においては、迂回配線方式や屋側配線方式などの地中化以外の無電柱化等についても検討します。

迂回配線方式

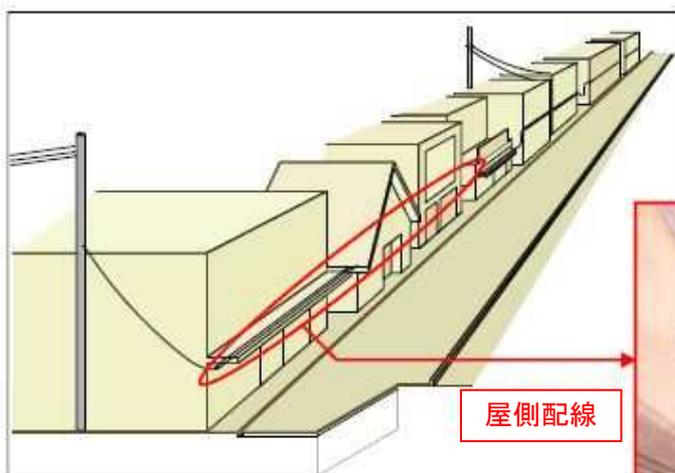


表通りから
裏通りに配線



甘楽町

屋側配線方式



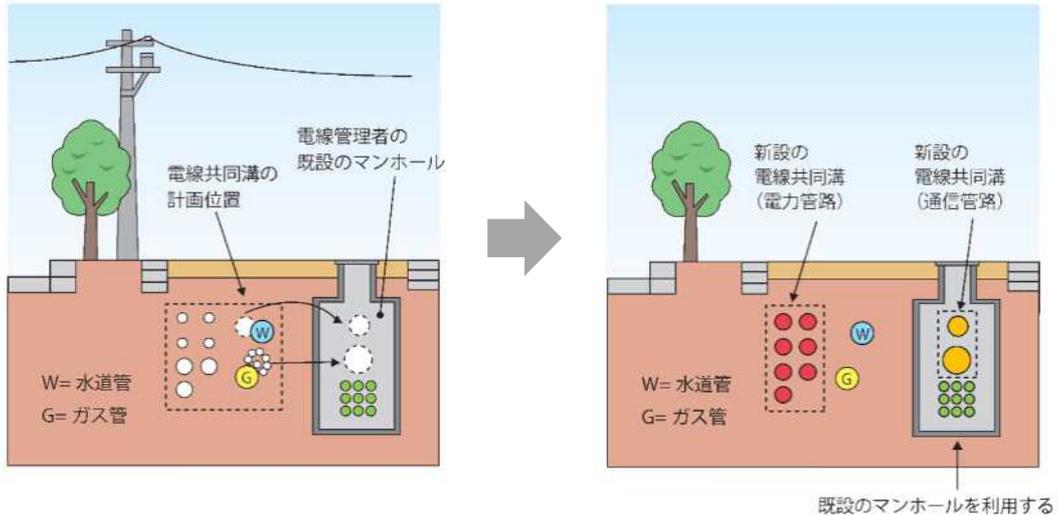
屋側配線



三重県亀山市関町

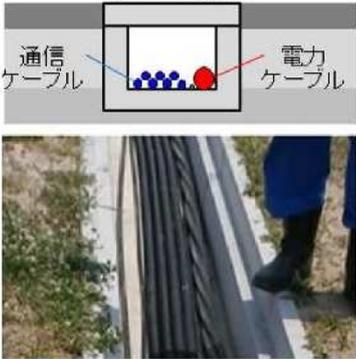


- ③ 電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現していきます。



既存ストック方式による整備イメージ

- ④ 低コスト手法や新技術等についても積極的に導入を検討していきます。

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
現行より浅い位置に埋設  管路の事例(国内)	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)
<ul style="list-style-type: none"> 浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行) 全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出) 	<ul style="list-style-type: none"> モデル施工(平成28年度～) 電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行) 全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出) 	<ul style="list-style-type: none"> 直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月) 直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度) 実証実験を実施(平成29年度)

国で取り組まれている低コスト手法 (出典：国土交通省 HP より)

2) 事業手法の工夫や新たな手法の取り入れによる事業の効率化

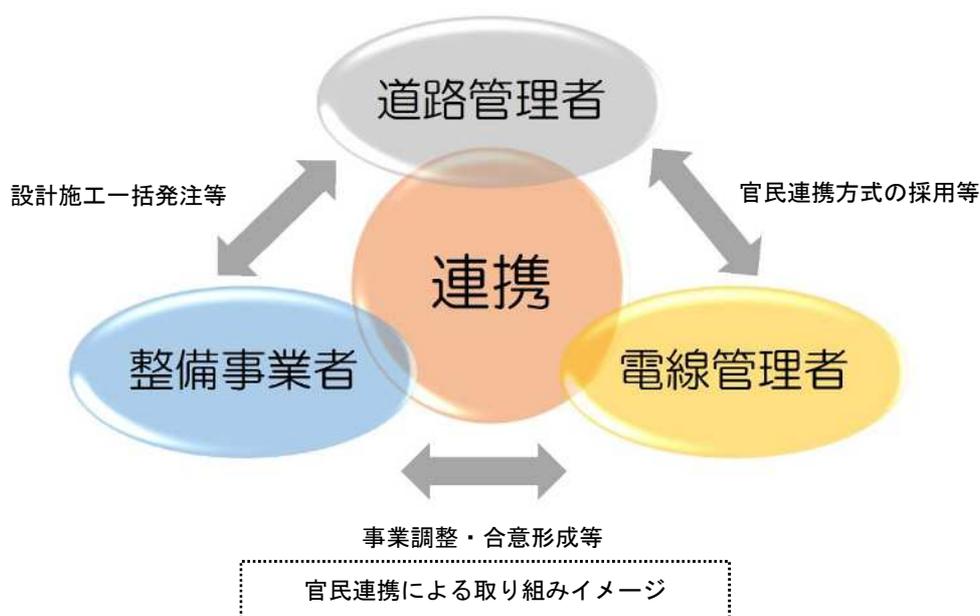
無電柱化事業のコスト縮減や工期短縮、事業の効率化などを目的として、以下のような事業手法について検討します。

- ① 道路整備や開発事業等が実施される際には、事業と合わせた同時施工を行うものとし、施工時期等の調整を図ります。

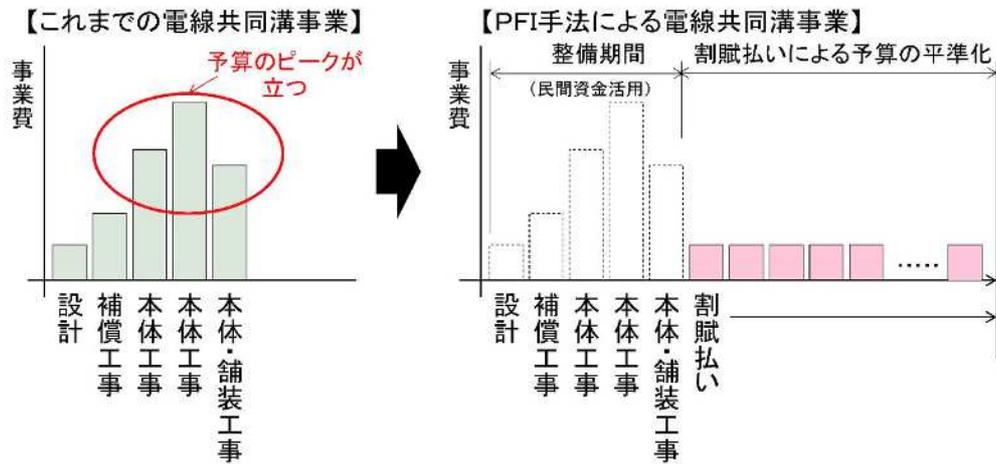


同時施工による無電柱化事業の実施状況

- ② 国が作成する包括発注の普及に向けたマニュアルに準拠し、群馬県では無電柱化事業に関する設計施工の包括発注の推進や、電線管理者との協働による官民連携方式の導入について検討します。



- ③ 民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用も検討します。電線管理者が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を推進します。



PFI 手法による電線共同溝事業イメージ図（出典：国土交通省 HP）

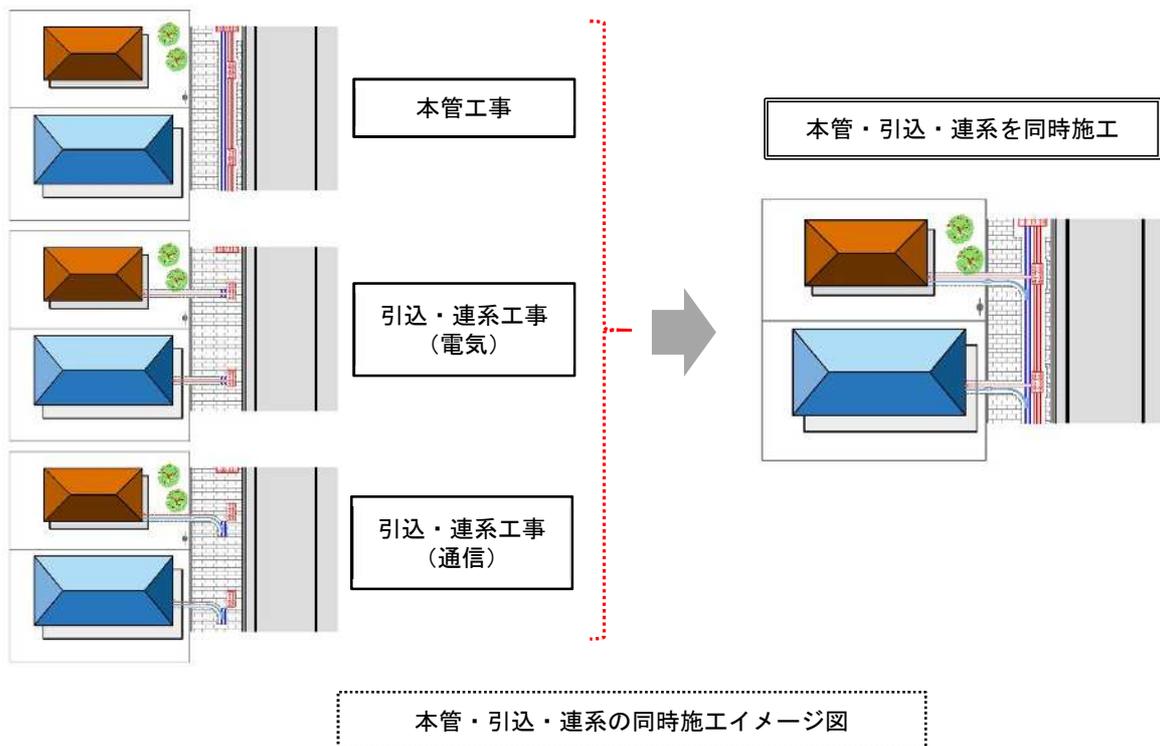
- ④ 設計段階において、電線共同溝と埋設管が近接する箇所、及び地上機器を設置する箇所を試掘調査や地中探査を実施することで、施工段階での手戻り発生による工期増加を防ぎます。



地中探査実施状況
（出典：国土交通省 無電柱化のコスト縮減の手引き）

3) 電線共同溝整備における事業調整によるコスト縮減と工期短縮

電線共同溝整備事業の際には、本管・引込・連系の同時施工や引込・連系（電気・通信）同時施工、配管・配線同時施工の可能性について検討し、コスト縮減と工期短縮を図ります。



4) 統一的なメンテナンス手法による電線共同溝の維持管理

無電柱化が早期に完了した路線では、電線共同溝等の地中化施設が整備後 30 年以上経過していることから、施設の健全性を維持していく必要があります。

国では、電線共同溝の統一的なメンテナンス手法を今後公表することから、群馬県では、その他地方公共団体の動向を注視しつつ、統一的なメンテナンス手法の導入を検討し、電線共同溝の適切な維持管理を図ります。

(2) 電柱、電線の設置抑制、撤去

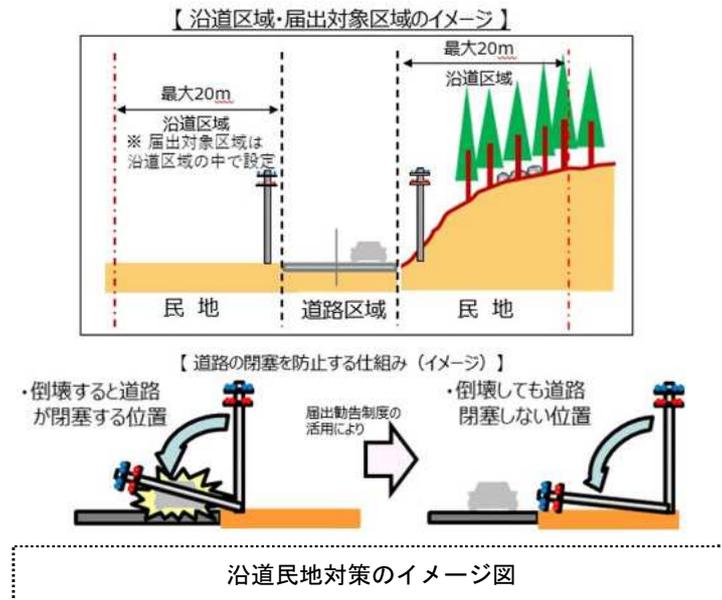
1) 占用制限制度の適切な運用

群馬県では、災害が発生した場合の被害拡大を防止するため、道路法第37条に基づき、緊急輸送道路における新設電柱の道路占用を制限しました。(国土交通省管理道路 2016.4.1～、群馬県管理道路および市町村管理道路 2019.2.15～)

群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画URL：

<https://www.pref.gunma.jp/page/11079.html>

なお、緊急輸送道路における既存電柱や道路区域外の電柱については、国土交通省が、沿道民地対策を2023.7.4～運用を開始し(国道17号前橋市内一部区間)、建柱対策は2024年に公示しているため、今後県管理道及び市町村管理道についても、国土交通省や電線管理者等と協議の上、道路占用制限の具体的措置を検討していきます。



2) 交差点部における道路管理者、交通管理者、電線管理者との整備調整

交差点部において車道上空横断線が残置されないように、道路管理者間での連携・同時整備や交通管理者との信号線調整、電線管理者との横断線に対する調整等を行います。



交差点部における信号管路整備



交差点部の上空横断線を無くした事例
(国)122号

(3) バイパス整備や道路拡幅に合わせた無電柱化の同時施工の推進

無電柱化の推進に関する法律の第12条において、道路の新設・改築・修繕に関する事業や市街地開発事業が実施される場合には、道路上の電柱または電線について「新設を抑制」、「既設を撤去」するものとされているため、無電柱化の連続性が確保されていない区間において、以下の方針で当該事業と無電柱化事業の一体整備を導入します。占用企業者へは、予算や設計期間の確保のため、電線共同溝工事の2年前までに工事を実施する旨を通知します。

1) 道路事業等と併せた無電柱化の実施

道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止し、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用することで、効率的な無電柱化を推進します。

2) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

市街地開発事業等について、国が検討する「円滑な合意形成プロセスやコスト縮減方策」を普及させるとともに、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化の推進に関する法律の第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底します。

無電柱化の推進に関する法律 第12条（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第12条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去しなければならない。

道路法第37条（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第37条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第33条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第2号に掲げる場合にあっては、歩道の部分に限る。）の占有を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

道路法第44条の2（届出対象区域内における工作物の設置の届出等）

1 道路管理者は、沿道区域（前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。）の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

3 届出対象区域の区域内において、工作物（前条第二項の規定により公示されたものに限る。）の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為や災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

国では、無電柱化の推進に関する法律の第12条に基づき、2023年（令和5年）3月に「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver.2」を策定して無電柱化の推進を図っているほか、既設電柱の占用制限として、緊急輸送道路の既設電柱を対象に、無電柱化事業の事業中及び予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始するものとしています。群馬県においても、無電柱化事業の事業中及び予定区間において、関係機関との調整、協議を進めることで、占用制限を推進します。

【無電柱化事業の事業中及び予定区間】

- ①電線共同溝事業の事業中及び予定している区間
 - ・電線共同溝の整備を地区協議会において合意した区間
- ②既設電柱の建替時などに無電柱化を事業中及び予定している区間
 - ・単独地中化などの無電柱化を地区協議会において合意した区間
- ③道路事業（車道拡幅、歩道整備、自転車道整備）区間
 - ・道路管理者が無電柱化の推進に関する法律の第12条を踏まえた同時整備の通知を行った区間

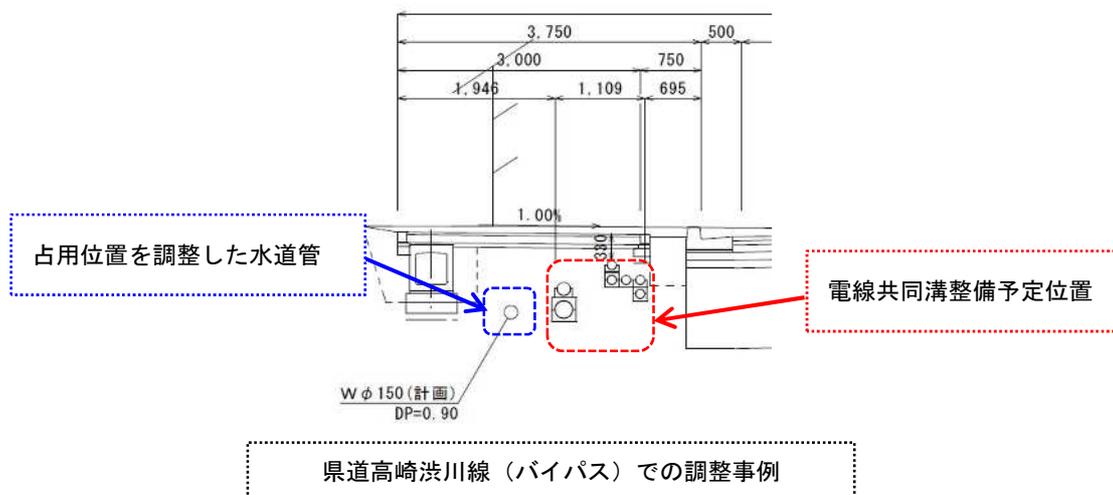
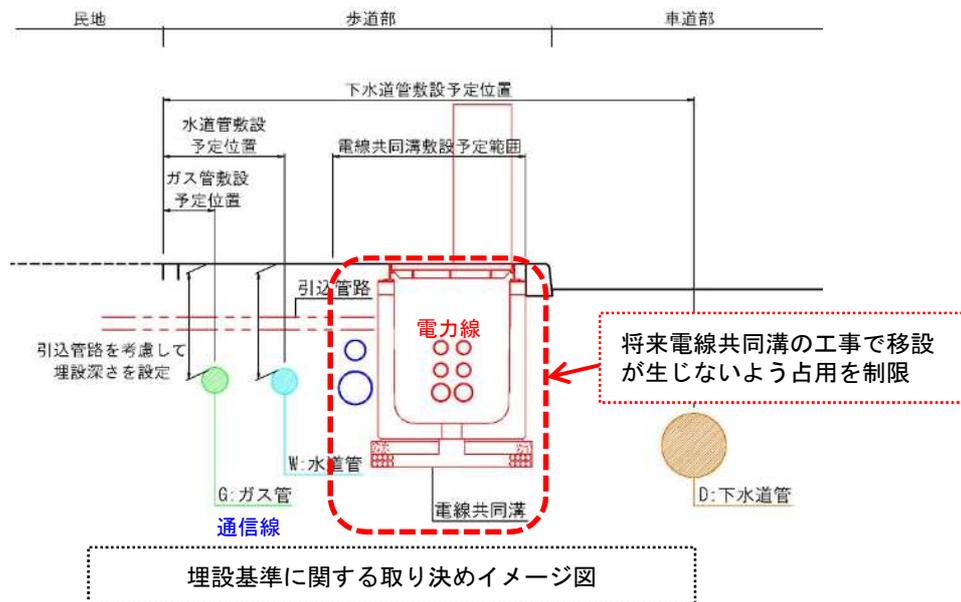
【電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間】

- ①道路啓開計画における優先ルート区間や沿道建物の耐震補強状況（耐震改修補足計画）等、地域防災計画における重要な区間
- ②高規格道路 IC などの「交通拠点」と地域防災計画に位置付けられた「（広域）防災拠点」を結ぶ区間
- ③地域防災計画に位置づけられた「広域防災拠点」と「防災拠点」を結ぶ区間
- ④地域防災計画に位置づけられた「防災拠点」と「防災拠点」を結ぶ区間

(4) バイパス整備や道路拡幅時に無電柱化を同時施工しない場合の占用企業者との埋設基準に関する取り決め

電線共同溝などの無電柱化の計画はあるもののバイパス整備や道路拡幅時に電線共同溝は施工せず、沿道の土地利用を踏まえた段階的な電線共同溝の整備が見込まれる場合は、電線共同溝工事時に水道管等の占用物件の移設工事が生じないように、上下水道、ガスなどの占用企業者と、予め埋設位置に関する取り決めを行い、地中化による無電柱化が効率的に実施できるよう調整します。

各企業の埋設位置を予め設定



(5) 無電柱化の推進に向けた体制づくり

1) 無電柱化事業や民地の活用等に対する住民理解を図る広報・啓発活動の実施

無電柱化に関する県民の理解と協力が得られるよう、事業内容や整備効果に関するパンフレットの作成やイベントによる啓発活動実施等について検討します。



イベントによる啓発活動の状況

2) 関係者間の連携の強化

群馬県無電柱化協議会や地元関係者を含めた地区協議会等を活用して、無電柱化の対象路線の合意形成を円滑化するための調整の場を設置し、意見を適切に聴取するよう努めます。



群馬県無電柱化協議会の状況

3) 技術力の向上

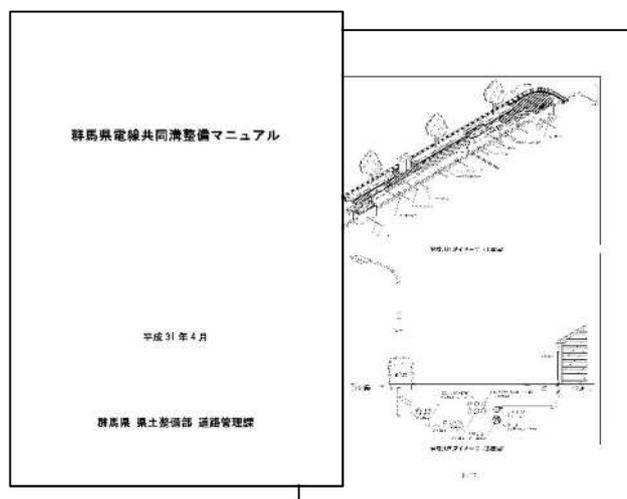
研修などによる職員・関係企業の技術力向上を図るとともに、官民連携による技術開発（地上機器のコンパクト化等）や低コスト手法の普及拡大に努めます。



研修の実施状況

4) 無電柱化の推進に向けたルール作り

無電柱化の推進に向けて、電線共同溝整備マニュアルや管理規定および事務処理要領の改定・簡素化など、推進するうえで必要なルール作りを行います。



群馬県電線共同溝整備マニュアル
(2019年（平成31年）4月）

5) 必要に応じた補助制度等の検討

単独地中化や民地移設の整備促進などにおける国の補助制度の活用や費用負担方法などについて検討していきます。

第7章 群馬県無電柱化推進計画の実現に向けて

群馬県無電柱化推進計画を着実に進めるため、事業進捗の管理および事業評価を適切に実施するとともに、新たな手法や新技術の実用化、国の無電柱化への取組み状況等を確認し、概ね5年で群馬県無電柱化推進計画を見直すものとし、PDCA サイクルにより継続的に進めていきます。

また、計画見直し等に併せ群馬県無電柱化協議会を開催して、計画のフォローアップを行っていきます。



群馬県無電柱化推進計画におけるPDCAサイクル

群馬県無電柱化協議会

群馬県無電柱化協議会設置要綱

第1条 無電柱化協議会（以下「協議会」という。）は、歩行者、自転車および車椅子等にやさしい通行空間の確保、災害時の防災活動の円滑化、情報通信基盤の信頼性の向上並びに都市景観の改善等の観点から、道路上の電線類を地下に埋設するなど、ゆとりある道路空間整備に向け、無電柱化を図ることを目的とする。

（検討事項）

第2条 協議会は、無電柱化を推進するため次に掲げる事項を調査検討するものとする。

- 一 道路空間の高度利用に関すること。
- 二 無電柱化推進計画の策定に関すること。
- 三 無電柱化の整備手法に関すること。
- 四 その目的達成に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 協議会は別表－1に掲げる職にある者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会の会長は、群馬県県土整備部技監とする。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の事務を総括する。
- 3 副会長は、会長が指定する者とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（運営）

第5条 協議会は、会長が招集し、座長は会長が務めるものとする。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

（技術検討部会）

第6条 第2条の検討事項に係る具体的かつ専門的検討を行うため、技術検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 部会は、会長が招集する。
- 4 部会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、群馬県県土整備部道路管理課内に置く。

（細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。

平成10年6月29日一部改正

平成11年9月22日一部改正

平成22年6月1日一部改正

平成23年6月15日一部改正

平成30年6月8日一部改正

令和6年7月10日一部改正

群馬県無電柱化協議会 委員名簿

委 員	
群馬県県土整備部	技監 道路管理課長 道路整備課長 都市整備課長 関係土木事務所長
国土交通省高崎河川国道事務所	所長
群馬県警察本部	交通規制課長
関係市町村	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、甘楽町、中之条町、みなかみ町、千代田町 (事業担当部(課)長、まちづくり担当部(課)長)
東京電力パワーグリッド(株)	群馬総支社無電柱化推進 G グループマネージャー
(株)NTT・ME 関信越ブロック統括本部	設備企画部門 総合計画担当課長
NTT インフラネット (株)関信越事業部群馬支店	関信越事業部 群馬支店長
KDDI(株)	アクセス技術本部 インフラシステム設計部長
(株)USEN	技術統括部 北関東エンジニアセンター長
(株)ジェイコム埼玉・東日本 群馬局	局長
ケーブルテレビ(株)	伝送システム課長
(一財)日本みち研究所	専務理事 森山 誠二
群馬県危機管理課	危機管理課長

群馬県無電柱化協議会 技術検討部会 構成員名簿

委 員	
群馬県県土整備部	道路管理課長
国土交通省高崎河川国道事務所	所長
東京電力パワーグリッド(株)	群馬総支社無電柱化推進 G グループマネージャー
(株)NTT・ME 関信越ブロック統括本部	設備企画部門 総合計画担当課長
NTT インフラネット (株)関信越事業部群馬支店	関信越事業部 群馬支店長

群馬県無電柱化協議会開催状況

【協議会】

協議会	開催日	議 題	決定事項
第 1 回協議会	2024 年 9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none">・群馬県無電柱化協議会要綱一部改訂について・新たな群馬県無電柱化推進計画の方向性について	
第 2 回協議会	2024 年 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・群馬県無電柱化協議会要綱一部改訂について・群馬県無電柱化推進計画の改定内容について	

【技術検討部会】

技術検討部会	開催日	検討内容
第 1 回技術検討部会	2024 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none">・現行計画の概要方針・整備目標の進捗状況・見直しの方向性
第 2 回技術検討部会	2024 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">・新たな群馬県無電柱化推進計画の方向性・既設電柱規制の導入・ネットワークの見直し

パブリックコメントの実施

【実施期間】 2024 年 12 月 20 日（金）～2025 年 1 月 19 日（日）

無電柱化計画路線

群馬県無電柱化推進計画 2025

無電柱化計画路線リスト	p. 58
全域図	p. 61
1 前橋	p. 63
2 渋川	p. 65
3 伊勢崎	p. 67
4 高崎	p. 69
5 藤岡	p. 71
6 富岡	p. 73
7 安中	p. 75
8 中之条	p. 77
9 沼田	p. 79
10 太田	p. 81
11 桐生	p. 83
12 館林	p. 85

無電柱化推進計画 無電柱化計画路線リスト

青枠：優先区間を示す

エリア	No.	路線名	都市計画道路名	管理者	起点住所	終点住所	区分	整備計画 道路延長 (km)	備考
前橋	1	一般国道50号		国	前橋市今井町	みどり市笠懸町鹿	防災	12.50	主幹道路
	2	一般国道17号		国	前橋市元総社1丁目	前橋市石倉町	防災	0.43	独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
	3	一般国道17号		国	前橋市江木町	前橋市江木町	防災	0.53	地域高規格道路
	4	一般国道17号		国	前橋市飯土井町	前橋市二之宮町	防災	1.40	地域高規格道路
	5	一般国道50号		国	前橋市上長磯町	前橋市上長磯町	防災	0.43	主幹道路
	6	一般国道50号		国	前橋市女屋町	前橋市今井町	防災	1.33	主幹道路
	7	一般国道17号		国	前橋市大手町2丁目	前橋市本町1丁目	防災	0.13	前橋市消防局
	8	一般国道50号		国	前橋市今井町	前橋市今井町	防災	0.40	主幹道路
	9	県道4号線(前橋赤城線)		県	前橋市上細井町	前橋市富士見町時沢	防災	0.71	前橋行政課事務所
	10	県道76号線(前橋西久保線)		県	前橋市上細井町	前橋市上細井町	防災	0.34	前橋行政課事務所
	11	県道11号線(前橋玉村線)		県	前橋市下佐島町	前橋市龍光路町	防災	1.16	前橋赤十字病院
	12	県道2号線(前橋館林線)		県	前橋市駒形町	伊勢崎市蓮取町	防災	3.11	伊勢崎市市民病院
	13	県道11号線(前橋玉村線)		県	前橋市龍光路町	前橋市新郷町	防災	0.41	前橋赤十字病院
	14	県道11号線(前橋玉村線)		県	前橋市朝倉町	前橋市下佐島町	防災	1.04	前橋赤十字病院
	15	県道11号線(前橋玉村線)		県	前橋市下佐島町	前橋市宮地町	防災	0.93	前橋赤十字病院
	16	県道12号線(前橋高崎線)		県	前橋市古市町	高崎市日高町	防災	1.30	防災(医社)日高会日高病院
	17	県道13号線(前橋長瀬線)		県	前橋市石倉町1丁目	前橋市石倉町3丁目	防災	0.39	群馬県済生会前橋病院
	18	県道12号線(前橋高崎線)		県	前橋市新前橋	前橋市石倉町1丁目	防災	0.49	防災(医社)日高会日高病院
	19	県道13号線(前橋長瀬線)		県	前橋市上新田	前橋市石倉町1丁目	防災	2.00	群馬県済生会前橋病院
	20	県道13号線(前橋長瀬線)		県	前橋市石倉町1丁目	前橋市石倉町1丁目	防災	0.00	群馬県済生会前橋病院
	21	県道6号線(前橋箕郷線)		県	前橋市昭和町3丁目	前橋市国領町2丁目	防災	0.30	群馬大学医学部前橋病院
	22	県道161号線(南新井前橋線)		県	前橋市川原町1丁目	前橋市川原町1丁目	防災	1.74	駒倉SIC-前橋行政課事務所
	23	県道2号線(前橋館林線)		県	前橋市天川大島町	前橋市天川大島町	防災	0.52	前橋市消防局-前橋赤十字病院
	24	県道11号線(前橋玉村線)		県	前橋市朝倉町	前橋市朝倉町	防災	0.90	前橋市消防局-前橋赤十字病院
	25	市道05-660号線		市	前橋市上細井町	前橋市上細井町	防災	0.23	前橋行政課事務所
	26	市道01-152号線		市	前橋市紅雲町1丁目	前橋市紅雲町1丁目	防災	0.14	独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
	27	市道16-1042号線		市	前橋市上新田	前橋市上新田	防災	0.10	群馬県済生会前橋病院
	28	市道00-016号線		市	前橋市紅雲町1丁目	前橋市紅雲町1丁目	防災	0.06	独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
	29	市道00-133号線		市	前橋市元総社町	前橋市元総社町	防災	0.62	
	30	市道00-158号線		市	前橋市元総社町	前橋市元総社町	防災	0.35	
	31	市道00-021号線		市	前橋市国領町2丁目ほか	前橋市若高町4丁目	防災	0.60	
	32	市道00-023号線		市	前橋市若高町4丁目ほか	前橋市三俣町1丁目	防災	1.71	
	33	市道00-015号線		市	前橋市若高町1丁目	前橋市若高町1丁目	防災	0.38	
	34	市道00-22号線		市	前橋市若高町2丁目	前橋市若高町2丁目	防災	0.70	前橋市消防局-前橋赤十字病院
	35	市道13-8号線		市	前橋市若高町2丁目	前橋市若高町2丁目	防災	0.20	前橋市消防局-前橋赤十字病院
	36	市道13-8号線		市	前橋市若高町2丁目	前橋市若高町2丁目	防災	0.73	前橋市消防局-前橋赤十字病院
	37	市道00-125号線		市	前橋市文京町2丁目	前橋市南町4丁目	安全	0.57	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	38	県道6号線(前橋箕郷線)		県	前橋市岩神町4丁目	前橋市昭和町3丁目	その他	0.86	
	39	県道3号線(前橋大間々相生線)		県	前橋市城東町2丁目	前橋市三俣町1丁目	その他	0.87	
	40	県道4号線(前橋赤城線)		県	前橋市富士見町小暮	前橋市富士見町小暮	その他	0.22	
	41	県道34号線(荒川大胡線)		県	前橋市富士見町小暮	前橋市富士見町小暮	その他	0.22	
	42	県道3号線(前橋大間々相生線)		県	前橋市西片貝町1丁目	前橋市上泉町	その他	0.66	
	43	県道4号線(前橋赤城線)		県	前橋市日吉町4丁目	前橋市上細井町	その他	1.56	
	44	県道76号線(前橋西久保線)		県	前橋市上細井町	前橋市青柳町	その他	1.29	
	45	市道02-184号線		市	前橋市千代田町3丁目	前橋市千代田町3丁目	その他	0.16	
46	市道02-186号線		市	前橋市千代田町3丁目	前橋市千代田町3丁目	その他	0.14		
47	市道02-187号線		市	前橋市千代田町3丁目	前橋市千代田町3丁目	その他	0.06		
48	市道02-184号線		市	前橋市千代田町3丁目	前橋市千代田町3丁目	その他	0.16		
49	市道02-189号線		市	前橋市住吉町2丁目	前橋市城東町1丁目	その他	0.10		
50	市道02-190号線		市	前橋市城東町1丁目	前橋市城東町1丁目	その他	0.07		
51	市道02-365号線		市	前橋市城東町2丁目	前橋市城東町3丁目	その他	0.21		
52	(都)群馬総社駅西口線		群馬総社駅西口線	前橋市総社町榎野	前橋市総社町榎野	その他	0.41		
53	市道02-188号線		市	前橋市千代田町3丁目	前橋市千代田町3丁目	その他	0.04		
54	市道02-182号線		市	前橋市住吉町2丁目	前橋市住吉町2丁目	その他	0.09		
55	J・R前橋駅道路		市	前橋市表町2丁目	前橋市表町2丁目	その他	0.10		
渋川	56	一般国道17号		国	渋川市本石原	渋川市中村(南部)	防災	0.70	渋川広域消防本部
	57	一般国道17号		国	渋川市東町	渋川市中村(南部)	防災	2.70	国立病院機構渋川医療センター
	58	一般国道17号		国	渋川市東町	渋川市大字白井	防災	0.80	国立病院機構渋川医療センター
	59	一般国道17号		国	渋川市半田(北部)	渋川市中村(南部)	防災	1.56	地域高規格道路
	60	一般国道17号		国	渋川市本石原	渋川市本石原	防災	0.14	渋川広域消防本部
	61	一般国道17号		国	渋川市中村(南部)	渋川市中村(南部)	防災	0.15	渋川広域消防本部
	62	県道25号線(高崎渋川線)		県	渋川市坂下町	渋川市阿久津	防災	0.17	
	63	県道161号線(南新井前橋線)		県	榑東村大字新井	榑東村大字新井	防災	0.56	
	64	県道26号線(高崎安中渋川線)		県	榑東村大字新井	榑東村大字新井	防災	0.43	陸上自衛隊第12旅団司令部(相馬原)
	65	県道161号線(南新井前橋線)		県	榑東村大字新井	榑東村大字新井	防災	1.39	陸上自衛隊第12旅団司令部(相馬原)
	66	県道25号線(高崎渋川線)		県	渋川市本石原	渋川市石原(熊野)	防災	0.59	渋川広域消防本部
	67	一般国道291号		県	渋川市阿久津	渋川市金井園町	防災	0.94	北群馬県渋川市振興局渋川行政課事務所
	68	県道161号線(南新井前橋線)		県	吉岡町大久保	吉岡町大久保	防災	1.10	駒倉SIC-前橋行政課事務所
	69	市道1-5503号線		市	渋川市金井	渋川市金井	防災	0.10	北群馬県渋川市振興局渋川行政課事務所
	70	市道4-1107号線		市	渋川市白井	渋川市白井	防災	0.10	国立病院機構渋川医療センター
	71	市道4-1076号線		市	渋川市白井	渋川市白井	防災	0.06	国立病院機構渋川医療センター
	72	市道坂下高瀬地線		市	渋川市渋川(新町)	渋川市渋川(坂下町)	防災	0.68	渋川広域消防本部
	73	市道坂下高瀬地線		市	渋川市渋川(長塚町)	渋川市石原	防災	0.39	渋川広域消防本部
	74	一般国道17号		国	伊勢崎市三和町	伊勢崎市境上別名	防災	1.75	地域高規格道路
	75	一般国道17号		国	伊勢崎市境上別名	伊勢崎市境上別名	防災	0.85	地域高規格道路
	76	一般国道462号		県	伊勢崎市下堀木町	伊勢崎市今泉町2丁目	防災	0.82	伊勢崎市消防本部
	77	県道2号線(前橋館林線)		県	伊勢崎市本町	伊勢崎市下堀木町	防災	0.89	伊勢崎市行政課事務所
	78	一般国道462号		県	伊勢崎市下堀木町	伊勢崎市下堀木町	防災	0.43	伊勢崎市行政課事務所
	79	県道2号線(前橋館林線)		県	伊勢崎市蓮取町	伊勢崎市蓮取町	防災	0.85	群馬100〜伊勢崎市市民病院
	80	県道2号線(前橋館林線)		県	伊勢崎市蓮取町	伊勢崎市蓮取町	防災	0.41	伊勢崎市市民病院
	81	一般国道462号		県	伊勢崎市今泉町2丁目	伊勢崎市今泉町1丁目	防災	0.43	伊勢崎市消防本部
	82	市道(伊)4-650号線		市	伊勢崎市蓮取町	伊勢崎市蓮取町	防災	0.08	伊勢崎市市民病院
	83	市道(伊)211号線		市	伊勢崎市下堀木町	伊勢崎市今泉町1丁目	防災	0.20	伊勢崎市行政課事務所
	84	県道73号線(伊勢崎大間々線)		市	伊勢崎市柳原町	伊勢崎市柳原町	防災	0.61	
	85	(都)3-4-52号 駅北東西通り		市	伊勢崎市喜多町	伊勢崎市柳原町	安全	0.19	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	86	(都)3-4-44号 駅南東西通り		市	伊勢崎市曲輪町	伊勢崎市曲輪町	安全	0.48	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	87	(都)3-4-6号 伊勢崎駅南口線		市	伊勢崎市曲輪町	伊勢崎市曲輪町	安全	0.39	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
88	(都)3-4-44号 駅南東西通り		市	伊勢崎市太田町	伊勢崎市太田町	安全	0.19	重点整備地区内のパリアフリー特定道路	
89	県道258号線		県	伊勢崎市境島村	伊勢崎市境島村	景観	0.21	田島弥平旧宅の周辺道路	
90	市道(境)8-94号線		市	伊勢崎市境島村	伊勢崎市境島村	景観	0.10	産産産産産産の周辺道路	
91	県道74号線(伊勢崎大胡線)		県	伊勢崎市安郷町	伊勢崎市太田町	その他	0.78		
92	県道74号線(伊勢崎大胡線)		県	伊勢崎市蓮取本町	伊勢崎市蓮取元町	その他	1.01		
93	県道68号線(相生伊勢崎線) バイパス		県	伊勢崎市上諏訪町	伊勢崎市鹿島町	その他	1.60		
94	県道74号線(伊勢崎大胡線)		県	伊勢崎市太田町	伊勢崎市蓮取本町	その他	0.24		
95	県道74号線(伊勢崎大胡線)		県	伊勢崎市波志江町3丁目	伊勢崎市安郷町	その他	0.61		
96	(都)3-4-54号 駅南東西通り		市	伊勢崎市曲輪町	伊勢崎市喜多町	その他	0.10		
97	(都)3-4-54号 駅南東西通り		市	伊勢崎市喜多町	伊勢崎市喜多町	その他	0.15		
98	県道39号線(足利伊勢崎線)		市	伊勢崎市大手町	伊勢崎市大手町	その他	0.27		
99	(都)3-5-47号 駅南東西通り		市	伊勢崎市曲輪町	伊勢崎市柳原町	その他	0.20		
100	(都)3-4-52号 駅北東西通り		市	伊勢崎市喜多町	伊勢崎市喜多町	その他	0.35		
101	高妻街通り		市	伊勢崎市大手町	伊勢崎市大手町	その他	0.19		
102	(都)3-5-47号 駅南東西通り		市	伊勢崎市大手町	伊勢崎市大手町	その他	0.18		
103	(都)3-5-27号 伊勢崎1号線		市	伊勢崎市曲輪町	伊勢崎市大手町	その他	0.16		
104	一般国道17号		国	高崎市新町	高崎市立石	防災	3.50	陸上自衛隊第12旅団第12後方支援隊(新町)	
105	一般国道18号		国	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.60	主幹道路	
106	一般国道17号		国	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.75	独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院	
107	一般国道17号		国	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.04		
108	一般国道17号		国	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	1.16	主幹道路	
109	一般国道354号		県	高崎市台町	高崎市並根町	防災	0.79	高崎行政課事務所(高崎市台町)	
110	県道27号線(高崎駒形線)		県	高崎市上大類町	高崎市京目町	防災	2.57	高崎行政課事務所	
111	県道71号線(高崎神流秩父線)		県	高崎市新後園町	高崎市和田中町	防災	0.30	国立病院機構高崎総合医療センター	
112	県道27号線(高崎駒形線)		県	高崎市高砂町	高崎市芝塚町	防災	0.41	高崎行政課事務所	
113	県道12号線(前橋高崎線)		県	高崎市芝塚町	高崎市江木町	防災	0.59	群馬県コンベンション施設	
114	県道49号線(藤木高崎線)		県	高崎市片岡町1丁目	高崎市八千代町2丁目	防災	0.27	高崎市等広域消防局	
115	一般国道354号		県	高崎市住吉町	高崎市台町	防災	0.13	高崎行政課事務所	
116	県道49号線(藤木高崎線)		県	高崎市片岡町1丁目	高崎市片岡町1丁目	防災	0.18	高崎市等広域消防局	
117	県道27号線(高崎駒形線)		県	高崎市上大類町	高崎市上大類町	防災	0.65	高崎100〜群馬県コンベンション施設	
118	市道E249号線		市	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.05	防災(医社)日高会日高病院	
119	市道中尾団地北通り線		市	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.54	防災(医社)日高会日高病院	
120	市道E35号線		市	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.18	前橋100〜日高病院	
121	市道E34号線		市	高崎市中尾町	高崎市中尾町	防災	0.03	前橋100〜日高病院	

無電柱化推進計画 無電柱化計画路線リスト

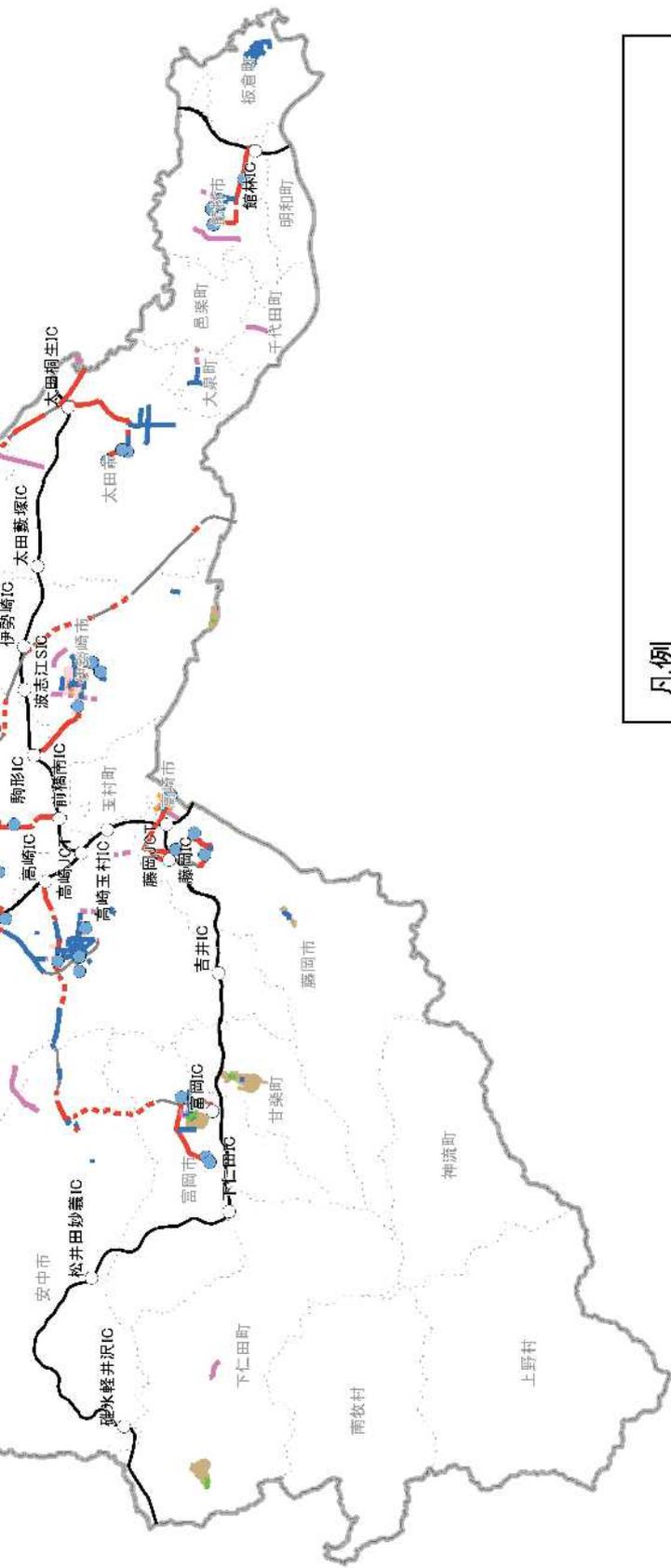
青枠：優先区間を示す

エリア	No	路線名	都市計画道路名	管理者	起点住所	終点住所	区分	整備計画 道路延長 (km)	備考
高崎	122	県道25号線(高崎洪川線)		県	高崎市新町	高崎市若松町	安全	0.18	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	123	県道178号線(中島新町線)		県	高崎市新町	高崎市新町	安全	1.00	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	124	県道40号線(高岡大胡線)		県	高崎市新町	高崎市新町	安全	0.68	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	125	県道40号線(高岡大胡線)		県	高崎市新町	高崎市新町	安全	0.43	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	126	県道40号線(高岡大胡線)		県	高崎市新町	高崎市新町	安全	0.30	重点整備地区内のパリアフリー特定道路
	127	一般国道17号		国	高崎市新町	高崎市新町	その他	0.50	陸上自衛隊第12旅団第12後方支援隊(新町)
	128	県道25号線(高崎洪川線)		県	高崎市大橋町	高崎市大橋町	その他	0.13	
	129	県道25号線(高崎洪川線)		県	高崎市大橋町	高崎市住吉町	その他	0.31	
	130	県道13号線(前橋長瀬線)	前橋長瀬線	県	高崎市鎌貫町	藤岡市中島	その他	1.34	
	131	西毛広域幹線道路		県	高崎市下見町	安中市下秋間	その他	3.40	
132	西毛広域幹線道路		県	高崎市様高町	高崎市箕郷町	その他	3.20		
133	(都)高前幹線	高前幹線	市	高崎市下中屋	高崎市上中屋町	その他	1.01		
藤岡	134	県道23号線(藤岡本庄線)		県	藤岡市中	藤岡市中	防災	1.19	陸上自衛隊第12旅団第12後方支援隊(新町)
	135	県道23号線(藤岡本庄線)		県	藤岡市中	藤岡市中栗須	防災	0.44	公立藤岡総合病院
	136	県道23号線(藤岡本庄線)		県	藤岡市藤岡	藤岡市藤岡	防災	0.35	多野藤岡振興局藤岡行政課事務所
	137	県道23号線(藤岡本庄線)		県	藤岡市藤岡	藤岡市藤岡	防災	0.02	多野藤岡振興局藤岡行政課事務所
	138	県道40号線(高岡大胡線)		県	藤岡市藤岡	藤岡市下栗須	防災	1.59	多野藤岡振興局藤岡行政課事務所
	139	県道13号線(前橋長瀬線)		県	藤岡市中	藤岡市中	防災	0.26	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
	140	県道13号線(前橋長瀬線)		県	藤岡市中	藤岡市中	防災	0.96	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
	141	市道4263号線		市	藤岡市下栗須	藤岡市下栗須	防災	0.23	多野藤岡振興局藤岡行政課事務所
	142	市道2481号線		市	藤岡市中栗須	藤岡市中栗須	防災	0.12	公立藤岡総合病院
	143	市道112号線		市	藤岡市藤岡	藤岡市藤岡	防災	0.93	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
144	市道113号線		市	藤岡市藤岡	藤岡市藤岡	防災	0.28	多野藤岡振興局藤岡行政課事務所	
145	市道2481号線		市	藤岡市中栗須	藤岡市中栗須	防災	0.13	公立藤岡総合病院	
富岡	146	(都)新町駅前通り線	新町駅前通り線	市	高崎市新町	藤岡市岡之郷	その他	0.83	
	147	県道46号線(富岡神流線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	防災	1.20	富岡総合病院
	148	県道192号線(秋畑富岡線)		県	富岡市一ノ宮	富岡市田島	防災	0.31	甘家富岡振興局富岡行政課事務所
	149	西毛広域幹線道路	南北中央幹線	県	富岡市上高	安中市安中2丁目	防災	5.77	
	150	一般国道254号		県	富岡市一ノ宮	富岡市田島	防災	1.07	富岡甘家広域消防本部
	151	一般国道254号		県	富岡市富岡	富岡市一ノ宮	防災	3.69	甘家富岡振興局富岡行政課事務所 富岡甘家広域消防本部
	152	県道10号線(前橋安中富岡線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	防災	0.04	公立富岡総合病院
	153	県道10号線(前橋安中富岡線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	防災	0.23	
	154	一般国道254号		県	富岡市富岡	富岡市富岡	防災	0.54	公立富岡総合病院
	155	市道西富岡内庄線		市	富岡市下高瀬	富岡市内庄	防災	0.39	富岡総合病院
156	市道富岡相野田線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	防災	0.10	公立富岡総合病院	
中之条	157	県道10号線(前橋安中富岡線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.26	富岡製糸場の周辺道路
	158	一般国道254号		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.01	富岡製糸場の周辺道路
	159	県道46号線(富岡神流線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.37	富岡製糸場の周辺道路
	160	一般国道254号		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.07	富岡製糸場の周辺道路
	161	県道46号線(富岡神流線)		県	甘楽町大字小幡	甘楽町大字小幡	景観	0.12	小幡城下町地区の周辺道路
	162	県道197号線(下高瀬小幡線)		県	甘楽町大字小幡	甘楽町大字小幡	景観	0.46	小幡城下町地区の周辺道路
	163	県道44号線(下仁田浅科線)		県	下仁田町大字南野牧	下仁田町大字南野牧	景観	1.20	荒船風穴の周辺道路
	164	県道206号線(富岡停車場線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.23	富岡製糸場の周辺道路
	165	県道46号線(富岡神流線)		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.27	富岡製糸場の周辺道路
	166	一般国道254号		県	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.40	富岡製糸場の周辺道路
沼田	167	町道上町東側、下町東側線		市	沼田町大字小幡	沼田町大字小幡	景観	0.14	小幡城下町地区の周辺道路
	168	町道下町東側、時林線		市	沼田町大字小幡	沼田町大字小幡	景観	0.23	富岡製糸場の周辺道路
	169	市道6260号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.23	富岡製糸場の周辺道路
	170	市道6261号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.19	富岡製糸場の周辺道路
	171	市道6266号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.20	富岡製糸場の周辺道路
	172	市道6267号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	景観	0.14	富岡製糸場の周辺道路
	173	町道0121号線		市	下仁田町大字本宿	下仁田町大字西野牧	その他	1.30	
	174	市道6506号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	その他	0.36	
	175	市道6507号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	その他	0.19	
	176	(仮称)街区道路1号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	その他	0.17	
安中	177	(仮称)街区道路2号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	その他	0.22	
	178	(仮称)街区道路4号線		市	富岡市富岡	富岡市富岡	その他	0.16	
	179	一般国道18号		国	安中市安中	安中市安中5丁目	防災	1.60	主幹道路
	180	一般国道18号		国	安中市安中	安中市安中5丁目	防災	0.38	主幹道路
	181	一般国道18号		国	安中市安中1丁目	安中市安中1丁目	防災	0.64	主幹道路
	182	県道212号線(安中富岡線)	南北中央幹線	県	安中市安中	安中市安中2丁目	防災	0.48	
	183	県道28号線(高崎東吾妻線)		県	東吾妻町大字原町下の町	東吾妻町大字原町下の町	防災	0.15	原町赤十字病院
	184	一般国道353号		県	東吾妻町大字榎栗	東吾妻町大字箱島	防災	6.82	吾妻広域市町村圏振興整備組合消防本部
	185	県道232号線(榎栗伊勢線)		県	中之条町大字伊勢町	中之条町大字伊勢町	防災	0.60	吾妻振興局吾妻行政課事務所
	186	県道232号線(榎栗伊勢線)		県	中之条町大字伊勢町	東吾妻町大字榎栗中西	防災	0.98	吾妻振興局吾妻行政課事務所
太田	187	一般国道145号		県	中之条町大字中之条町	東吾妻町大字原町下の町	防災	2.65	原町赤十字病院
	188	県道35号線(渋川東吾妻線)		県	東吾妻町大字榎栗中西	東吾妻町大字榎栗中西	防災	0.43	吾妻広域市町村圏振興整備組合消防本部
	189	一般国道353号		県	中之条町大字中之条町	中之条町大字中之条町	防災	0.26	吾妻振興局吾妻行政課事務所
	190	一般国道145号		県	中之条町大字中之条町	中之条町大字伊勢町	防災	0.89	吾妻振興局吾妻行政課事務所
	191	県道232号線(榎栗伊勢線)		県	東吾妻町大字榎栗	東吾妻町大字榎栗中西	防災	0.34	
	192	中之条町道中之条町線		市	中之条町大字中之条町	中之条町大字中之条町	防災	0.01	吾妻振興局吾妻行政課事務所
	193	中之条町道中之条一線		市	中之条町大字中之条町	中之条町大字中之条町	防災	0.02	吾妻振興局吾妻行政課事務所
	194	一般国道145号		県	東吾妻町大字原町下の町	東吾妻町大字原町榎栗	その他	0.27	
	195	一般国道145号		県	東吾妻町大字原町榎栗	東吾妻町大字原町榎栗	その他	0.58	
	196	一般国道145号		県	東吾妻町厚田	東吾妻町榎栗	その他	6.40	
桐生	197	一般国道120号		県	沼田市東原新町	沼田市東原新町	防災	1.43	利根沼田振興局利根沼田行政課事務所
	198	一般国道291号		県	沼田市豊野町	沼田市豊野町	防災	0.57	利根沼田振興局利根沼田行政課事務所
	199	県道269号線(戸鹿野下町線)		県	沼田市下之町	沼田市新町	防災	2.33	利根中央病院
	200	一般国道120号		県	沼田市下之町	沼田市下之町	防災	0.03	利根沼田振興局利根沼田行政課事務所
	201	一般国道120号		県	沼田市戸鹿野町	沼田市戸鹿野町	防災	0.20	利根沼田振興局利根沼田行政課事務所
	202	一般国道120号		県	沼田市上原町	沼田市東原新町	防災	0.36	利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防本部
	203	一般国道120号		県	沼田市上原町	沼田市上原町	防災	0.53	独立行政法人国立病院機構沼田病院
	204	一般国道120号		県	沼田市材木町	沼田市下之町	防災	0.60	利根沼田振興局利根沼田行政課事務所
	205	市道1161号線		市	沼田市榎町	沼田市東原新町	防災	0.28	利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防本部
	206	市道13号線		市	沼田市上原町	沼田市上原町	防災	0.97	独立行政法人国立病院機構沼田病院
高崎	207	市道2438号線		市	沼田市新町	沼田市新町	防災	0.50	利根中央病院
	208	市道2035号線		市	沼田市沼須町	沼田市沼須町	防災	0.37	利根中央病院
	209	市道2449号線		市	沼田市沼須町	沼田市沼須町	防災	0.20	利根中央病院
	210	坊新田沼須線		市	沼田市坊新田町	沼田市下之町	その他	0.17	
	211	一般国道50号		国	太田市只引町	太田市吉沢町	防災	1.70	桐生厚生総合病院
	212	一般国道50号		国	太田市丸山町	太田市丸山町	防災	0.70	桐生厚生総合病院
	213	一般国道17号		国	太田市大館町	太田市安養寺町	防災	0.50	地域高規格道路
	214	一般国道50号		国	太田市榎木野町	太田市只引町	防災	2.30	
	215	県道70号線(太田大間々線)		県	太田市大島町	太田市大島町	防災	0.91	太田市消防本部
	216	一般国道407号		県	太田市東本町	太田市東本町	防災	2.61	太田行政課事務所
217	県道2号線(前橋館林線)		県	太田市東本町	太田市東本町	防災	0.28	太田行政課事務所	
218	県道2号線(前橋館林線)		県	太田市西本町	太田市西本町	防災	0.59	太田行政課事務所	
219	一般国道122号		県	太田市安良岡町	太田市東今泉町	防災	1.50	太田行政課事務所	
220	一般国道122号		県	太田市東今泉町	太田市丸山町	防災	0.40	太田行政課事務所	
221	県道323号線(鳥山竜舞線)		県	太田市鳥山下町	太田市鳥山下町	防災	0.25	太田市消防本部	
222	県道78号線(太田大間々線)		県	太田市大島町	太田市大島町	防災	0.32	SURARU健康保険組合太田記念病院	
223	県道2号線(前橋館林線)		県	太田市東本町	太田市西本町	防災	0.66	太田行政課事務所	
224	県道5号線(足利太田線)	太田足利線	県	太田市高瀬町	太田市高瀬町	その他	0.25		
225	県道5号線(足利太田線)	太田足利線	県	太田市高瀬町	太田市高瀬町	その他	0.33		
226	県道316号線(太田桐生線)		県	太田市北金井町	桐生市広沢町6丁目	その他	3.30		
227	一般国道50号		国	みどり市笠懸町阿左美	みどり市笠懸町阿左美	防災	0.50	主幹道路	
228	一般国道50号		国	みどり市笠懸町阿左美	みどり市笠懸町阿左美	防災	0.40	主幹道路	
229	一般国道50号		国	桐生市広沢町6丁目	桐生市広沢町7丁目	防災	0.65	桐生厚生総合病院	
230	一般国道50号		国	桐生市広沢町3丁目	桐生市広沢町4丁目	防災	0.75	桐生厚生総合病院	
231	一般国道50号		国	みどり市笠懸町阿左美	みどり市笠懸町阿左美	防災	0.25	桐生厚生総合病院	
232	一般国道50号		国	みどり市笠懸町阿左美	みどり市笠懸町阿左美	防災	0.25	桐生厚生総合病院	
233	一般国道122号		県	桐生市相生町2丁目	桐生市相生町1丁目	防災	1.50	桐生みどり振興局桐生行政課事務所	
234	県道68号線(桐生伊勢崎線)		市	桐生市相生町1丁目	桐生市相生町阿左美	防災	1.40	桐生厚生総合病院	
235	県道68号線(桐生伊勢崎線)		市	桐生市相生町1丁目	桐生市相生町1丁目	防災	0.43	桐生厚生総合病院	
236	市道1級36号線		市	桐生市相生町1丁目	桐生市相生町1丁目	防災	0.33	桐生厚生総合病院	
237	市道1級35号線		市	桐生市清瀬町	桐生市清瀬町	防災	0.34	桐生厚生総合病院	
238	市道2級35号線		市	桐生市清瀬町	桐生市元沼町	防災	0.22	桐生市消防本部	
239	市道2級35号線		市	桐生市織姫町	桐生市清瀬町	防災	0.21	桐生厚生総合病院	
240	市道2-35号線		市	桐生市元沼町	桐生市清瀬町	防災	0.07		
241	県道351号線(西桐生停車場線)		県	桐生市末広町	桐生市宮前町2丁目	その他	0.18		

無電柱化推進計画 無電柱化計画路線リスト

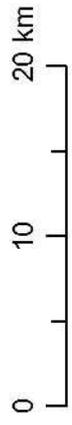
青枠：優先区間を示す

エリア	No	路線名	都市計画道路名	管理者	起点住所	終点住所	区分	整備計画 道路延長 (km)	備考
桐生	242	県道3号線（前橋大間々桐生線）	赤岩線	県	桐生市宮前町1丁目	桐生市場町3丁目	その他	1.05	
	243	県道69号線（渡良瀬幹線道路）		県	桐生市新里町新川	みどり市笠懸町産	その他	2.50	
	244	一般国道122号		県	みどり市大間々町	みどり市大間々町	その他	0.40	
	245	市道1-33号線		市	桐生市錦町1丁目	桐生市美原町	その他	0.48	
	246	市道1-35号線		市	桐生市美原町	桐生市美原町	その他	0.36	
	247	市道2-35号線		市	桐生市錦町3丁目	桐生市錦町3丁目	その他	0.28	
	248	市道2-34号線		市	桐生市末広町	桐生市稲荷町	その他	0.69	
館林	249	一般国道354号		県	館林市羽附町	館林市羽附町	防災	2.13	館林地区消防組合消防本部
	250	一般国道122号		県	館林市富士見町	館林市栄町	防災	0.40	館林厚生病院
	251	一般国道354号		県	館林市羽附町	館林市緑町2丁目	防災	1.44	館林厚生病院
	252	県道2号線（前橋館林線）	中央通り線	県	館林市本町1丁目	館林市本町2丁目	防災	0.46	
	253	一般国道354号		県	館林市新宿1丁目	館林市緑町2丁目	防災	0.61	
	254	一般国道354号		県	館林市富士原町	館林市富士原町	防災	0.44	
	255	県道2号線（前橋館林線）	大手町大街道線	県	館林市本町1丁目	館林市西本町	防災	0.12	
	256	県道2号線（前橋館林線）	大手町大街道線	県	館林市西本町	館林市西本町	防災	0.28	
	257	一般国道354号		県	館林市富士原町	館林市富士見町	防災	1.00	館林厚生病院～館林地区消防組合消防本部
	258	一般国道354号		県	館林市富士原町	館林市新宿1丁目	防災	0.40	館林厚生病院～館林地区消防組合消防本部
	259	市道1111号線		市	館林市仲町	館林市西本町	防災	0.25	邑楽館林振興局館林行政課税務所
	260	県道142号線（総貫篠塚線）		県	大泉町中央1丁目	大泉町東小泉1丁目	その他	0.31	
	261	県道7号線（佐野行田線）		県	館林市城町	館林市東広内町	その他	0.92	
	262	県道142号線（総貫篠塚線）		県	大泉町東小泉1丁目	大泉町東小泉1丁目	その他	0.92	
	263	一般国道122号		県	館林市北成島町	館林市苗木町	その他	3.20	
	264	市道8001号線（大手町大街道線）		市	館林市本町1丁目	館林市本町1丁目	その他	0.08	
	265	(都)中央通り線		市	館林市本町1丁目	館林市本町1丁目	その他	0.11	
	266	邑楽千代田線	3・4・82邑楽千代田線	町	千代田町赤岩	千代田町赤岩	その他	1.80	

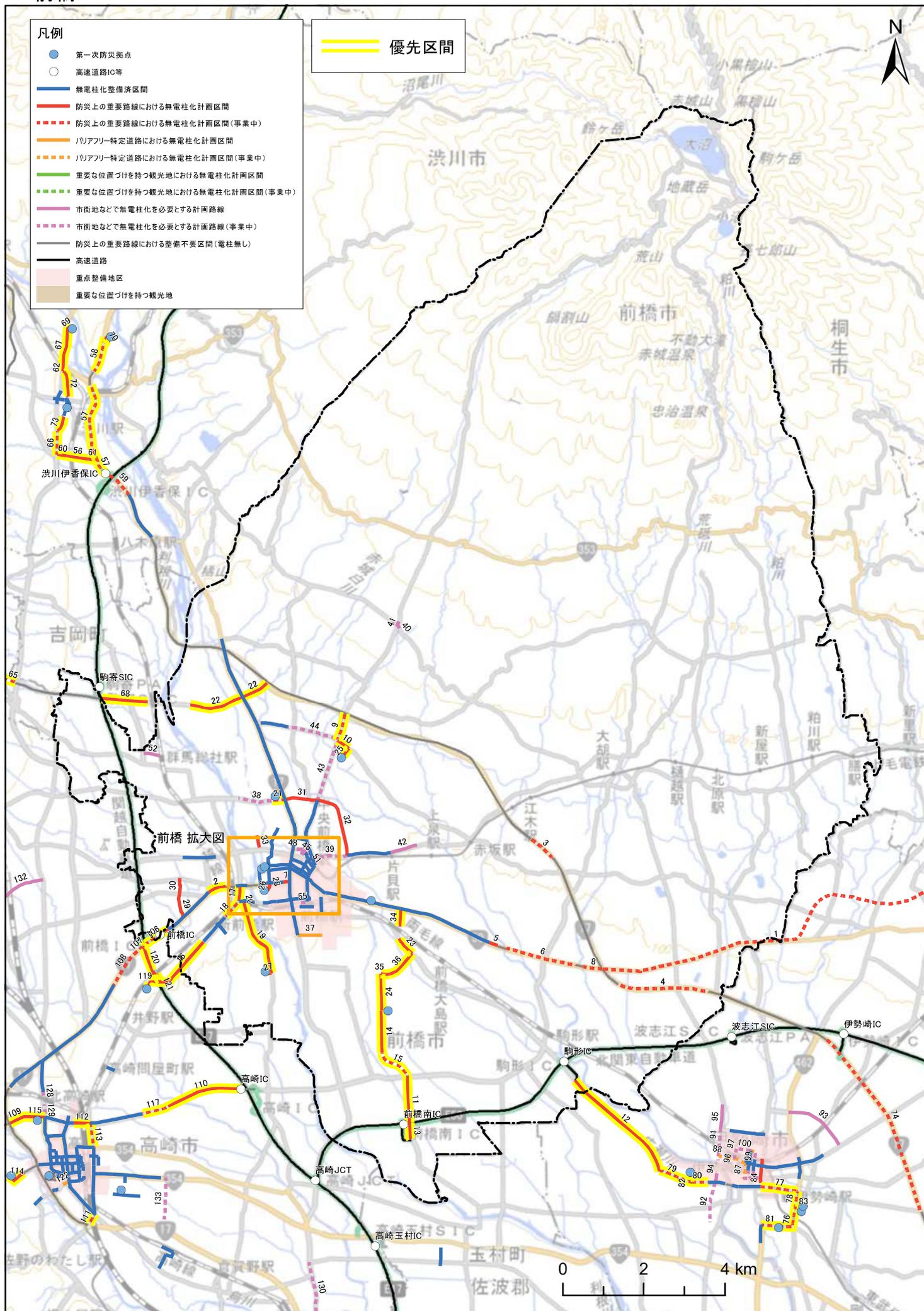


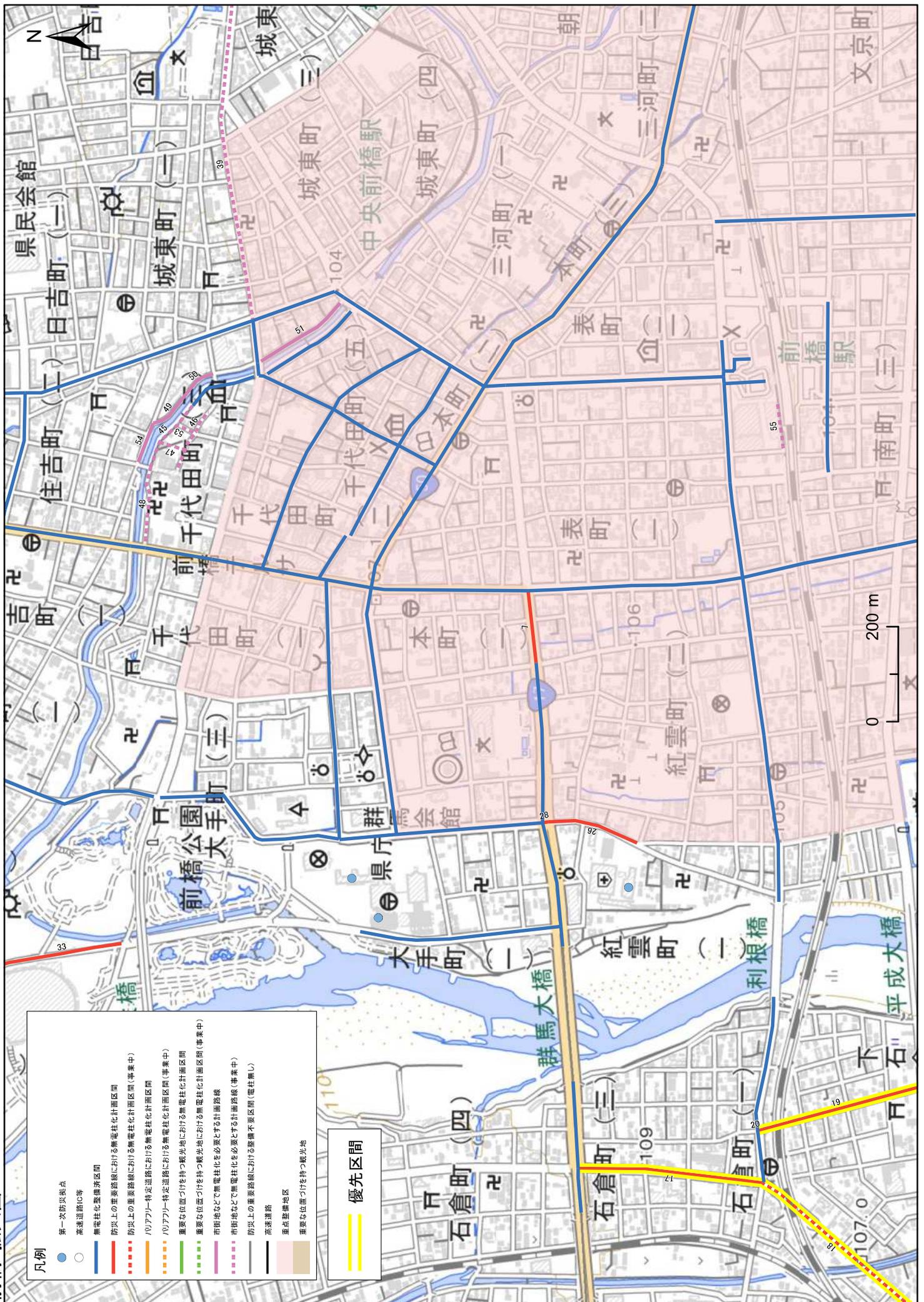
凡例

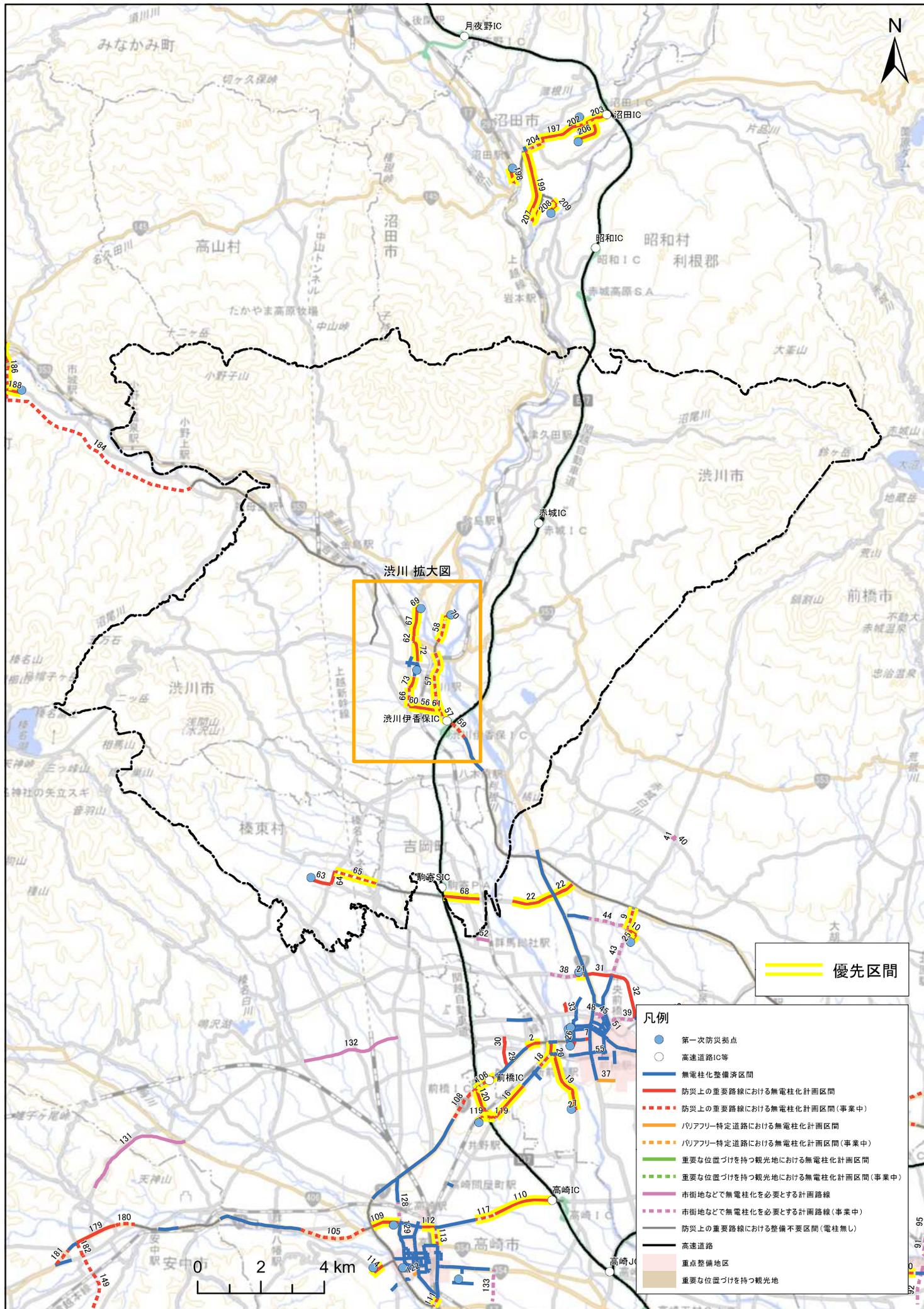
- 第一次防災拠点
- 高速道路IC等
- 無電柱化整備済区間
- 防災上の重要路線における無電柱化計画区間
- 防災上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
- ハリアフリー-特定道路における無電柱化計画区間
- ハリアフリー-特定道路における無電柱化計画区間(事業中)
- 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
- 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間(事業中)
- 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線
- 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線(事業中)
- 防災上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)
- 高速道路
- 重点整備地区
- 重要な位置づけを持つ観光地



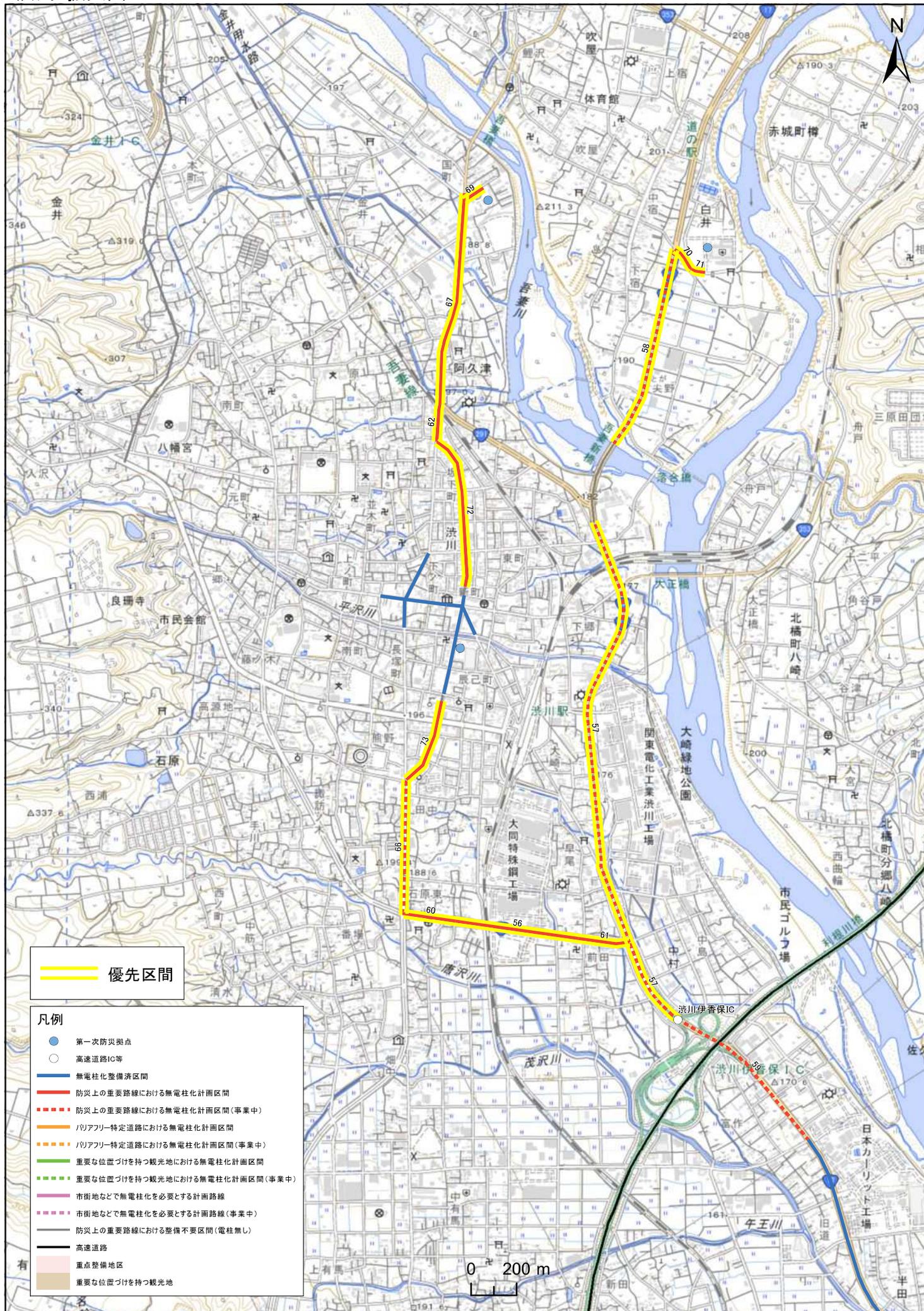
1 前橋



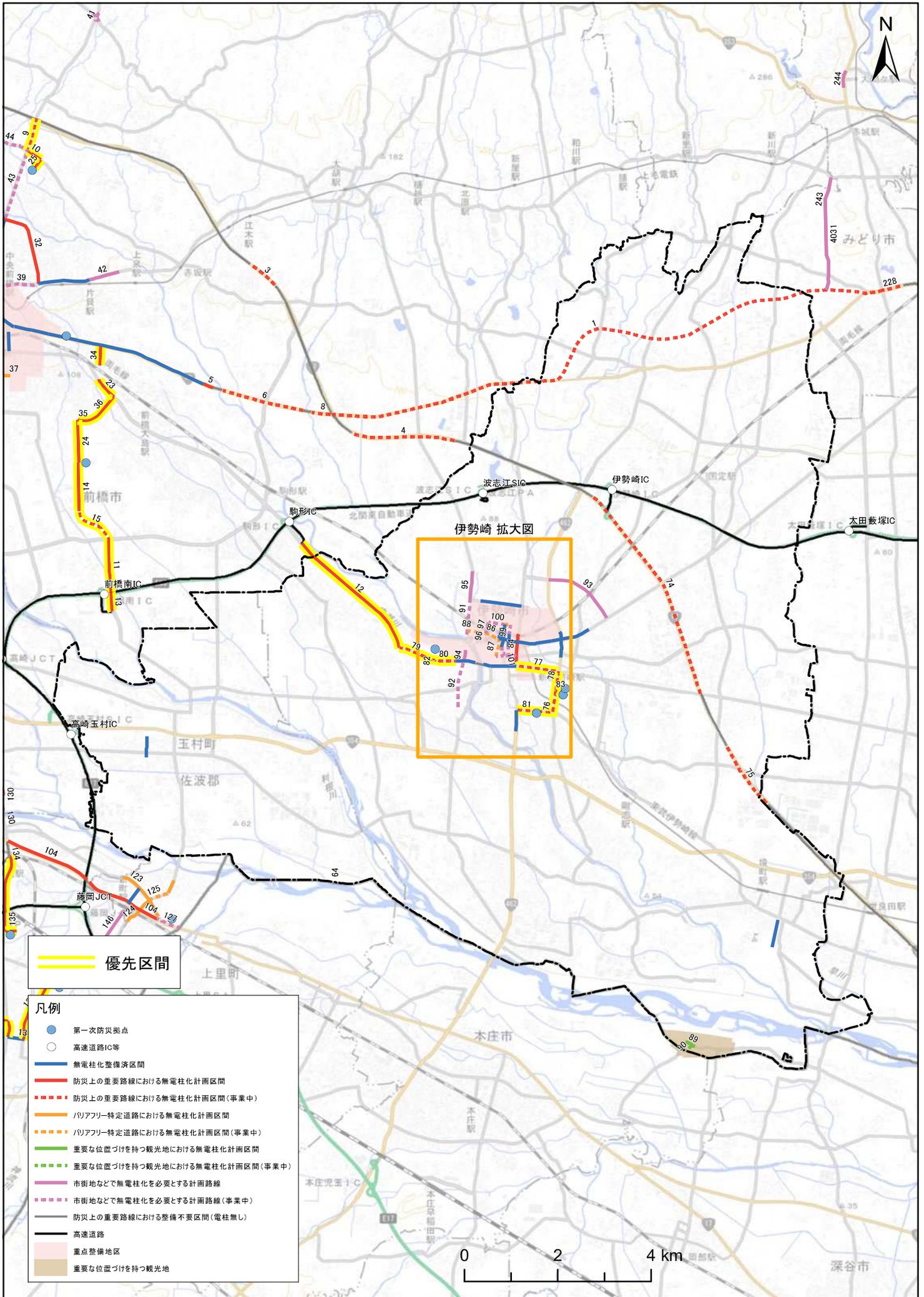




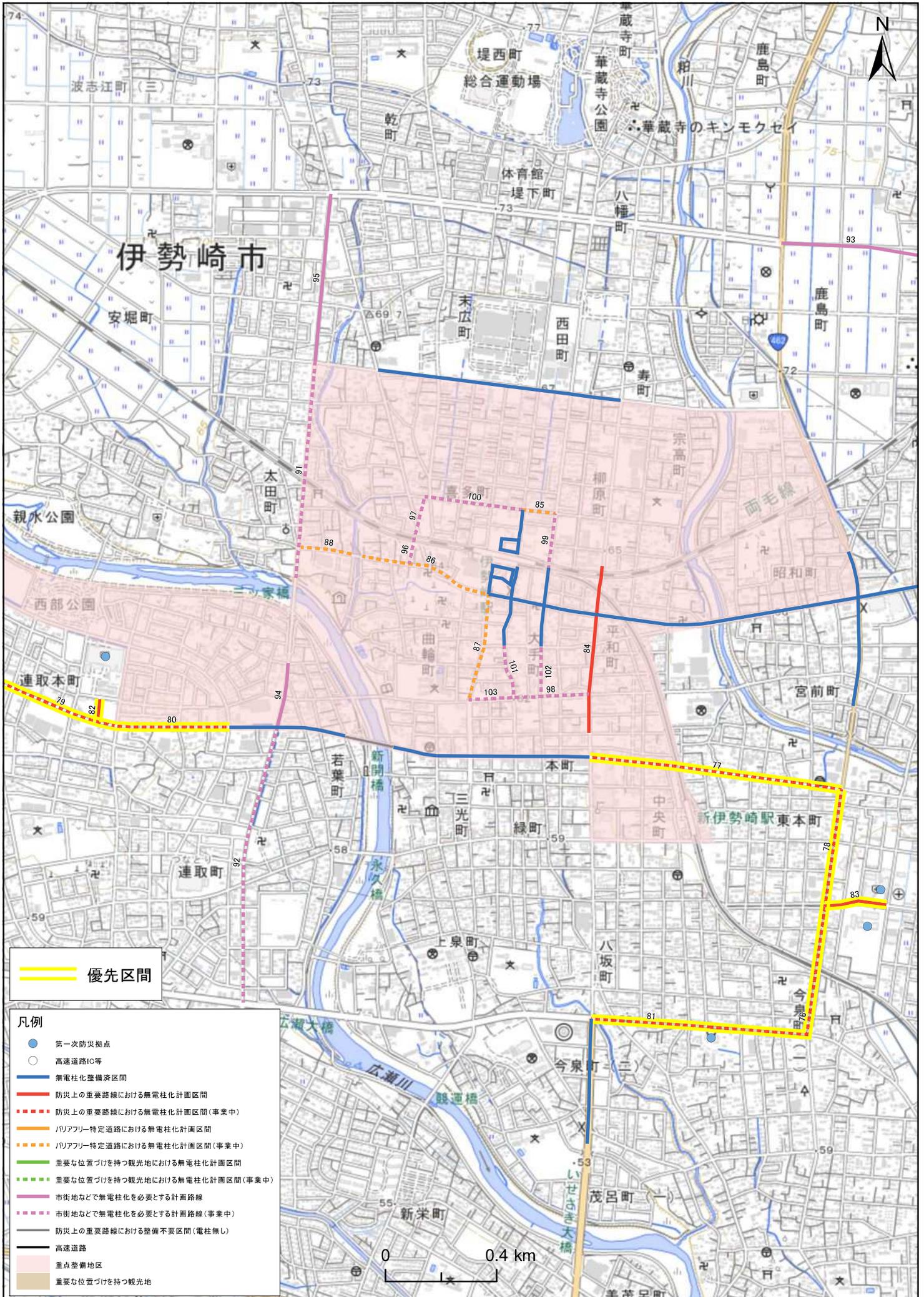
渋川 拡大図



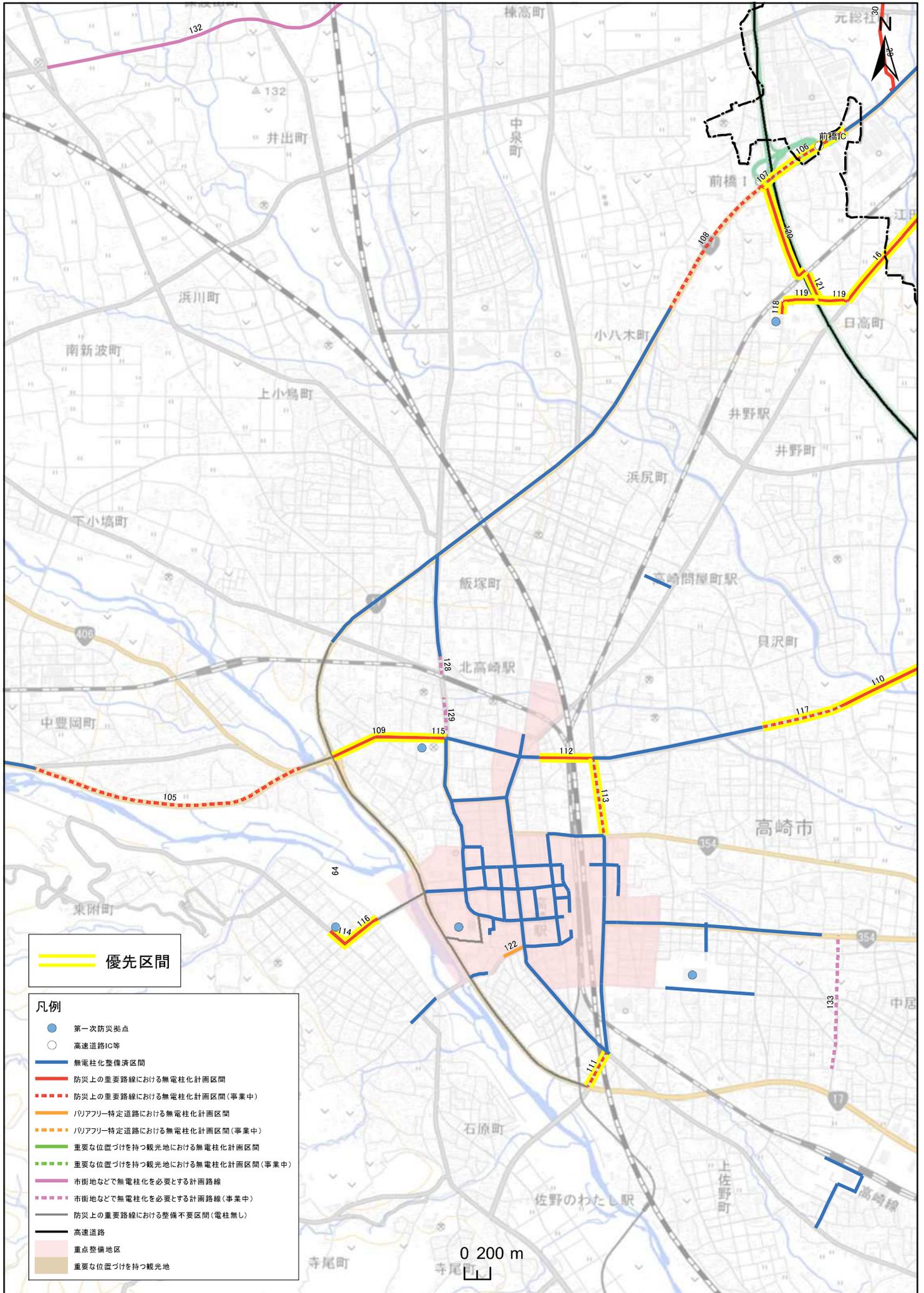
3 伊勢崎

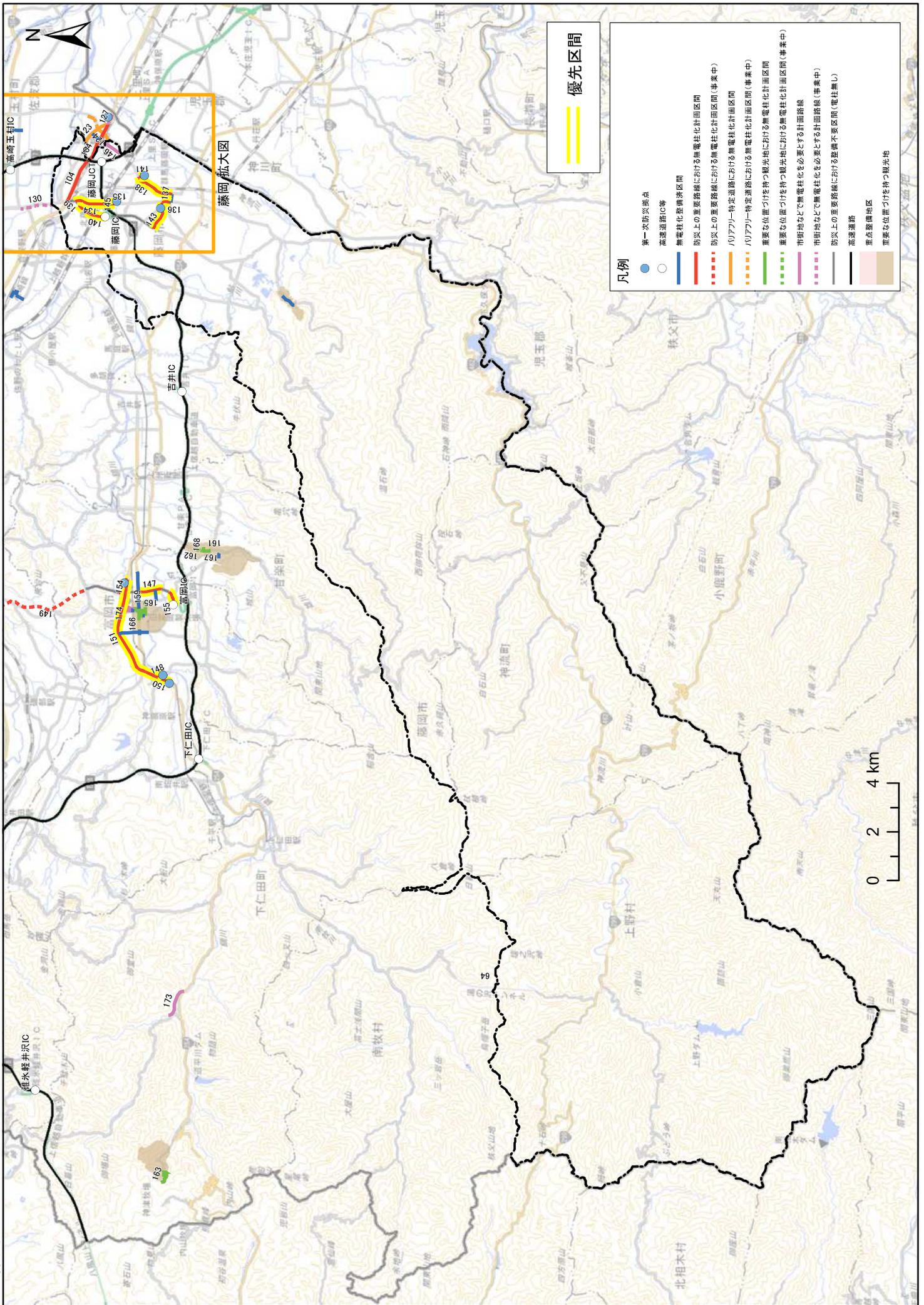


伊勢崎 拡大図



高崎 拡大図

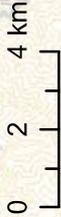




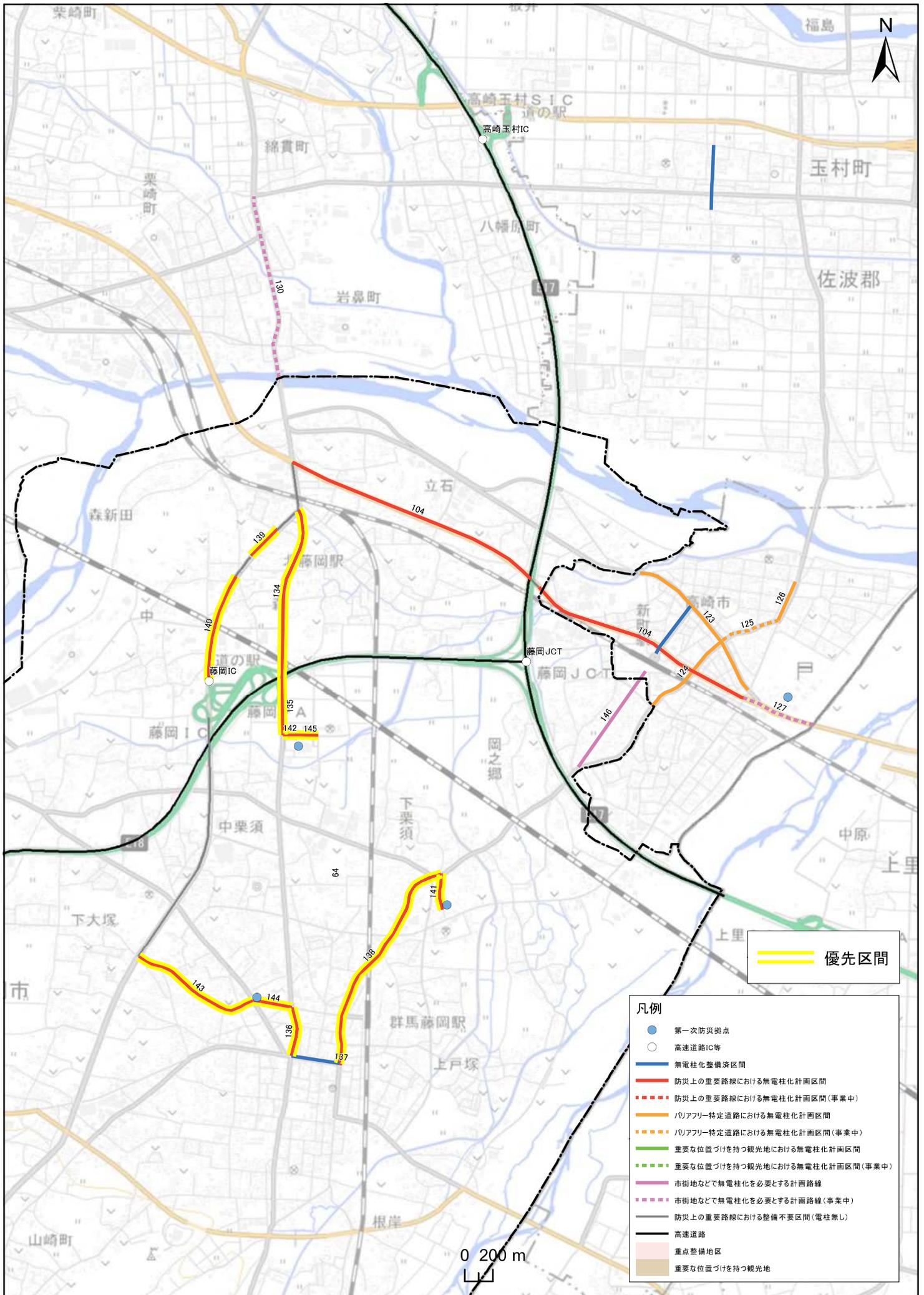
優先区間

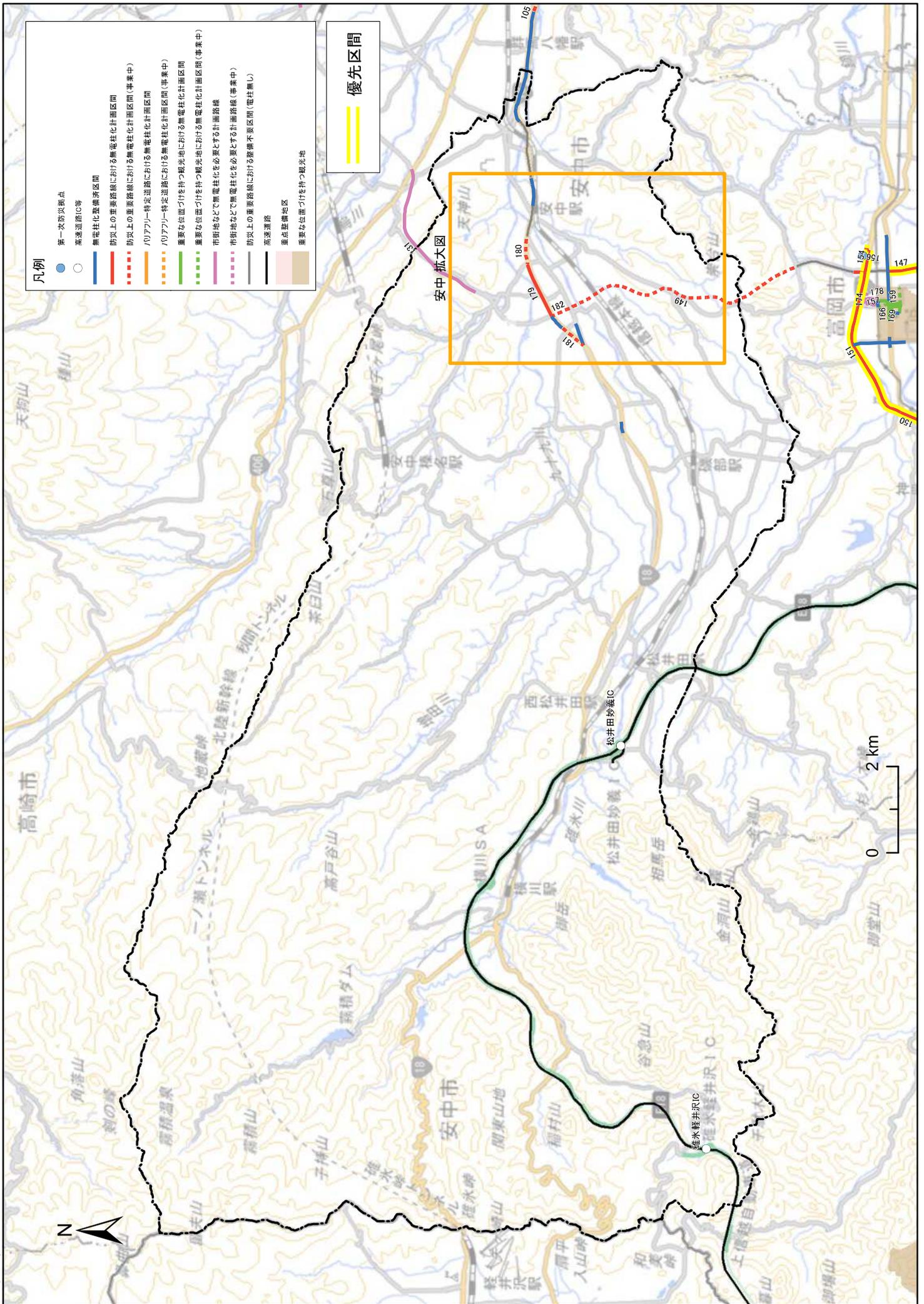
凡例

- 第一次防災拠点
- 高速道路IC等
- 無電柱化整備計画区間
- 防以上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
- 防以上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
- IVアリアー特定道路における無電柱化計画区間
- IVアリアー特定道路における無電柱化計画区間(事業中)
- 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
- 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間(事業中)
- 市町村などで無電柱化を必要とする計画路線
- 防以上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)
- 無電柱区間
- 重点整備地区
- 重要な位置づけを持つ観光地

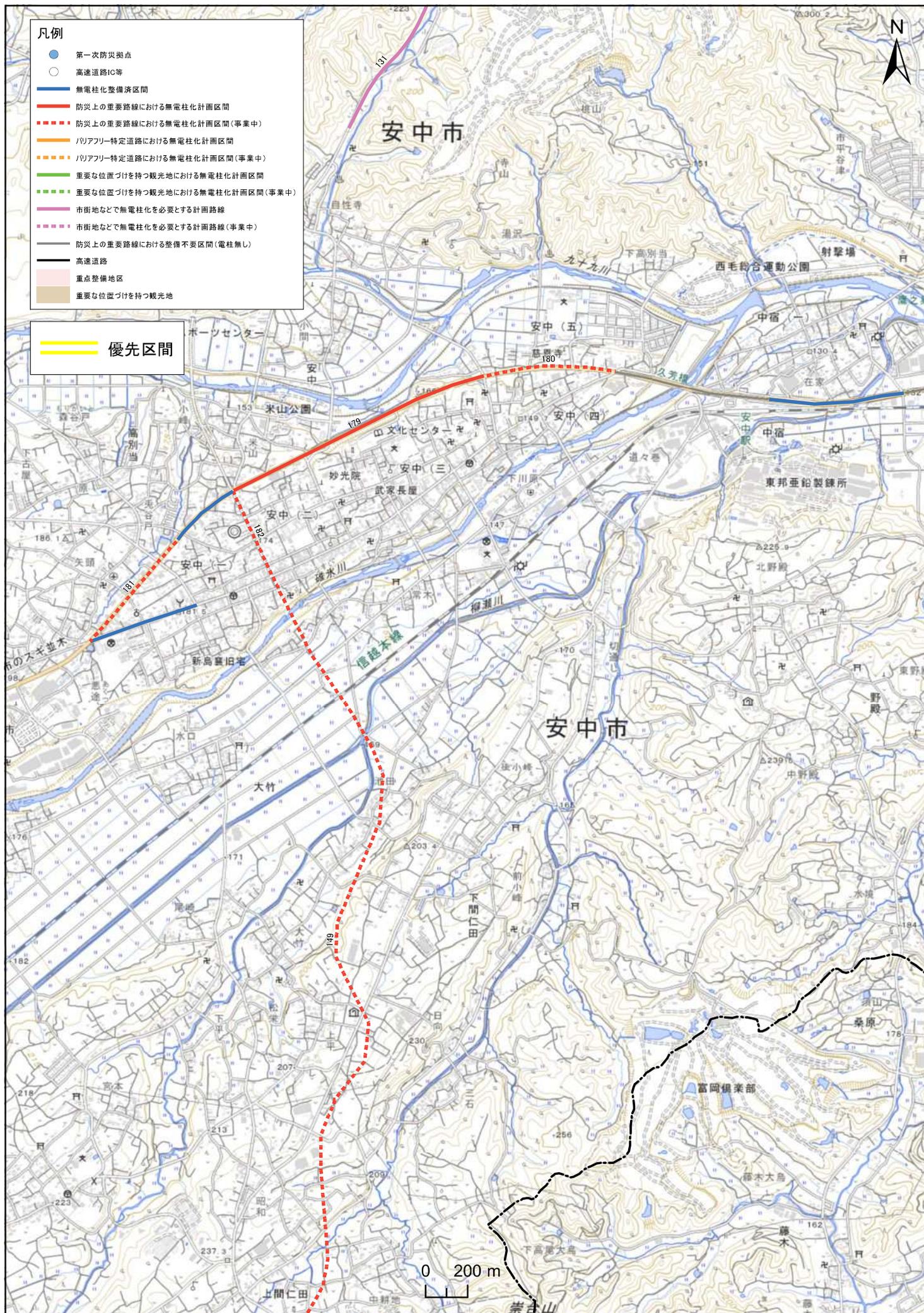


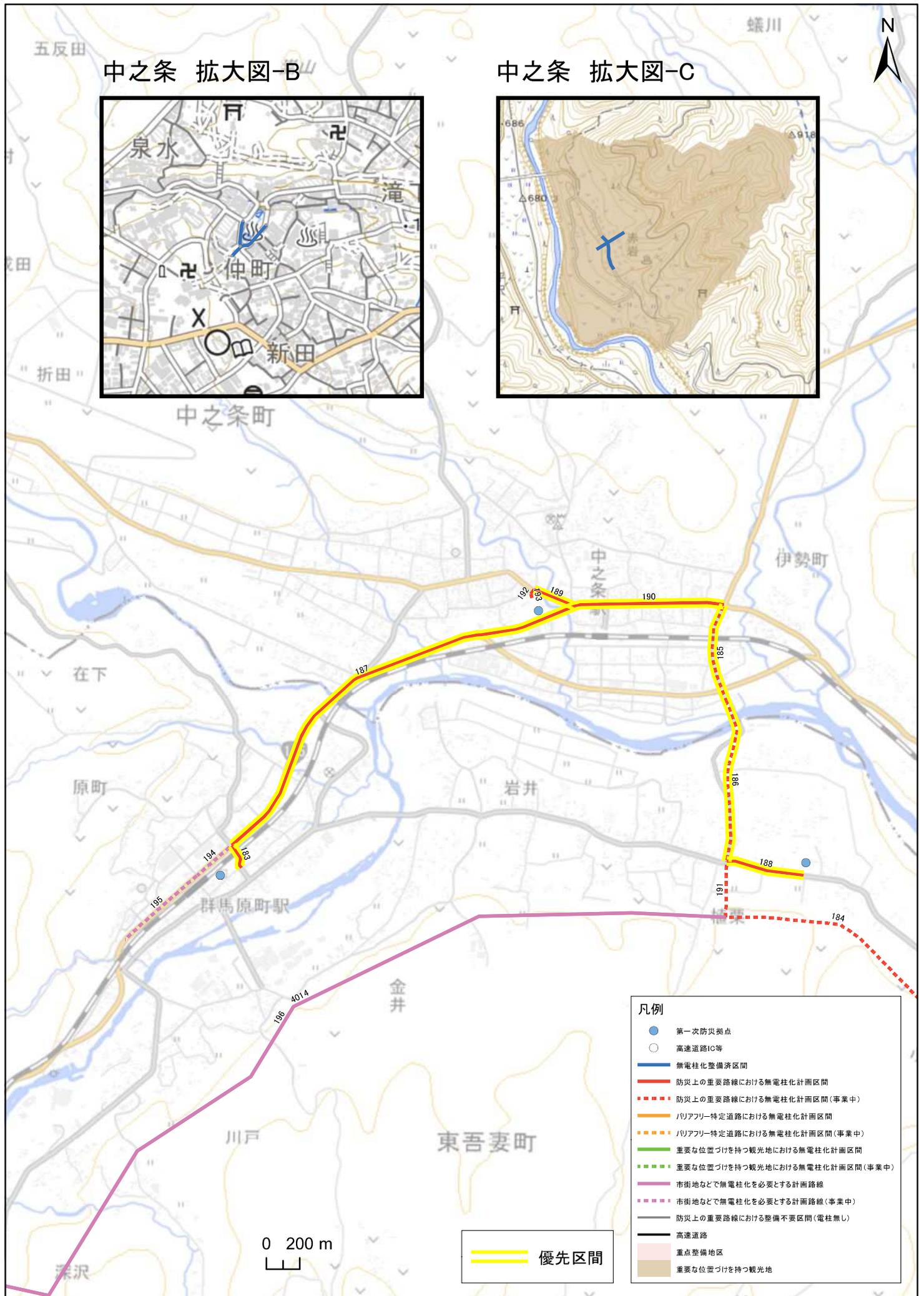
藤岡 拡大図



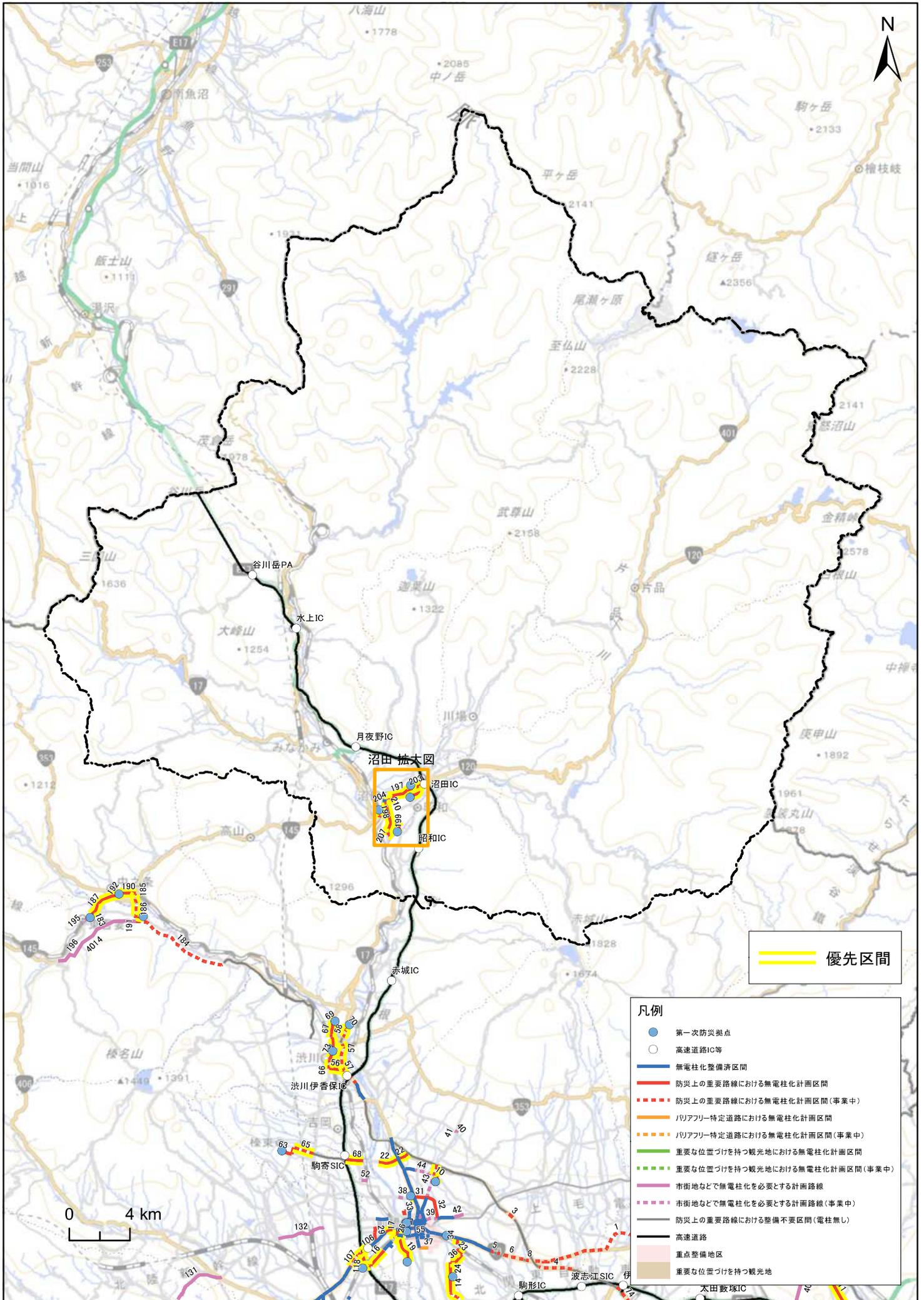


安中 拡大図





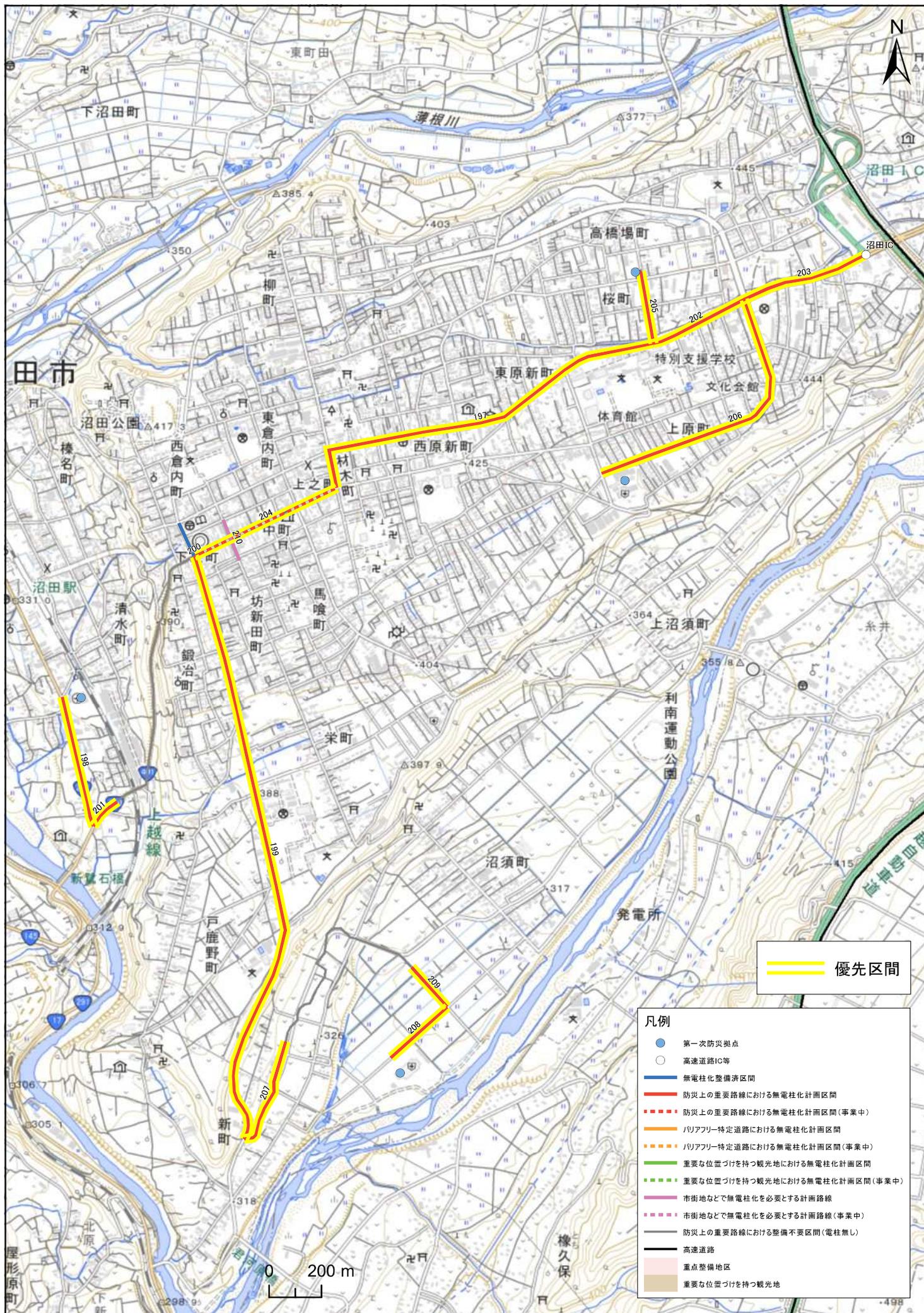
- 凡例
- 第一次防災拠点
 - 高速道路IC等
 - 無電柱化整備済区間
 - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間
 - - - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
 - barrierフリー特定道路における無電柱化計画区間
 - - - barrierフリー特定道路における無電柱化計画区間(事業中)
 - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
 - - - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間(事業中)
 - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線
 - - - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線(事業中)
 - 防災上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)
 - 高速道路
 - 重点整備地区
 - 重要な位置づけを持つ観光地



優先区間

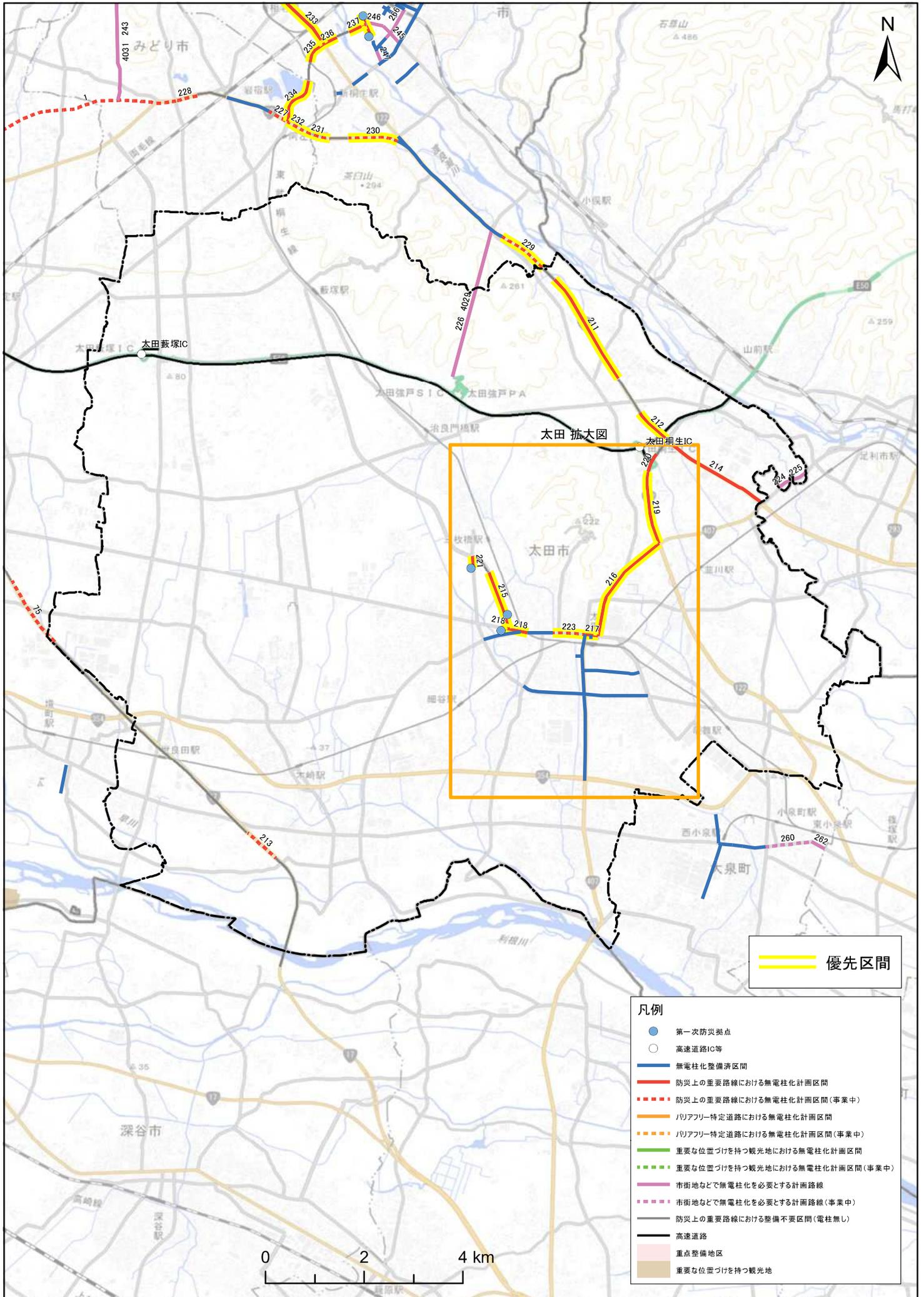
- 凡例
- 第一次防災拠点
 - 高速道路IC等
 - 無電柱化整備済区間
 - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間
 - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
 - バリアフリー特定道路における無電柱化計画区間
 - バリアフリー特定道路における無電柱化計画区間(事業中)
 - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
 - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間(事業中)
 - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線
 - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線(事業中)
 - 防災上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)
 - 高速道路
 - 重点整備地区
 - 重要な位置づけを持つ観光地

沼田 拡大図



== 優先区間

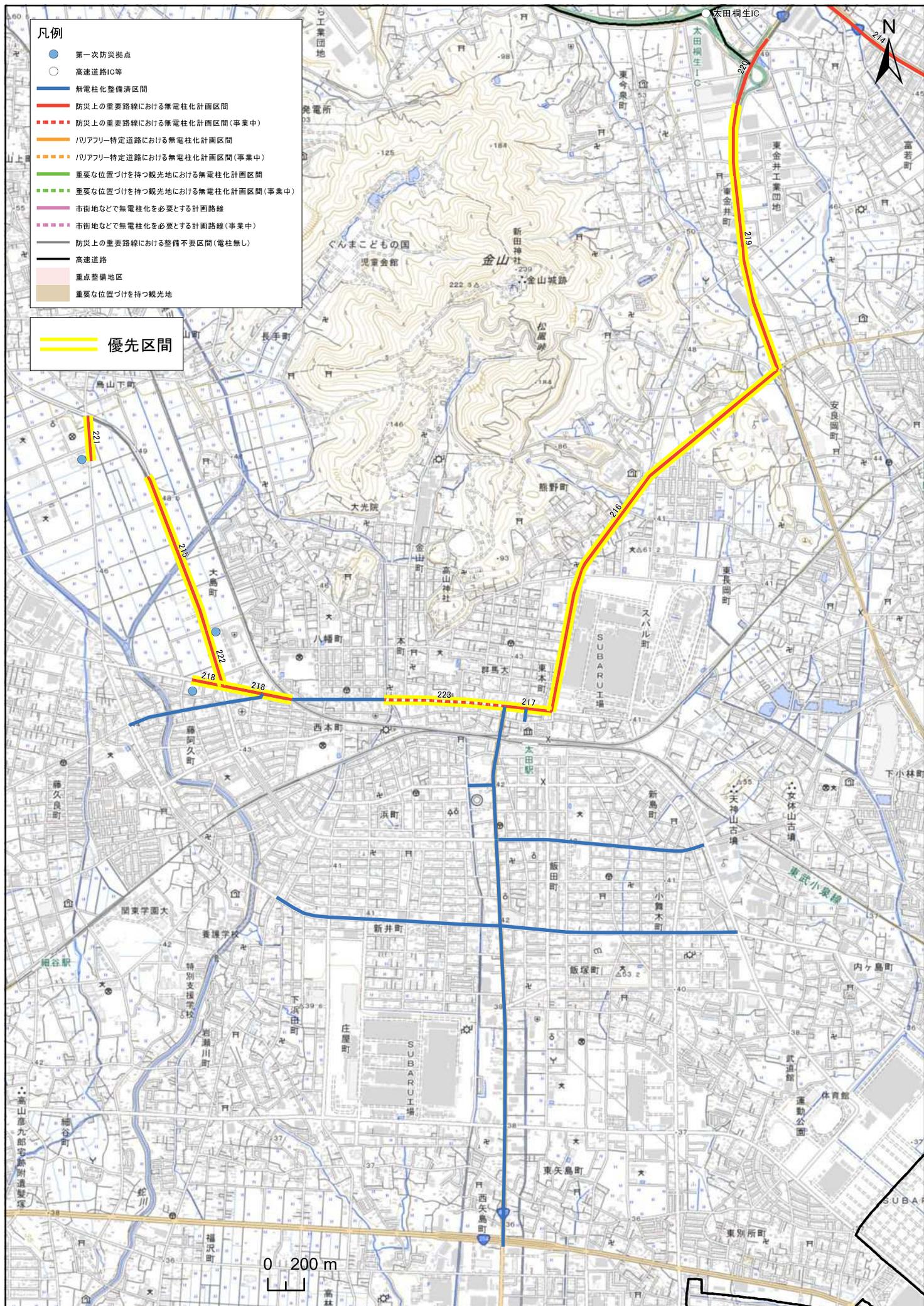
- 凡例
- 第一次防災拠点
 - 高速道路IC等
 - 無電柱化整備済区間
 - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間
 - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
 - バリアフリー特定道路における無電柱化計画区間
 - バリアフリー特定道路における無電柱化計画区間(事業中)
 - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
 - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間(事業中)
 - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線
 - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線(事業中)
 - 防災上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)
 - 高速道路
 - 重点整備地区
 - 重要な位置づけを持つ観光地

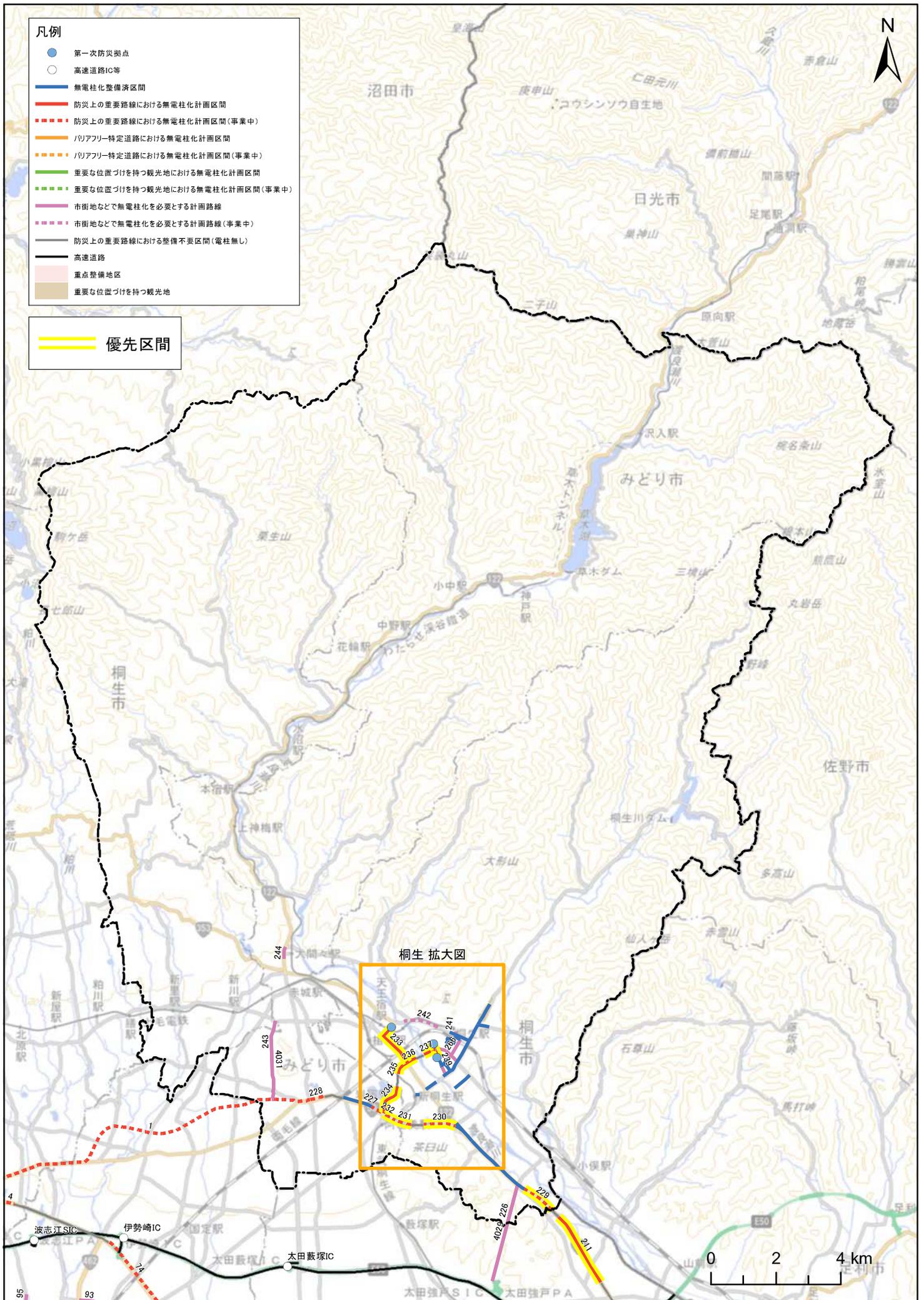


== 優先区間

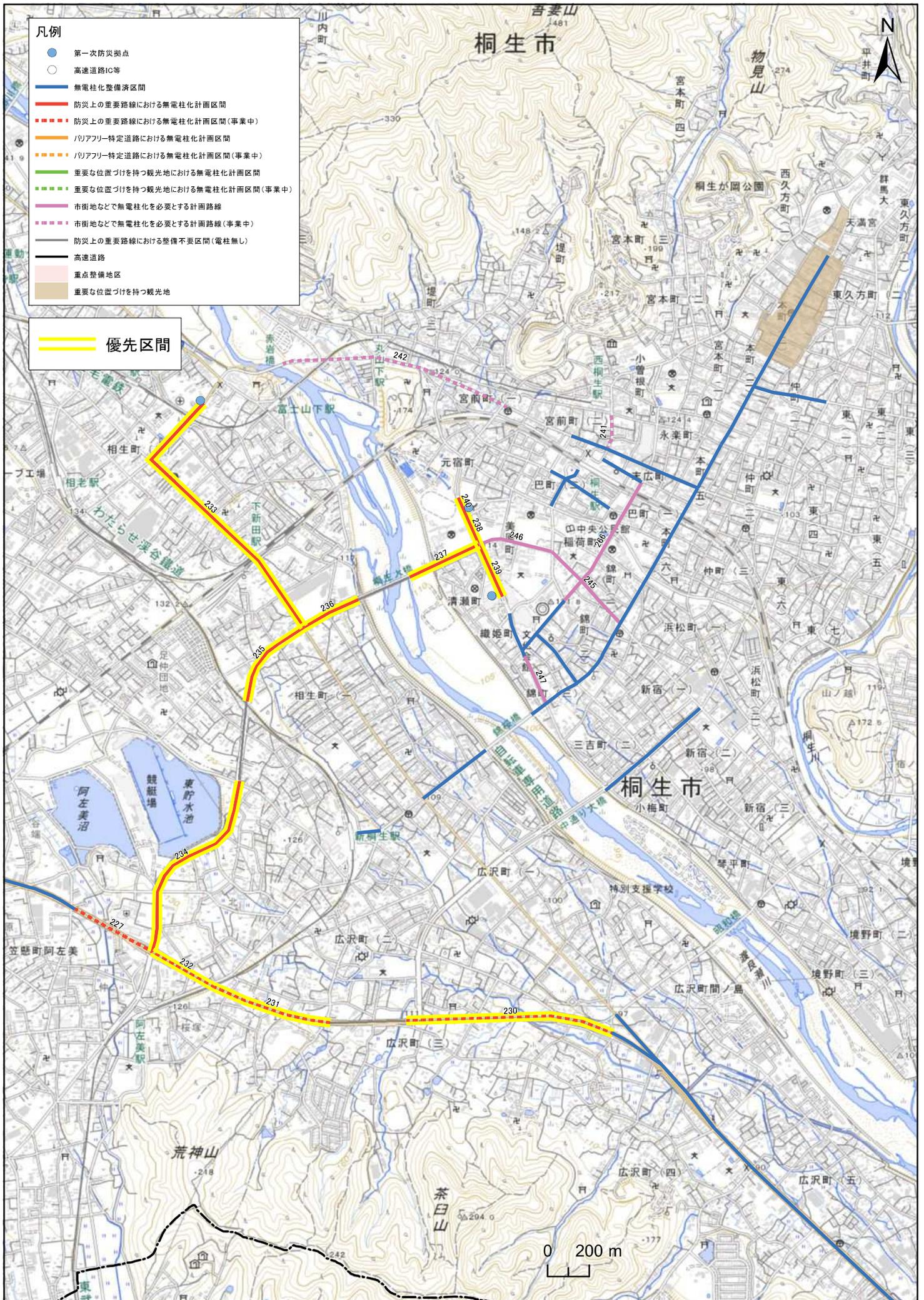
- 凡例
- 第一次防災拠点
 - 高速道路IC等
 - 無電柱化整備済区間
 - 防災上の重要路線における無電柱化計画区間
 - ⋯ 防災上の重要路線における無電柱化計画区間(事業中)
 - barrierフリー特定道路における無電柱化計画区間
 - ⋯ barrierフリー特定道路における無電柱化計画区間(事業中)
 - 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
 - ⋯ 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間(事業中)
 - 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線
 - ⋯ 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線(事業中)
 - 防災上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)
 - 高速道路
 - 重点整備地区
 - 重要な位置づけを持つ観光地

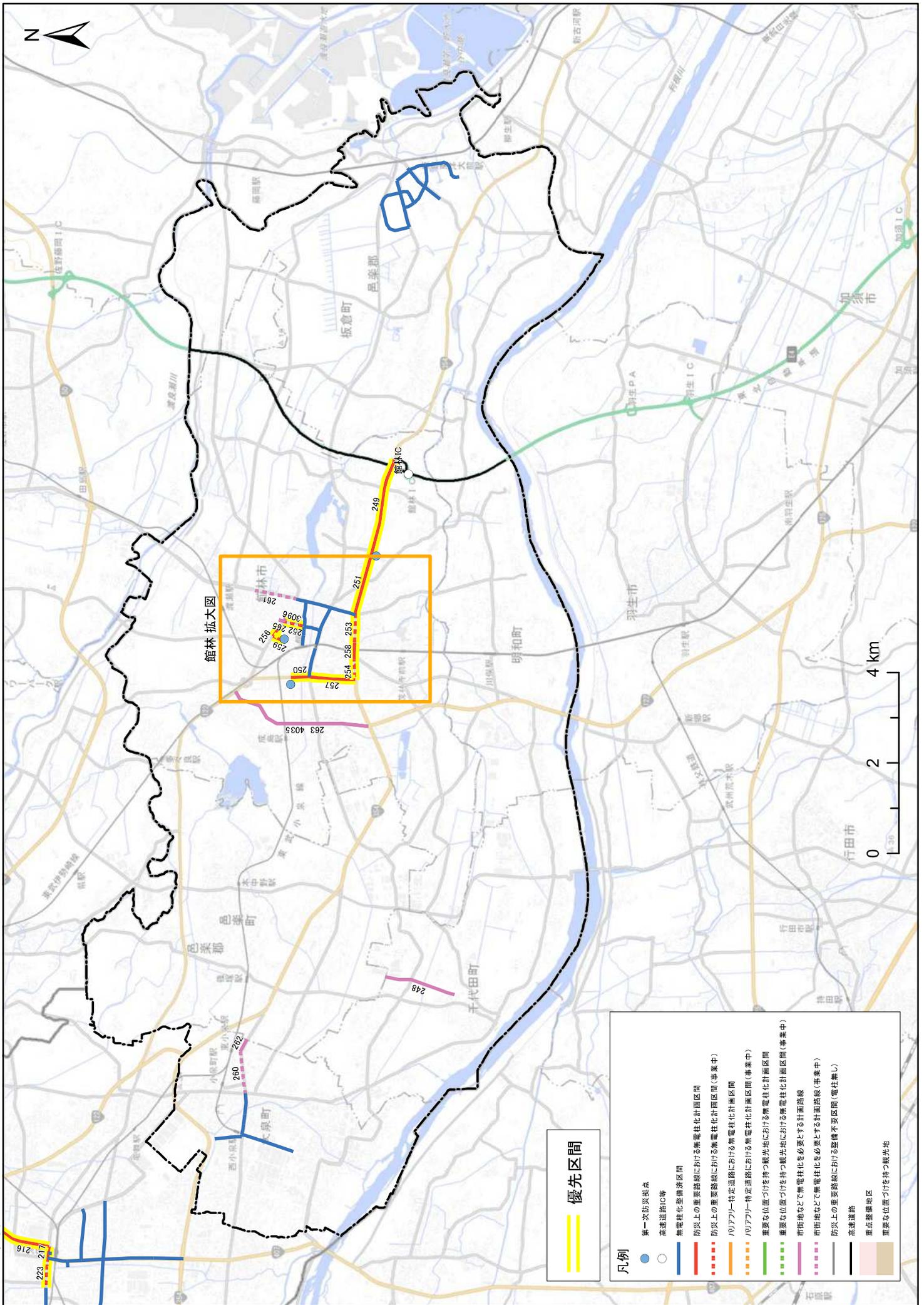
太田 拡大図



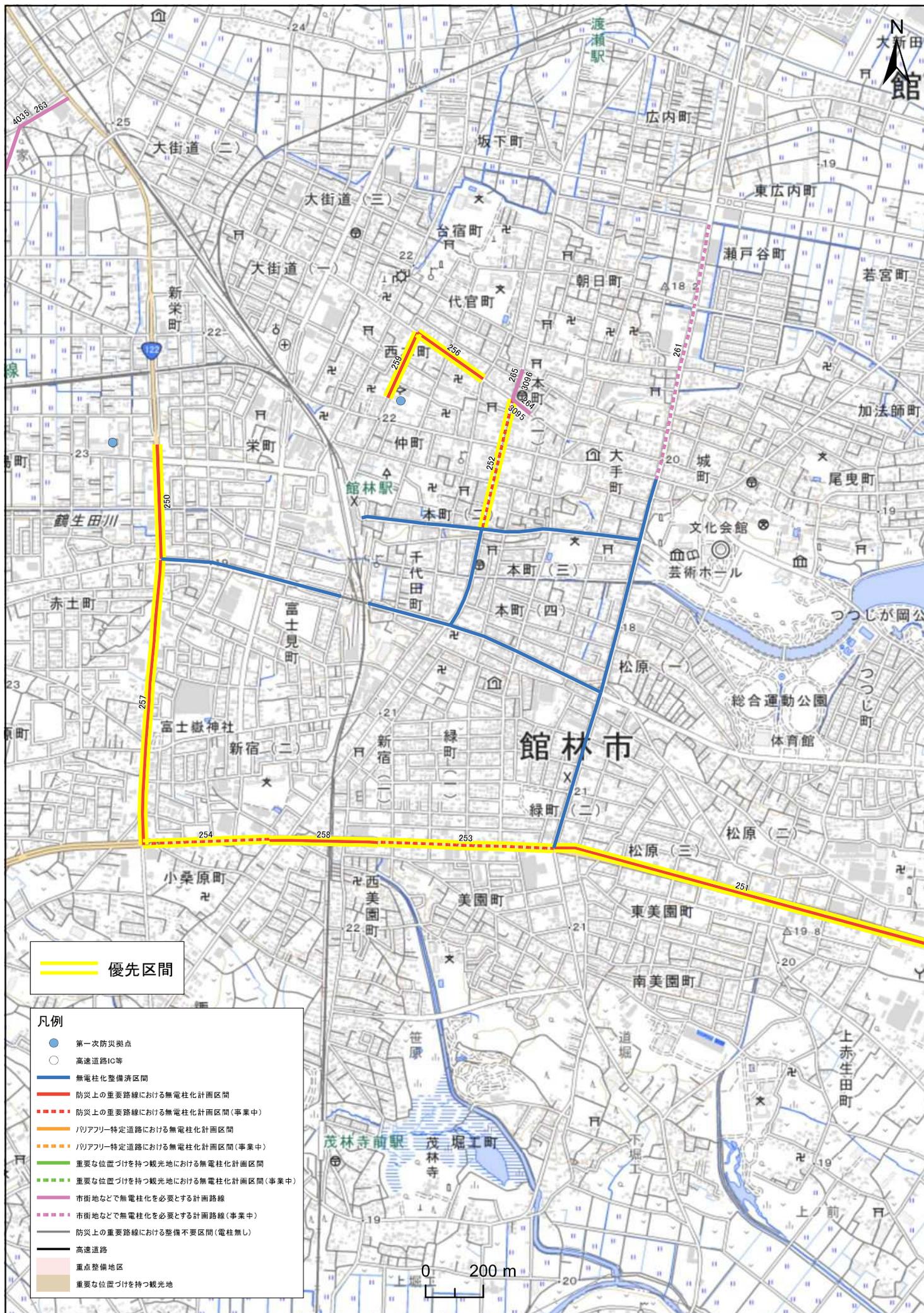


桐生 拡大図





館林 拡大図



群馬県無電柱化推進計画 2025

■2025年3月

■発行・編集 群馬県
〒371-8570
前橋市大手町一丁目1番1号
県土整備部道路管理課交通安全対策室交通安全係
電話 027-226-3600（直通）